

18世紀後半北部ベンガルの農業社会構造（3）

谷 口 晋 吉

はじめに

本稿は、表題の論文の第3篇に当たる。第1篇において、我々は、地方領主（ザミンダール）の支配体制という視角からこの地域の農業社会を捉え、ザミンダールが農業社会をどの様に上から秩序付けようとしたのかという点の解明を試みた。具体的には、そこでは、ザミンダールの財政構造（収入と支出の構造）、在地社会の統治構造（地代徴収と治安維持の機構、司法機能、社会的・宗教的秩序への関与）等が論じられた。第2篇では、少々回り道をして、当時の北部ベンガルの農業生産の生態学的な環境、生産技術、作物の作付構成、地域的多様性、農産物の流通などの諸問題を具体的に追究した。

この第3篇では、北ベンガルの農民をめぐる諸問題を、第1篇で為された様な支配の問題としてではなく、村落社会秩序、農家経営、農民の階層化などの農民社会内部の問題として把握しようとしている。この様な問題をどの様な政治史的な枠組みの中で読み込もうとしているかについては、既に、第1篇の冒頭で簡単に述べたので、繰り返す事はしない。ところで、周知の様に、インドの社会は、バラモンと時の権力者による独特な社会理論（カースト的社会理論）によって特定の枠組が与えられていたのであり、

農民社会といえど、この社会的規制から全く自由ではありえなかった。しかし、このような規制がバラモンの理論家の主張する様な完成した姿で村の中でも機能していたと想定するなら、それは現実の歴史を余りにも単純化し過ぎる事になろう。特に、本稿の対象とする様なヒンドゥー文化圏の辺境部においてはそうである。しかし、このような、いわば農民社会の宗教・社会・文化的側面についての検討は、別稿に譲りたい。¹⁾

本稿は、村社会と農民層の政治・経済的内部構造を扱うが、その焦点は自ずから富農（ジョトダール）層に合わされる。この富農層の政治経済学的分析はベンガル社会経済史研究のメイン・テーマであるといつてよい。²⁾ 1953年のムケルジー（R. K. Mukherjee）の社会学的な調査を別とすると、歴史研究としては、チョードリー（B. B. Chaudhuri）の1957年の論文、1963年のシンハ（N. K. Sinha）の著書を先駆として研究の蓄積が為されてきたが、1978年のライ（Ratnalekha Ray）の著書の出版が、その明確な問題の設定と史料の博搜、はぎれのよい語り口の故に、その後の研究の出発点をなしたと言えるだろう。³⁾ 我が国においては、高島稔の一連の研究⁴⁾が、独自の鋭い問題意識と基本的史料の丹念な読解によって一つの研究領域を切り開いたが、残念ながらそれらは全て日本語で書かれた論文であるため、国際的な影響力は持ち得ていない。本稿は、ライの研究とは独立に為されたものであるが、⁵⁾ その主旨においてライ説に近い点が多い。先に述べた様に、ライ説が、否定的であれ肯定的であれ、その後の多くの研究の出発点となっているので、ライの議論の重要な点を私なりにまとめておこう。

ライはベンガル農業社会を構成するものとして、次の7つの集団を挙げる。(1) 国家権力（主権者）(2) ザミンダールと分離タルクダール (3) 政府やザミンダールの地方役人 (4) 郷紳 (5) 村長、村の長老、富農 (6) 一般農民 (7) 土地なし労働者である。ライによれば、(1) は、イギリス

東インド会社政府とその現地人協力者であり、(2)、(3)には、多数の高位ヒンドゥー・カースト（多くはバラモン、カーヤスタ、バイディヤであり、少数の外来クシャトリヤもいる。）の他に、カイバルッタ⁶⁾やテリー⁷⁾などシュードラに属する者もいた。また、この中には若干の上級ムスリム（Ashraf）もいた。(4)は、インド社会に特有の人々であり、バラモンを筆頭にする高位カースト者とムスリムの聖者、聖職者で宗教的な施与地を与えられた者、サービス、功績等により国家やザミンダールから賜与地を与えられた者、更に開発主としての功績により特権的な土地保有を許された者などが入る。(5)、(6)は、様々な農業カースト（代表的なのはサドゴーパ、カイバルッタ、ナマスードラ、ラージバンシー）と多数の下級ムスリム（Atraf, Ajlaf）からなり、(7)は主に不可触民と部族民⁸⁾からなる。こうして、ライ説の一つの特徴は、政治経済的な階層性と社会・儀礼的階層性の間に密接な連関があるとする点にある。

ライ説のもう一つの特徴は、ベンガル農業社会構造の中で、地租受取構造（Revenue-receiving Structure）と土地保有構造（Land-holding Structure）を明確に区別した事である。この範疇分けを行なう事によって、彼女は、1793年の永久地租査定によってイギリス東インド会社政府がザミンダールに与える事が出来たのは国家の地租受取構造に基づく地代徴収権だけであり、国家がかつて一度も自ら掌握した事のなかった‘現実的な土地所持（Actual Possession of Land）’に基づく土地保有権をザミンダールに与える事はそもそも不可能であったと明言する事が出来た。かくて永久地租査定直後に厳格な‘日没法（Sunset Law）’に基づく公的競売で大量に移動したのは、この地代徴収権のみであり、土地保有権（＝現実的な土地所持）そのものではなかった。土地保有権（＝現実的な土地所持）は、村の寡頭体制（Village Oligarchy）を形成する郷紳（上記（4））と村長、村の長老、富農（上記（5））の牛耳る領分であった。彼等は、新

表1：ベンガル各県カースト等の構成（1872年）

	Bardman	Bankura	Birbhum	Midnapur	Hughli	24 Parganas	Nadia	Jessore	Murshdabad	Dinajpur	Maldah	Rajshahi	Rangpur
I ヨーロッパ人等	333	28	86	122	813	13757	156	112	199	21	26	101	28
II 混血等	198	5	5	93	557	10362	58	29	111	0	11	0	12
III アジア系													
A インド-ビルマ系以外	10	1	6	19	45	3335	3	1	107	4	0	4	2
B インド-ビルマ系													
1 部族民	8103	44889	16276	138350	818	5302	789	350	28107	4040	11717	6954	434
2 半ヒンドゥー化部族民	454184	121743	180875	245463	260428	310880	179213	343691	199031	506045	135247	67481	492153
3 ヒンドゥー													
(i) 最上位カースト	173514	58656	49499	136500	114535	130125	65041	53121	53435	8117	12042	17410	13027
(ii) 上位カースト	58771	14059	9817	105637	41817	87535	42193	94012	19490	5108	5156	9908	11294
(iii) 商人カースト	62343	12482	16343	23520	16661	34532	16004	12093	16949	3747	4055	2021	1480
(iv) 牧畜カースト	99331	38573	17449	44399	65347	88645	91270	20992	40452	4280	14454	9664	3050
(v) 食物調理カースト	17857	3911	10136	6338	8852	8711	11605	2379	5446	1628	1327	931	5814
(vi) 農業カースト	334427	53110	131023	1018686	376187	262281	160926	79922	158971	46533	36957	65874	63624
(vii) 召し使いカースト	58898	10019	12544	90195	65653	94048	38310	47399	30613	20498	21676	12192	35595
(viii) 職人カースト	231104	101037	83100	160725	90372	107410	93359	107374	90410	25578	36445	34654	24822
(ix) 織工カースト	56138	17280	20604	141770	53321	70203	37834	52485	24930	25649	16814	425	10691
(x) 労役カースト	2566	11160	4520	24833	1390	864	929	693	2866	1651	337	4900	212
(xi) 魚、野菜販売カースト	19738	2463	2383	1097	46	394	2346	1790	16404	65	12366	8534	19
(xii) 船頭、導師カースト	25475	9618	2963	90374	57887	327009	54669	87153	26100	31206	23351	24016	162447
(xiii) 踊り子、東師、乞食、漂流カースト	3084	158	559	2444	1636	904	1789	2125	671	619	19322	544	1091
(xiv) 出身地のみの者	28	914	83	26561	983	29029	157	259	745	281	0	14	730
(xv) カースト不明の人々	42814	2879	2345	29690	10559	24310	9341	2988	14249	6459	7401	8965	6758
4 ヒンドゥーだが、カーストを否認する人々	37803	10287	23518	97125	21589	47078	22695	14117	21880	17180	6832	14318	25171
5 ムスリム	348024	13500	111795	157030	299025	1020702	984106	1151936	603458	793215	310890	1017979	1291465
6 ビルマ人(マダ)	2	0	2	2	8	232	4	0	2	0	0	10	53
表の分析													
ヒンドゥー人口中の上位、最上位カースト比率	13.8	15.5	10.4	10.8	13.2	13.4	13.0	15.9	10.1	1.9	4.9	9.7	2.8
全アジア系人口中の上位、最上位カースト比率	11.4	13.8	8.5	9.5	10.5	8.2	5.9	7.1	5.4	0.9	2.5	2.1	1.1
ムスリム中の高位ムスリムの割合(%)	1.1	0.6	1.6	3.5	3.6	7.2	0.4	0.3	5.6	0.1	1.5	0.8	0.1
全アジア系人口中の土著人口の比率	11.6	13.8	8.8	9.7	11.2	11.0	6.1	7.3	7.9	0.9	3.2	2.7	1.2
非ムスリムアジア系人口中の部族民の比率	26.9	8.7	2.8	5.8	0.1	0.3	0.1	0.0	3.7	0.6	3.2	2.4	0.1
非ムスリムアジア系人口中の半ヒンドゥー化部族の比率	27.4	23.7	31.0	10.3	21.9	19.0	21.6	37.2	26.5	71.4	37.0	23.4	57.3
非ムスリムアジア系人口中の部族、半ヒンドゥー部族什事	27.4	32.5	33.8	16.1	22.0	19.4	21.7	37.3	30.3	72.0	40.2	25.8	57.4
全アジア系人口中の部族、半ヒンドゥー部族比率	22.7	31.6	28.3	15.1	17.6	11.9	9.9	16.6	16.8	34.0	21.7	5.7	22.9

Bogra	Pabna	Darjiling	Jalpaiguri	Dhaka	Faridpur	Backargam	Mymansing	Sylhet	Cachar	Chittagong	Noakhally	Tipperah	Hill Tracts	Total
15	29	420	26	211	65	27	31	43	239	146	36	35	30	17135
4	0	0	6	5638	19	127	58	8	17	896	191	16	0	18421
1	3	25781	152	113	0	0	10	5973	6124	0	0	9	1270	42973
245	503	14088	553	909	15	3023	37252	11340	7194	1013	1016	3980	39897	387157
37419	73680	24829	147598	250675	174179	342583	205592	176879	29462	35363	16787	99439	70	5110989
8025	23127	9974	1798	53308	24195	66206	36267	47094	6760	23010	8002	33181	62	1226031
5630	36565	54	669	110504	59058	138124	107739	93772	4403	73019	21711	76055	103	1232203
1644	4843	460	630	12446	5500	5932	7498	11446	16428	6672	2574	6366	0	304669
3595	11661	420	950	22788	2913	6738	17516	8525	2255	327	1520	9022	10	626173
209	1666	171	910	3723	897	1452	5331	2771	303	238	616	6308	0	109530
20181	30186	1043	4360	57873	26700	55712	101990	190403	8097	48549	28895	71988	1	3434499
4979	14490	614	4373	30485	21459	68806	37255	46589	4605	32559	27957	39572	61	87144
15711	68387	2412	7713	121952	53815	67766	96442	85178	6117	14995	17081	69911	0	1813870
7151	21703	1791	5685	42528	14481	38627	58429	86077	8081	35113	34733	76801	2	963176
3060	5352	67	306	2097	572	1870	5535	1979	3242	207	162	913	0	82283
0	64	0	0	0	848	7	97	91	14	0	0	0	0	68766
15807	49790	81	1656	53029	29297	20628	92445	54001	20821	11145	12662	17544	0	1301174
48	302	14	280	886	891	381	1271	7910	172	15	196	177	0	3084
56	127	443	364	250	197	101	216	648	544	418	3	2	547	63700
1051	13092	5141	2906	19567	3606	3795	7248	26427	1249	17733	4204	22862	4115	300754
8016	8797	661	2070	13873	5583	10497	12060	8253	4539	936	2459	6120	1	443458
556620	847227	6248	144980	1050131	588299	1540965	1519635	854131	74361	795013	533053	993564	1378	17608730
0	0	0	0	7	0	4066	0	1	0	30026	76	66	22060	56617
10 3	16 4	20 8	1 4	20 6	19 6	24 6	18 2	16 6	9 5	32 0	16 5	20 4	3 3	13 7
2 0	4 9	8 4	0 8	8 9	8 2	8 6	6 1	8 2	5 5	8 5	4 2	7 1	0 2	6 8
0 0	2 5	2 8	0 0	1 4	1 1	3 9	0 3	0 3	0 0	0 0	0 1	0 4	27 4	1 5
2 0	6 7	8 5	0 8	9 7	8 9	11 1	6 3	8 3	5 5	8 5	4 2	7 4	0 8	7 6
0 2	0 1	12 4	0 3	0 1	0 0	0 4	4 5	1 3	5 5	0 3	0 6	0 7	86 5	2 1
28 2	20 2	21 8	80 7	31 5	41 1	41 2	24 8	20 4	22 6	11 7	9 3	18 4	0 2	27 8
28 4	20 4	34 2	81 0	31 6	41 1	41 5	29 3	21 8	28 1	12 1	9 9	19 1	86 6	29 9
5 5	6 1	32 4	45 2	13 6	17 2	14 5	10 3	10 9	17 9	3 2	2 5	6 7	57 4	15 3

(出典) Bengal Census, 1872

(注) 表中の分類は、この時のセンサス分類をそのまま利用した。より立ち入った分析をするには、この分類方法自体を含めて検討する必要がある。

しいザミンダールが慣例を破って土地の実際の所持を求めた場合には、共謀して様々な妨害活動を繰り広げてそれを阻止し、彼等の寡頭体制を守ったのである。村の中では、彼等は、大きな土地を保有し、不可触民や部族民からなる土地なし労働者や刈分小作人にそれを耕作させた。そして、彼等と彼等の下に編制された非家族労働者の間にはしばしば生存ローンの貸借関係が存在した。

ライの以上の所説は、彼女自身がそこまで展開している訳ではないが、我々にベンガル各地方の地帯構造を捉らえるフレームを与えてくれる。即ち、ベンガル農業社会を構成する上記の7集団全てが典型的な形で存在したのは、バルドマン、ビシュヌプル、ダッカの諸県であった。そこには、ベンガルの高位ヒンドゥー・カーストが高い密度で集住しており、彼等が、郷紳として‘村の寡頭体制’の中核を形成したのである。彼等は、高い社会的・儀礼的な身分の故に自ら犁を持つ事がタブーとされた。従って、彼等の土地を耕作する外部労働力を不可欠とし、それを、不可触民、部族民のなかに見出していた。付け加えるならば、これらの県は、表1に見られる様に、この後者に属す人々の人口密度も高い地域である。他方、この様な郷紳層の人口比が極めて低いディナジプル、ラングプルの両県では、村の寡頭体制は一般農民層と同じ社会的な背景を持つ村長、富農層（上記(5)）によって形成された。ここでは、土地なし労働者、刈分小作人も同じ社会層から出ている。また、メディニプル県では、農業カーストのカイバルッタが極めて強固な地域的支配体制を築いており、村の寡頭体制（土地保有構造）のみならず、地代徴収構造までも彼等がほぼ独占していた。そして、ここでも、カイバルッタの下の従属的な労働力を構成する不可触民、部族民層が相当に厚く存在した。この様にして、ライのフレームを応用する事により、ベンガル農業社会の地帯構造をかなりの確に表現し得る。¹⁰⁾

ライは、これらの作業仮説の設定とその実証の過程でベンガル全域に富

農層が遍在する事を示し、更に、これらの富農層（ジョトダールと呼ぶ）は英国植民地支配の全期間を通じて‘村の寡頭体制’の担い手として不変不動の位置を保ったと言い切っている。

筆者は、ライがほぼ順当な準拠枠を明示的に設定した事を高く評価するが、同時に、彼女の所説の幾つかには重大な批判を行なわざるを得ない。筆者の批判は、本文で筆者の当時の農業社会に対する積極的な議論を展開した後、‘終章’で行ないたい。

最後に、本稿の構成を簡単に述べておこう。冒頭に述べた様に、本稿の主要な課題は、18世紀末から19世紀初頭の北部ベンガルの農民層の具体的な存在形態を明らかにする事にある。そこでは、ライの言う通りに、現実的な土地所有、或いは、土地保有構造の解明が重要な課題であり、必然的に、‘村の寡頭体制’を問うことになる。ライは、このキー概念の具体的な内容には殆ど迫る事が出来なかったが、本稿の目指すのは、まさに、その具体的な内容を明らかにする事である。即ち、第1章で、北部ベンガルの農民層の構成の数量的な検討を行ない、第2章では、彼等の生活の場である当時の村の主として物質的な状況を、幾つかの村落統計を基礎に再構成する。第3章では、当時の住民生活の様々な側面を紹介する。そして、第4章では、第2章では触れなかった村の政治状況を、富農層の動向を中心に述べる。第5章は、農民各層の農業経営の有り方を検討する。最後に、終章で、本稿の議論を要約し、現在の論争へも言及する。

1章 農民層の構成

本章では、イギリス東インド会社政府の地租局議事録その他の行政文書の中に見出す事の出来る北ベンガルの幾つかの村落の統計表（マイクロ・データ）に依拠して、F. ブキャナンの北ベンガルの2県（ディナジプル県

とラングプル県)の人口推計(マクロ・データ)を批判的に検討する¹¹⁾。そして、これによって、北ベンガルの農民階層のより信頼性の高い数量的な概観を得ておきたい。この作業結果は、我々の議論の出発点と終着点の両方を照射する事になるう。

1.1 農民層の分類基準

ある地域の農民保有地の数量データが存在する時、しばしば、地積(ここでは、単位はビガ)で、これを5とか10とかの幅に機械的に区切って、分布状況が議論される。筆者はこの様な方法に如何ほどの意味があるのか疑問に思ってきた。分類の目的に即して分類基準を明らかにし、その基準に照して可能な限り適切な区切り方(数値)を見出す事が、分類の最初の、そして、不可欠な手続きであるだろう。

当時の北ベンガルでは、労働力に対して土地は豊富であったが¹²⁾、一般的に言って、農業生産を行ない、次の収穫まで一家の生活を維持する資金(H. ミントにならって、これを生存基金(Subsistence Fund)と呼ぼう¹³⁾。従って、生存基金=必要農業財(Agricultural Stocks)+収穫までの生活資金、となる。)は不足し、しかも、その分布は極めて不均等であった。これなしには、如何に目の前に可耕の荒蕪地が潤沢にあっても、農民はその土地を耕作する事は出来ない。当時の優れた観察者は、後述する様に、この決定的に重要な事情に気付いていた。筆者は、従って、農民層の分類基準をこの生存基金のサイズに置く事が望ましいと考える。言葉を替えれば、小農家族が自己を再生産出来る土地保有規模とそれだけの土地の耕作を可能とする生存基金のサイズを考慮して、分類を行うと言う事である。これによって、農民層は、次の4層に区分される¹⁴⁾。

- (1) この様な基準を過不足なく満たす農民。本稿では自立小農と呼ぶ。
- (2) この様な基準を下回る生存基金しか有せず、従って、自己の資金

で耕作し得る農民的保有地 (Raiyati Land) からの生産物だけでは、家族の再生産を図れない農民。彼等は、生存ローン (生産と消費の両方の目的のローン) の供給を受けて、富農や郷紳の手余り地を小作するか、その様な土地で農業労働者として働く事になる。この様な貧農を、本稿では、過小農或いは零細農と呼ぶ。

(3) 必要な生存基金を上回る資金を有し、家族労働で自耕可能な面積を上回る農民的保有地を保有する農民。その手余り地は、小作に出したり、日雇、年雇などの農業労働者を雇って、直営することになる。

(4) 生存基金の欠乏の為に農地を全く自耕出来ず、家族の再生産を、労働者として他人の農地の耕作や雑役をすることで維持する人々。彼等は土地を保有していないので、農民とはいえない。従って、本稿では農業労働者として、農民とは区別して扱う。

さて、以上の基準を実際のデータに当てはめるには、生産物量による方法と生産金額による方法とが考えられるので、その両者について試算を試みよう。平均的なサイズである5人の家族を持つ自立小農を想定する。その構成は、妻と夫、そして、3人の子供 (或いは、2人の子供と片親又は身寄りのない親族の老人) というのが通常の構成であろう。成人男子は、一日に精米0.75 シェール (1 シェールは、900 グラム強) を消費し、女、子供、老人は、0.5 シェール¹⁵⁾ を食べる。この家族の年間の精米の消費量は25 マン (1 マン=40 シェール)、或いは、¹⁶⁾ 粳米では33 マンとなる。副食品類 (豆、油、野菜、塩又はその代用品、魚、鳥など) は、殆ど、自分で栽培ないし採集する。当時の農民は、この他に、自給用に少量のタバコ、¹⁷⁾ 綿花を作っていた。しかし、農具の損耗分の補填、将来の役牛の買い替え費用等として、少なくとも、2 ルピー、あるいは、8 マンの粳米を取って置かななくてはならない。¹⁸⁾ 種子としては、当時の農業では、1 標準ビガ (ほ¹⁹⁾ ぼ3分の1 エーカーに等しい) 当たり約20 シェール (0.5 マン) を要した。

この他に、農民の最も大きな貨幣支出である地代支払があった。簡単のため、ここでは地代には、本租 (Asal Jama)、諸賦課 (Abwabs)、村諸掛かり (Gram Karcha) さらには共通神事費²⁰⁾などの性格を異にする諸支払いまでを含めており、合計すると、ビガ当たり約 1.5 ルピー、あるいは、²¹⁾ 粃米で 6 マンは必要である。以上が、主な必要項目である。²²⁾ それでは、これだけの諸費用を確保するには、どれほどの農地を耕作する必要があるかを検討しよう。ハリントン (J. H. Harington) によれば、当時のラングプル県の米の収量 (粃米) は、粘性土地 (Khiyar) でビガ (地方ビガ) 当たり 10 マン 29 シェール、粘性砂土地 (Pali : ローム地) で、7 マン 12 シェール²³⁾であった。後者では、夏米 (アウス)、冬米 (アマン) の 2 期作が可能だから、両種の土地について、ビガ当たり平均 10 マン (貨幣換算で 2.5 ルピー) の産出を想定する事が許されよう。ここから、地代、種子の費用として 6.5 マンを控除し、自分の生計の為に取って置けるのは、3.5 マン (0.875 ルピー) である。さて、平均的家族の年間の粃米必要量 (33 マン) と農具、役牛の損耗補填費 (8 マン) を合せた 41 マンを確保するために、この割合では、自立小農は約 12 地方ビガを耕作しなくてはならないことになる。²⁴⁾ しかし、これは、明らかに、このサイズの家族が 1 台の犁で耕せる面積 (ハリントンは 8 地方ビガとし、ブキャナンは 14~15 標準ビガとする)²⁵⁾ を超えている。この矛盾は、次の事情を考慮に入れる事で、解決される。即ち、先に粗生産の約 3 分の 2 を地代その他として控除したが、これは、農民が隠田をもたず、全ての農地に対して、正規の地代率 (Nirikhbandi) を払っているという前提に立っていた。しかし、当時の農民が多くの隠田を有した事は良く知られているし、ハリントンの 1790 年の調査は、極めて明瞭にこれを数量的に示している。²⁶⁾ 従って、地代等の控除は、実質的にはビガ当たり 1 ルピー未満としてよい。これを考慮に入れば、先の 41 マンを得るために、農民は、7 地方ビガを保有すればよ

い事になる。これは、現実的な数値である。

今までの計算は、粃米生産量を基礎に行なったが、貨幣換算でこれを行なっても、当然に、同じ結果を得る。それを、簡単に示しておこう。家族の自給食糧及び農具の減価償却として必要な41マンの粃米は、当時の市場価格で約10ルピーした。1地方ビガ当たり、地代（諸付加課徴込み）は14アナ、種子は2アナである。1地方ビガ当たりの生産額は、2.5ルピーと計算されるから、そこから地代、種子代を控除して、農民の手元に残るのは地方ビガ当り1.5ルピーである。この額で必要とされる10ルピーを除せば、約7地方ビガとなる。²⁷⁾

以上から、自立小農の経営規模の下限を7地方ビガ（約12標準ビガ）と設定する事が可能となり、これが、過小農と自立小農との区分線となる。

それでは、自立小農と富農（ここでは、家族労働で処理できる以上の農地を持つ農民という簡便な定義を与えておく。）を分ける線は、どこに引いたらよいか。これは、上の場合ほど明解には定められない。農民家族のサイズは、豊かな農家ほど大きくなるという関係があるから、自立小農の上層は家族内に2組の犁組を操る労働力を持つと想定する事は、むしろ自然である。²⁸⁾ 従って、この様な上層の自立小農は、16~17地方ビガを保有しうる事になる。この理由から、筆者は、富農と自立小農の区分線を17地方ビガに設定する。17地方ビガまでを自立小農の枠内に含める事は、ブキャナンの「小農 (small farmer) は1台か2台の犁を持ち、殆ど奉公人を雇わない」という言葉によっても正当化されよう。

1.2 村落統計の分析 (I)

ここでは、18世紀末の北ベンガルのラングプル県の西部3カ村、南部1カ村の土地保有台帳を上基準で整理し、これらの村における農民層の階層性の検出を試みる。

リャンプル (Ryampore) 村 (表 2)

1770 年半ば、ラングブル県の監督官 (Superintendent) J. Grose は、彼の副官 G. Robertson を、エドラクブルの 9 アナ³⁰⁾領の中心都市ゴビンド・ガンジに派遣し、この所領の資産³¹⁾を調べさせた。ロバートソンは、タールク・リャンプルの村書記 (パトワリ) から、「アミールの管理下³²⁾にあるタールク内のリャンプル村の地租徴収簿³³⁾」を入手した。そこには、1769

表 2 リャンプル村の農民階層構成 (標準ビガ)

階層 (ビガ)	人数 (人)	%	土地 (ビガ)	%	地代 (ルピー)	地代率 (ビガ当り)
0—12	93	69	279	20	157	0—9—0
12—30	30	22	587	42	281	0—7—14
30—	12	9	548	37	257	0—7—10
合計	135	100	1414	99	695	0—7—17

(出典) LCB-RDM, 23/6/1770, No 8, Enclosure より作成。

年度のこの村の農民名 (135 名)、各自の保有地積、本租額、諸賦課額、実際の徴収額が記載されている。この統計表に必要な修正³⁴⁾を加え、上記の分類基準で整理したものが、表 2 である。この表から知られる様に、この村では、実に 93 名 (69%) が過小農の範疇に入り、しかも、その内の 80 名の保有地は 3 標準ビガ未満であった。しかし、この統計表の処理にはかなり大きな見込修正を要したので、ここからは大まかな土地保有の階層分布状況³⁵⁾だけを確認しておきたい。

次の 3 つの統計表は、ハリントンが 1790 年末にラングブル県ショルプブル領で現地調査を行なった際に、彼自身の監督下に測量させ、作成されたものであり、その信頼度は非常に高い³⁶⁾。これらの統計表のより詳しい検討は次章で行なうので、ここでは当面の分析に必要なことのみを示す。

ラダナガル村 (表3)

これは、かなり大きな村であり、ザミンダール台帳に登録された農民50名と5名の‘分離農場主’ (Huzuri Jotdar : ザミンダールの特別の許可で村役人の管轄から分離された農場を保有する者) がいる。後掲表10に詳細が示されている様にこの村の総面積は5041地方ビガであるが、そこから5名の分離農場主の分離農場 (合計2741地方ビガ)、その他の非生産的な土地、休耕地、奉公地、施与地などを差し引くと、村役人 (村アミ

表3 ラダナガル村の農民階層構成 (地方ビガ)

階層 (ビガ)	人数 (人)	%	土地 (ビガ)	%	地代 (ルピー)	地代率 (ビガ当り)
0—7	35	70	107	18	78	0—11—13
7—17	7	14	83	14	46	0—8—17
17—	8	16	415	69	176	0—6—16
合計	50	100	605	101	300	0—7—19

(出典) BR-P, 22/3/179, No. 17, Enclosures Nos. 2 & 21.

ン)の管轄下に置かれた農民の地代支払地総面積は607地方ビガのみであった。ところで、3500地方ビガを超える広大な分離農場、奉公地、施与地を耕すためには、400人以上の労働力が必要である。従って、この村には、ザミンダールの土地台帳に登録された50名の農民 (登録農民と呼ぶ) の他に、数百名の非登録農民、労働者が居た事になる。³⁷⁾ こうした非登録民に関する情報は、ザミンダールも把握していなかったと思われるが、彼等が分離農場主等に対して従属的な立場に立つ従属民であった事は間違い³⁸⁾ない。彼等については、第5章第4節でもう少し詳しく見る事にしたい。さて、村役人が直接管理する607地方ビガについて見るなら、ここでも過小農が7割を占めている。分離農場主を除く一般の富農範疇の農民の平均保有地面積は52地方ビガである。

モヒシュコル村 (表4)

14名の登録農民からなる小村で、分離農場はない。村の面積は342地方ビガで、その内、地代支払地は224地方ビガである。過小農は、登録農

表4 モヒシュコル村の農民階層構成 (地方ビガ)

階層 (ビガ)	人数 (人)	%	土地 (ビガ)	%	地代 (ルピー)	地代率 (ビガ当り)
0-7	7	50	17	8	13	0-12-5
7-17	2	14	28	13	10	0-5-14
17-0	5	36	179	80	81	0-7-5
合計	14	100	224	101	104	0-7-8

(出典) 表3と同じ。

民の50%であり、富農の平均保有地は36地方ビガ。ここに挙げた4つの村の中では土地保有分布は比較的に平準化した村である。それでも、富農経営に包摂された10名程度の従属民 (Praja)、労働者 (Krishan) が存在したであろう。

ロゴナートプル村 (表5)

登録農民は9名に過ぎない。地代支払地は287地方ビガであるから、平均保有地は32地方ビガとかなり大きい。しかし、この村の土地保有規模

表5 ロゴナートプル村の農民階層構成 (地方ビガ)

階層 (ビガ)	人数 (人)	%	土地 (ビガ)	%	地代 (ルピー)	地代率 (ビガ当り)
0-7	3	33	14	5	13	0-14-17
7-17	3	33	38	13	26	0-11-0
17-	3	33	235	82	145	0-9-17
合計	9	99	287	100	184	0-10-5

(出典) 表3と同じ。

18世紀後半北部ベンガルの農業社会構造 (3)

の分布は相当偏っており、表5に見られる様に富農範疇の3名が村の地代支払地の82%を持ち、その平均保有地は78地方ビガにも達している。従って、分離農場はないとはいえ、実際は、相当に階層差の大きな村であった。富農経営に包摂された従属的な人々が20~30名存在した事になる。

以上の4カ村のデータを単純に加算したものが表6であり、その内同じ精度が期待でき、従って比較可能なシュルプル領の3カ村についてのみ加算したものが表7である。これらの表の検討は、本節の第4項で行なう。

表6 4カ村農民階層構成 (表2~5) (標準ビガ)

階層 (ビガ)	人数 (人)	%	土地 (ビガ)	%	土地 (ルピー)	地代率 (ビガ当り)
0-12	138	66	525	15	261	0-7-19
12-30	42	21	855	25	363	0-6-16
30-	28	13	2024	59	659	0-5-4
合計	208	100	3404	99	1283	0-6-1

表7 3カ村農民階層構成 (表3~5) (標準ビガ)

階層 (ビガ)	人数 (人)	%	土地 (ビガ)	%	地代 (ルピー)	地代率 (ビガ当り)
0-12	45	62	246	14	104	0-6-15
12-30	12	16	265	15	82	0-4-19
30-	16	22	1456	82	402	0-4-8
合計	73	100	1767	101	598	0-4-16

1.3 北部ベンガルの農民層構成

—F. ブキャンの農民階層推計値の批判的検討—

ブキャンは『ディナジプル県調査報告』(1807年)において、この県の農民諸階層についてかなり詳しい数量的な記述を残している。この時期の県レヴェルの階層構成の数量的記述としてこれに比肩し得るものは皆無³⁹⁾

であり、極めて貴重なものであるが、それに全幅の信頼を置く事は出来ない。彼のデータを活かすためにも、慎重な批判的検討が要請されるのである。

ブキャナンは農業従事者を、農業労働者 (Krishan)、刈分小作人 (Adhiyar)、小農⁴⁰⁾ (Farmer)、中農、富農の5つの階層に分けている。それぞれについて、彼の記述を中心にして簡単にまとめておこう。

農業労働者：農業財、資金を全く持たないので、自前で農地を借地し、耕作する事が出来ない。彼等は、中農、大農などに、日雇い、月雇い、年雇いなど様々な形態で雇われ、生計を立てている。彼等の仕事は沢山あり、月雇い契約の労働者の場合は現金8アナと食事、衣服等を与えられる。支給される食事と衣服は、月平均12アナから1ルピーの価値があるから、実質月収は1.5ルピーほどになる。彼等は全く自耕地を持たないから、生活必需品(米、野菜、塩、魚、肉、タバコ、木綿など)は、野生物を採集・狩猟するか、市場で買うか、主人から貰うかして一切を調達する。この為に、これらの大部分を自給できる刈分小作人より貨幣による支出が大きくなるので、貨幣タームの差が示す以上に農業労働者と刈分小作人の間の経済状態の懸隔は大きい。ディナジプル県のこの層の人口は、80000人と推定⁴¹⁾されている。

刈分小作人：彼等は、「生産物の一定割合を得るために土地を耕す」のであるが、「彼等の自己資金は、支援なしに耕作を行なうには小さすぎるので」、家族の労働力をフルに活用できるほどの広さの土地をザミンダールから借地する事が出来ない。従って、「彼等は、一般的に、2~3ピガに対して地代を払い、残った時間で、近隣の者の為に、生産物を折半して土地を耕す⁴²⁾。」刈分小作人は、通常、自分の犁と役牛を持ち、刈分小作地を耕す。種子は、しばしば、彼等に土地を又貸しする富農が供給する。刈分小作人は、犁と役牛を有するとはいえ、その穀物の蓄えは小さく、「富農

が彼等に食べるための穀物の前貸をしなかったら、一年の内、6ヵ月は飢えている事になる。」こうして刈分小作人の多くは、彼等の雇用者に「彼等の全ストック以上の負債を負っている。」⁴³⁾ コールブックは、プルニア県からの報告 (1790年) で、この様な層を従属農民 (Under-raiyats) と呼んだ。この他に、ザミンダールの差配から、通常の地代査定でザミンダールの直営地 (Khamar Land) を小作し、貨幣ではなく生産物で地代を払う者もいたが、彼等は、ここにいう従属農民ではない。また、作柄が不安定な土地でも、折半契約が好まれたが、これは損失を地主と小作人の両者が分けあう事になるからだとされている。⁴⁴⁾ ブキャナンは、ディナジプル県について、「刈分小作人の数は相当に多い……恐らく、15万家族を超えよう」と述べている。⁴⁵⁾

小農：「農民の約半分を占める。1~2台の犁を持ち、奉公人を持つ事は、滅多にない。農場が、自分の犁を通年活用するほどに大きくない時には、彼等は多少の追加的な土地を折半刈分で耕す。」⁴⁶⁾ ブキャナンの小農は、我々の先の分類の第2階層 (自立小農) にほぼ相等する。後章で述べる様に、彼等は、富農より高い地代率を課せられた。又、近所の富裕なる者から借金、借財をするという事態に陥り、従属農民に転落する者も少なくない。こうした点については、後章で述べる。

中農：「3~4台の犁を持ち、農民全体の恐らく16分の7を占める。彼等は、自分で犁を持つことは免れないが、労働者不足を補うために、奉公人を雇う。」⁴⁷⁾ この層は、我々の分類でいう富農層の下層部分をなすと考えてよい。

富農：「16人に1人ぐらいは、30~100エーカー [50~170地方ピガ] を [ザミンダールから] 借地する。彼等は、自ら耕す事は殆どない。従属親族 (Dependent Relations) の数だけ犁を持つか、又は、2~3名の追加的な労働者を雇う。土地の残りの部分は、刈分で耕す者に与える。彼等

は、大概、大きな資本を持ち、金か穀物か又はその両方を、刈分耕作する者や彼等の困窮した隣人に、耕作が行なわれている期間彼等が生きて行ける様に、前貸⁵⁰⁾する。」

ブキャナンの示す農民層の統計的データを検討しよう。彼は、次の様な構成を示している。⁵¹⁾

6600	重立ち農民	平均 165	標準ビガ	1089000	標準ビガ
8800	大 農	75		660000	
11000	富 裕 農	60		660000	
19800	安 楽 農	45		891000	
55000	貧 農	30		1650000	
111000	困 窮 農	15		1650000	
212200	合 計	31.1		6600000	

これらに加えて、ブキャンは、次の人々の存在を指摘する。⁵²⁾

150000 刈分小作人
80000 農業労働者

従って、農業従事者の総人口は、442000人となる。

ブキャンは、この様に、『ディナジプル県報告』で、先述の5分類と、上述の8分類の2セットの分類を提示している。推定人数は与えられているが各層の説明のない後者（8分類）を、各層の定義・基準は与えられているが数量的な情報に欠ける前者（5分類）、及び、我々の3分類に再分類してみる事にしよう。その結果は、下に与えられている。この分類は土地持ちの農民のみに関わるから、第9表では農業労働者は省かれている。また、前掲のハリントンの村統計も村の保有地台帳であるから、そこにも土地なし労働者は含まれていない。

表8から、中農の比重が、農民範疇の定義を自立小農以上と狭くとった

場合に29.5%、農民の定義を広くとり、刈分小作人を含めた時には17.3%と推計される。この計算結果は、中農が農民の16分の7を占めるというブキャナン自身の主張を否定している。また、刈分小作人を農民の一部とするなら、小農が農民層の半分を占めるというブキャナンのもう1つの主張も根拠を失う。とはいえ、彼の統計は、全体としては、ハリントンの村統計の示す状況とよく似た状況を示している。即ち、表7と表9は、どちらも、我々の分類による過小農が農民層のほぼ半分を占めるという点で一致しているのである。

表8 ブキャナン5分類による農民階層構成

	(人)	(%)
農業労働者	80000	18
刈分小作人	150000	34
小 農	138000	31 (注1)
中 農	62700	14 (注2)
富 農	11000	2 (注3)
合 計	442000	99

- (注) 1. 先に紹介した8分類の困窮農と貧農の低位50%を加えたもの。
 2. 先に紹介した8分類の貧農の上位50%と、安楽農と、富裕農と大農の低位50%を加えたもの。中農は3~5台の犁を持つという叙述から、このような計算方法を採用した。
 3. 先に紹介した8分類の大農の上位50%と、重立ち農民を加えたもの。

表9 我々の3分類によるブキャナン統計の再構成

	(人)	(%)
過 小 農	150000	41
自立小農	138500	38
富 農	73700	20 (注1)
合 計	362000	99

- (注) 1 表8の中農と富農を加えたもの。

1.4 小結

以上の検討により、18世紀末から19世紀初頭のベンガルの農業社会は、高度に階層化した社会であると結論づけてよいだろう。農民層の過半数(農業労働者を除けば、その3分の2)が自立小農としてやって行けるだけの最小限の農業財の蓄積にさえ欠けていた。この様な人々は、生きて行くために貨幣、現物のローンに頼らざるを得なかった。かくて、農村人口

の大半は、生存ローン、農業ローンの供給者たる富農の下に組込まれた従属農民 (Praja) や農業労働者 (Krishan) であったのである。

自立小農層の小ささにも、我々は驚かされる。ハリントンの統計では、自立小農は登録された農民の6分の1、ブキャナンのもので3分の1程度である。しかも、これから示される様に、この層は、当時、更に縮小する傾向にあった。こうして、この時期の北ベンガル農村の人口の過半は、富農と過小農の両極に分れていたのである。

付け加えるなら、我々の村統計 (表6) は、地代率が保有地規模と負の相関関係にある事を明確に示している。即ち、第一階層の地代率は標準ビガあたり7アナ19ガンダ、第二階層は、6アナ16ガンダ、第三階層は5アナ4ガンダであった。

第2章 農業生産と村落社会形態——村統計表の分析 (II)

前章で述べたショルプル領の3カ村の農業生産や村落形態などについて、1789-90年の現地調査に基づく例外的に詳しい情報が残されている。それらを利用して、当時の農業社会の姿を再現してみよう。ラングプル県全体の農業生産については先に発表した本論文第2編で詳しく述べたのであるが、特定の村落における農業生産、作付構成、景観などの具体的な様相にはそこでは触れていないので、ここで改めて取上げる次第である。

2.1 農業生産と作期

農民諸階層の農業経営のあり方は後に検討するが、当時の農業は、基本的には、役牛2頭牽きの軽量木製犁 (刃のみ鉄) を用い、家族労働を中心とする小農撈作型農業であった。そして、この様な小農は、ある時は独立して、又、ある時は富農経営に包摂されて、存在した。農民は、主にモン

スーンの天水を利用して行なう雨季（カリフ）の2回の稲作（夏米（アウス・ダーン）と冬米（アモン・ダーン））と、乾季（ラビ、又は、ポロ）の野菜、小麦、豆、油性種子、鬱金、生姜、タバコ、そして、生育に13～4ヶ月を要する砂糖きび等を作った。より詳しい農事暦は、既発表の本論文第2編を参照されたい。⁵⁴⁾

2.2 村の景観

ベンガルの村の景観には、幾つかの類型がある。1つは、ガンジス・デルタの低湿地（南ベンガル、東ベンガル）であり、ここでは椰子が多く、たくさんの河川が縦横に土地を横切り、雨季には、一面が深く浸水する。この為に、雨季にも冠水せず人が居住し得るスペースが限られ、住宅地が貴重である。この様な自然環境は、農業形態のみならず、定住形態にも影響を与える。従って、その様な増水期にも冠水しない限られた土地に家を建てるから、人々は自然堤防沿いに密集して、集村タイプの村になる。⁵⁵⁾これに対して、河口からかなり内陸に入った北ベンガルでは、雨季にも冠水しない土地が多く、人々は自分の田畑の近くに家を建てる事が出来るので、散村タイプが多い。とはいっても北ベンガルでも親族が寄り集まって土地を保有し、居住区を形成するから、全くの孤立家屋は少なかったろう。ここでは椰子や檳榔樹は少ないが、雨季に深く浸水する河口地帯や低湿地帯よりも2期作地、2毛作地が多く、特に粘性砂土（ローム）の多いラングプル県は農作物のヴァラエティに富んでいた。⁵⁶⁾

本章で取上げる3カ村は同一郡内にあり比較的接近して存在するのだが、作物構成、地目構成、更に、階層構造には幾つかの興味深い差異が見られる。しかし、ここでは、この3村の作付構成の違いを細かく吟味することより、3村をひっくるめてごく大掴みにこの地域の農業の特徴を述べることに重点を置く。

表10 三カ村各種地目構成（1790年）

地目	ラダナガル村 (地方ビガ)	構成比 %	モヒシュコル村 (地方ビガ)	構成比 %	ログナートブル村 (地方ビガ)	構成比 %	3カ村 (地方ビガ)	構成比 %
総面積	5041.150	100.000	342.900	100.000	452.150	100.000	5836.200	100.000
休耕地	846.050	16.783	65.200	19.014	31.100	6.878	942.350	16.147
可耕荒蕪地	246.400	4.888	42.350	12.351	17.550	3.881	306.300	5.248
1年休耕地	2.050	0.041	0.000	0.000	0.000	0.000	2.050	0.035
2年休耕地	11.500	0.228	0.000	0.000	0.000	0.000	11.500	0.197
多年休耕地	232.850	4.619	42.350	12.351	17.550	3.881	292.750	5.016
非可耕荒蕪地	599.650	11.895	22.850	6.664	13.550	2.997	636.050	10.898
道路	60.200	1.194	3.900	1.137	6.150	1.360	70.250	1.204
林	215.200	4.269	11.700	3.412	0.350	0.077	227.250	3.894
池	11.100	0.220	0.000	0.000	0.000	0.000	11.100	0.190
窪(穴)地	0.200	0.004	2.750	0.802	0.000	0.000	2.950	0.051
川	150.000	2.976	4.500	1.312	7.300	1.615	161.800	2.772
沼沢地	150.000	2.976	0.000	0.000	0.000	0.000	15.000	2.570
砂丘岸	13.000	0.258	0.000	0.000	0.000	0.000	13.000	0.223
生産地	4195.100	83.217	277.700	80.986	421.050	93.122	4893.850	83.853
雑目地, 自留地, 奉公地	1121.600	22.249	63.000	18.373	150.150	33.208	1334.750	22.870
免租地	579.600	11.497	37.100	10.819	71.500	15.813	688.200	11.792
バラモン施与地	413.850	8.209	36.350	10.601	48.150	10.649	498.350	8.539
デーヴァ施与地	6.700	0.133	0.000	0.000	11.350	2.510	18.050	0.309
ベナレス維持地	107.350	2.129	0.000	0.000	6.300	1.393	113.650	1.947

ムスリム聖人施与地	18.700	0.371	0.750	0.219	2.750	0.608	22.200	0.380
シヴァ施与地	0.000	0.000	0.000	0.000	2.950	0.652	2.950	0.051
免税地	31.850	0.632	0.000	0.000	0.000	0.000	31.850	0.546
村役所	1.150	0.023	0.000	0.000	0.000	0.000	1.150	0.020
ザミンダール自留地	179.000	3.551	0.000	0.000	0.000	0.000	179.000	3.067
奉公地	363.000	7.201	25.900	7.553	79.150	17.505	468.050	8.020
地代支払奉公地	282.150	5.597	14.950	4.360	23.850	5.275	320.950	5.499
免地代奉公地	80.850	1.604	10.950	3.193	55.300	12.230	147.100	2.520
農民保有地	3073.500	60.968	214.700	62.613	270.400	59.803	3558.600	60.975
園宅地	486.900	9.659	21.300	6.212	15.400	3.406	523.600	8.972
居住地	157.900	3.132	14.250	4.156	3.850	0.851	176.000	3.016
従属民居住地	221.200	4.388	5.650	1.648	11.050	2.444	237.900	4.076
旧居住耕作地	28.600	0.567	0.000	0.000	0.000	0.000	28.600	0.490
ムスリム墓地	2.250	0.045	0.000	0.000	0.500	0.111	2.750	0.047
果樹菜園	0.650	0.013	0.000	0.000	0.000	0.000	0.650	0.011
低額地代居住地	76.300	1.514	1.400	0.408	0.000	0.000	77.700	1.331
現耕作地	2586.600	51.310	193.400	56.401	255.000	56.397	3035.000	52.003
1級地		0.000	131.300	38.291	170.700	37.753	302.000	5.175
2級地		0.000	51.200	14.931	75.150	16.621	126.350	2.165
3級地		0.000	10.800	3.150	9.150	2.024	19.950	0.342
4級地		0.000	0.100	0.029	0.000	0.000	0.100	0.002

(出典) ER-P, 22/3/1790, No. 16 Enclosure No. 2

まず地目から見ていこう。約 9700 エーカー強に達する 3 カ村の村域の地目構成を示す表 10 を検討すると、下記の様な特徴が見られる。

村域の 16.1% は休耕地（1 年，2 年，多年の 3 種からなり，合せて 5.2%）と非可耕地（道路，森，池，窪地，河，沼，河岸砂丘などで計 10.9%）であり，ここはザミンダールにとっては地代を生まない土地である。但し，森や池からは，森林生産物の採取，漁業などを生業とする人々の⁵⁷⁾払う使用料収入が生じる。又，領内に自然に生えている（つまり，農民が自分で植えたものではない）樹木はザミンダールの所有物であり，その果樹を取った際には，住民は対価を払わなくてはならない。同表は，当時のこの地域（今日の感覚でいえば，ベンガル平野部の北のはずれ）が既に 18 世紀末にはほぼ水平的には開発され尽くしていたことを示している。これは注目される事実である。しかし，ここから更に数十キロメートル北や北西，北東に向かったヒマラヤやアッサムの山麓地域（Terai, Dwar）には，なお広大な未開地が残っていたのであり，北ベンガル全体で見た時には，ランド・フロンティアが消滅していた訳ではない。⁵⁸⁾

残る 83.9% が，基本的にはザミンダールからみて収入（地代）を生む土地（Hasil）である。

しかし，大変興味深いのは，この様な本来課税地である地目の内，実に 4 分の 1 弱（22.9%）が，非公租地（Ghyr Chalani）であることである。その内訳を見ると，宗教施与地 11.8%（Bazi Zamin：ヒンドゥー関係がそのうち 97% を占め，ムスリム関係はごく僅か），ザミンダールの直営農場（Zamindari Khamar：ここは，元来ザミンダールの食糧用に直属労働者（Halua）や刈分一時小作人（Adhiyar）が耕作した）3%，そして，奉公地（Chakran Land：ザミンダールの支配機構に属する在地スタッフが給与の代りに在職中与えられる土地であり，その 3 分の 2 は低率の地代を払い，完全な免租地はその 3 分の 1 だけ）が 8% あったことである。そ

のほかに、ザミンダールの村役所 (Kachari) の建っている 0.7 エーカーほどの土地が、このカテゴリーに入る。

このカテゴリーの土地 (全面積の 83.9%) の内、この様な非公租地を除いた 61.0% が、農民保有地 (Raiyati Land) となる。そして、この農民保有地は更に園宅地 (Khod, Bitā : 農民保有地の 14.7%) と農地 (Fasli Land : 同 85.3%) に分かれている。園宅地は、住居とその周りの農作業用広場、果樹、有用樹、野裁園等を含み、農民生活と農民経済にとって重要な機能を果たしている。そして、今日のこの地方の状況から推し量ることが許されるなら、親、兄弟などの近親者が、共通の外堀の内側に複数の家を立て (今日、この地方でこの様な外堀に囲まれた建物群を Bari という。ブキャナンもこの言葉を使っている。), 更に、同一親族集団 (Gushti) のバリが幾つか集って、小集落 (Para) をなしていたと思われる。⁶⁰⁾ 勿論、親族以外の結合原理により形成された集落も存在した。例えば、我々の 3カ村の統計データでは、この園宅地にも二ないし三種類あって、富農や自立小農の園宅地 (Bariband, Kanchbari) と従属農民の園宅地 (Prajabari) とに地目上ははっきりと分れている。富農と従属農が同じ親族に属することもあるが、しかし親族を異にする場合も多かったと考えられる。⁶¹⁾ 更に、村の園宅地全体に対する従属農民園宅地の割合が、3カ村で 45.4%, 26.5%, 71.8% と大きな偏差を示している事は、少数の富農と多数の従属農で構成される村と、逆に、自立小農が大部分を占める村などのいくつかの村の類型があった事をうかがわせる。これは村の景観から推定される重要な事柄である。ところで、北インドなどのマルチ・カースト村落では、一般カースト農民と不可触民労働者の居住区が位置的に分離されているが、我々の対象とする北ベンガルの村落では、富農と従属民が儀礼上から隔離を要する身分的差別関係にあったとは考え難い。⁶²⁾ 明確な同時代史料はないが、私は、従属民の家は富農の屋敷地内に富農の家を取り囲

む様にして、或いは、富農の敷地に隣接して、建てられた場合が多いと考⁶³⁾えている。

2.3 作物構成 & 作付体系

表 11 は、上記 3 カ村の地目から知られる作物の構成を示している。但し、この表には、バラモンや分離農場主（フジュリ・ジョトダール）が保有する特殊な農地の情報は与えられておらず、更に、ラダナガル村では、こうした一種の「囲い込み地」の面積が非常に大きい事を、注意しておこう。さて、この表からどのような事を知りうるであろうか。米の重要性（粗作付の 77.6%）は、当然のこととはいえ、やはり、最初に指摘されるべきである。単独で最大の作付面積を占める作物はモンスーン後期に栽培される移植冬米（Shali, Aghani Dhan：純作付の 66.5%）であり、それに苗床（Kacha：同 5.8%）を加えれば、圧倒的な比重を占めている。他方、直播冬米（Buna Shali）は、純作付の僅か 0.4% に過ぎない。なお、冬米中では、一期作地（Shali Lal, Kati Lal）が 73.4% を占めており、二期作地（Shali Do, Kati Do）は 26.6% ほどに過ぎなかった。モンスーン前期の天水を利用する直播夏米（Aus Dhan, Bhadai）は純作付面積の 31.2% であり、第 3 位の油性種子（マスタード：10.2%、胡麻：0.2%）、第 4 位の各種豆類（Thakuri, Arahari, Moshur, Khesari の 4 種で各々のシェアは、2.3%、2.3%、0.5%、0.2% で合計 5.3%）と比べて作付面積における米の比重が圧倒的に大きかった。なお、夏米作付地では、夏米だけを作る一期作地は僅か 14.9% であり、85.1% は他の作物と組み合わせられた 2 毛作地であった。その他の作物として地目名に挙げられているのは、葦（Khur：2.5%）、大麦（Jow：2.0%）、砂糖きび（Iku：1.0%）、桑（Fut：0.6%）、竹林（Bansi：0.5%）、小麦（Gom：0.4%）、綿花（Kepas：0.3%）、タバコ（Tamak：0.2%）、胡麻（Til：0.2%）、鬱金（Haridra：0.1%）、藍

表11：三ヶ村作付作物構成(1790年)

	ラナガル村		モビシュル村		コグナートフル村		3ヶ村計	
	(地方ヒカ)	構成比 %	(地方ヒカ)	構成比 %	(地方ヒカ)	構成比 %	(地方ヒカ)	構成比 %
総面積	5041.150	100.000	342.900	100.000	452.150	100.000	5836.200	100.000
現耕作地	2586.600	51.310	193.400	56.401	255.000	56.397	3035.000	52.003
冬米(シャリー)2耕作	383.650	7.610	21.450	6.255	69.000	15.260	474.100	8.123
冬米(カティ)単作	1216.600	24.133	78.500	22.893	52.150	11.534	1347.250	23.084
夏米単作	103.150	2.046	14.250	4.156	23.200	5.131	140.600	2.409
直播冬米2期作	0.000	0.000	1.850	0.540	0.000	0.000	1.850	0.032
直播冬米単作	5.900	0.117	0.000	0.000	3.100	0.686	9.000	0.154
冬米(カティ)2期作	6.700	0.133	8.350	2.435	18.800	4.158	33.850	0.580
冬米(カティ)単作	35.050	0.695	6.950	2.027	7.550	1.670	49.550	0.849
マスタード2毛作	185.800	3.686	14.000	4.083	7.500	1.659	207.300	3.552
マスタード単作	68.100	1.351	3.500	1.021	5.600	1.239	77.200	1.323
タバコ二毛作	0.650	0.013	0.000	0.000	1.250	0.276	1.900	0.033
タバコ	1.900	0.038	0.350	0.102	0.700	0.155	2.950	0.051
砂糖きび	13.400	0.266	1.000	0.292	13.250	2.930	27.650	0.474
桑	16.300	0.323	0.900	0.262	0.000	0.000	17.200	0.295
アラハル豆	64.800	1.285	0.400	0.117	0.000	0.000	65.200	1.117
タクリ豆2毛作	6.250	0.124	0.000	0.000	0.000	0.000	6.250	0.107
タクリ豆単作	58.500	1.160	1.750	0.510	1.200	0.265	61.450	1.053
バルバティ(?)2毛作	0.800	0.016	0.000	0.000	0.000	0.000	0.800	0.014
藍	0.000	0.000	0.000	0.000	1.200	0.265	1.200	0.021
小麥2毛作	6.650	0.132	2.500	0.729	1.400	0.310	10.550	0.181
小麥単作	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
大麥2毛作	34.250	0.679	13.000	3.791	3.200	0.708	50.450	0.864
大麥単作	5.600	0.111	3.000	0.875	0.000	0.000	8.600	0.147
モシュール豆2毛作	12.950	0.257	0.000	0.000	0.000	0.000	12.950	0.222
モシュール豆単作	0.600	0.012	0.300	0.087	1.400	0.310	2.300	0.039
綿花2毛作	1.850	0.037	0.000	0.000	0.000	0.000	1.850	0.032
綿花単作	3.150	0.062	2.400	0.700	0.000	0.000	5.550	0.095
ケシャリ豆2毛作	3.700	0.073	0.000	0.000	0.400	0.088	4.100	0.070
ひま(唐胡麻)	0.450	0.009	0.000	0.000	0.000	0.000	0.450	0.008
ジュート	0.900	0.018	0.000	0.000	0.000	0.000	0.900	0.015
生麥	0.000	0.000	0.200	0.058	0.000	0.000	0.200	0.003
ウコン	1.550	0.031	0.000	0.000	0.000	0.000	1.550	0.027
胡麻	4.750	0.094	0.000	0.000	0.000	0.000	4.750	0.081
茄子	0.700	0.014	0.000	0.000	0.000	0.000	0.700	0.012
蕓	54.400	1.079	0.800	0.233	15.500	3.428	70.700	1.211
竹	10.650	0.211	0.600	0.175	2.750	0.608	14.000	0.240
苗床2毛作	9.700	0.192	0.000	0.000	0.000	0.000	9.700	0.166
苗床単作	131.250	2.604	4.700	1.371	20.300	4.490	156.250	2.677
甘蔗圧搾機	0.000	0.000	0.000	0.000	1.600	0.354	1.600	0.027
農民保有休耕地	136.400	2.706	13.150	3.835	3.800	0.840	153.350	2.628
米2期作	390.350	7.743	31.650	9.230	87.800	19.418	509.800	8.735
米単作	1360.700	26.992	99.700	29.076	86.000	19.020	1546.400	26.497
粟作米	252.900	5.017	29.500	8.603	13.750	3.041	296.150	5.074
全2毛作地	643.250	12.760	61.150	17.833	101.550	22.459	805.950	13.809
全単作地	1629.800	32.330	115.700	33.742	115.200	25.478	1860.700	31.882
年間作物	24.050	0.477	1.600	0.467	16.000	3.539	41.650	0.714
その他の単独作物	153.550	3.046	2.300	0.671	18.300	4.047	174.150	2.984
粗作付面積	3093.900	61.373	241.900	70.545	352.600	77.983	3688.400	63.199
純作付面積	2450.650	48.613	180.750	52.712	251.050	55.524	2882.450	49.389
冬米作付面積	1647.900	32.689	117.100	34.150	150.600	33.308	1915.600	32.823
夏米作付面積	746.400	14.806	75.400	21.989	124.750	27.590	946.550	16.219
米作付総面積	2394.300	47.495	192.500	56.139	275.350	60.898	2862.150	49.041
移植米/粗作付面積	0.774	0.015	0.796	0.232	0.781	0.173	0.776	0.013
移植米/純作付面積	0.977	0.019	1.065	3.100	1.097	0.241	0.993	0.016
作付強度	126.248	126.248	133.831	133.831	140.450	140.450	127.961	127.961

(出典) 表10と同じ。

(Nil: 0.04%) であり、その他に地方 1 ビガ (0.6 エーカー) 以下の極く小さな作付の作物としてジュート、Barbati (?), 茄子、ひま (Arindah: ひまし油をとったり、蚕飼料となる)、生姜 (Ada, Adrak) が挙げられている。

上記の統計数値につき幾つかの興味ある事柄を指摘しておこう。冬米には 14 もの品種があり、その中には低湿地用の品種や早稲米も見られた。又、冬米では、「低品質の米が、高品質の米より沢山作られていた」から、⁶⁴⁾ 上記 3 カ村では、冬米の大半が自給用ないし地域内市場用であることが推測される。夏米 (Aus Dhan) は、この 3 カ村では全作付面積の 3 分の 1 というかなり大きな比重を占めていた。しかし、ハリントン⁶⁵⁾は、この所領全体については、「冬米が 2 種の米の 8 分の 7 を占めると推定される」と述べており、冬米が圧倒的に多いと考えているので、この数値の扱いには注意を要する。先にも触れた様に、多様な作物 (マスタード、タバコ、小麦、大麦、豆類、綿花) の裏作として、夏米は有用であった。砂糖きびは 3 カ村中の 1 カ村 (ロゴナートプル村) で集中的に栽培され、そこでは村の栽培面積の 5.2% を占め、かつ、1.6 ビガの土地に砂糖きび処理用の压榨施設 (Khursal) も設けられていた。藍は殆ど作付がゼロに近い。しかし、この所領を含むクマールガンジ郡でみると、藍作付は 19 世紀初頭には 1.8%⁶⁶⁾、そして 19 世紀の後半には 3.5% と大きな比率を占める様になっている。⁶⁷⁾ 商業作物として市場化される部分が大きかったと思われるものに、砂糖きび、マスタード、タバコ、桑、綿花があるが、全体としてみると、マスタード以外の作付面積は極めて小さい。だが、単位生産額を見ると、砂糖きびやタバコの収益性は非常に高く、これらは、小さな栽培面積でも栽培農家の家計に大きな収益をもたらし得る。農業経営における高収益作物の役割については、後に触れたい。

作期別作付面積を見ると、雨季の最初の作期であるアウス期作物は総作

付面積の30%を占め、雨季の主作期たるアマン期作物は54%弱、それに続く乾季作物は13%弱、そして、その他に年間作物が4%弱という構成であった。それぞれの作期において米の占める割合は、アウス期84.5%、アマン期96.5%である。

農地の等級の知れる2カ村についてみると、農地の3分の2は一等地、30%弱が二等地であり、三等地以下は4~5%に過ぎないことも、この史料の与える貴重な情報である。

最後に、作付強度を見ると3カ村平均で128.0であり、これは独立直後のバングラデシュの作付強度145.5と比べるとかなりの隔りがあるが⁶⁸⁾、決して低い水準ではない。当時の北ベンガル農業は既にかなり高度な土地利用を行っていたと言ってよい。

第3章 住民の生活

本章では、極めて限られた情報に基づいてではあるが、当時の北ベンガルの農業社会における住民の(1)社会生活のあり方からみた諸階層、(2)生活の諸局面、(3)家計支出、について知り得る所を述べておきたい。章題を、農民の生活ではなく住民の生活としたのは、以下の記述が農民のみには限定されないからである。

3.1 住民の諸階層

ブキャナンは、ディナジプル県、ラングプル県の両報告書の統計付表において、19世紀初頭のこれら2県の住民の生活水準を下記の6階層に分け、それぞれの階層の典型的な事例としてヒンドゥー6家族、ムスリム7家族の詳しい年間生活支出の推定値を与えている。その具体的な内容の検討は本章第3節に譲るとして、本節ではそこから知り得る住民の諸階層を

考察する。

ところで、北ベンガルの農業社会の最上位には、ベンガル屈指の巨大ザミンダールであるディナジプル王家⁶⁹⁾、また 1773 年まで独立した辺境王国としての地位を保っていたコッチ・ビハール王家⁷⁰⁾、及び、コッチ・ビハール王家の分家ボルキット王家の大臣の後裔がいた。ブキャナン報告の時代においても彼等は依然として北ベンガルで最高の家系として、社会の最上位を占めてはいたが、最早、昔日の勢威はなかった。他方、彼等に代ってこの地方に広大な土地財産を獲得した新ザミンダールたちは、殆ど全員が県外に住む他所者である為に、北ベンガル住民とはみなしえない。更に、彼等は、極めて少数であるという理由も加わり、ブキャナンは上の統計付表ではこれら大ザミンダールを別個の一階層として立てる事をしなかった。我々も、ザミンダールについては既に本論文第 1 編で詳しく述べたので、ここでは対象から除く事にする。

第 1 階層：こうしてブキャナンは、両県に住む最上層の住民として、政府の上級役人、中地主、大地主の手代、主要な免租地所有者、大商人の手代、主要な製造業者（製糖業、藍製造業等）、そして、ヒンドゥーの筆頭導師（Chief Guru）等を挙げ、彼等の月収として 500-1000 ルピー程度の所得⁷¹⁾を想定している。彼等の大半はヒンドゥーであり、かつ、県外に本拠地を持ち、ディナジプル県、ラングプル県には単身で赴任して来た人々である。この層の総数は、両県合せて百人内外とされる。

第 2 階層：この層に次ぐのは、政府の中級役人（Darogah, Munsif 等）、小地主の手代、大地主の中級吏員、小地主、多くの製糖業者等であり、これも殆ど全員が県外から来たヒンドゥーであり、在地の者は製糖業者のみである。人数は、両県で数百名。

第 3 階層：次いで、政府や地主の下級吏員、書記（Mohurir）、治安判事の警備隊長（Jamadar）、地主の兵士（Mridah）、小商人、製造業者、

富農等が、社会的経済的に比較的に近い一つのグループをなす。この内、小商人、製造業者、富農は地元民が主体をなしている。従って、第一、第二階層の県住民が殆ど県外者であったのに対して、この第三階層の大部分は、地元住民が占める。なお、富農の多くはムスリムであるという重大なコメントをブキャナンは残している。⁷²⁾

これより下層の各階層は、自ら労働に携わる各種の人々からなる。ブキャナンは、これらの人々を、更に、以下の3階層に分けている。

第4階層：直接労働に携わる人々の内で上位にあるのは、3~4 犁を所有する農民や、裕福な職人、長者、富農の奉公人頭等である。

第5階層：その次に、1~2 犁を所有する自立小農、1~2 基の搾油機を持つ小搾油業者、1~2 台の手織機をもつ小織工、小店主などが形成する小経営の人々が居る。

第6階層：そして、最下位に位置するのが、刈分小作人、雇用労働者、下級職人（バスケット作り、洗濯屋、大工その他）、漁師等である。

3.2 住民生活

3.2.1 住居と家族形態

ディナジプル県からラングプル県の東端にかけては、良質の赤色粘土が採れるので、住居は40~50センチメートルの厚い泥壁と草葺き屋根で出来ている。1つの家族集団は、泥塀に囲まれた一つの空間（Bari：以後、屋敷地と呼びたい。この狭義の屋敷地に接して、脱穀場（Utan）、家庭菜園、小さな家庭果樹園（Bagan）、池などが存在する事が多いが、これらと屋敷地を含めた全体を広義の屋敷地あるいは園宅地（Khod, Bitabari）と呼ぶことにする）の中に、寝室、台所、家畜小屋、倉庫等の用途別に建てられた複数の小屋（Ghar）を持つ事が多い。一般的に言えば、裕福な家族ほど家族規模が大きいという傾向が見られ、富農の家では、奉公人や

兄弟、その家族等が集住する事も多いので、そうした場合には1つの屋敷地内に12~14もの各種の小屋が並ぶ事になる。他方、貧農や雇農の家では、家畜小屋や煮炊き小屋さえなく、ただ、寝室となる小屋が一つ有るだけという事も多い。余裕のある家族は、屋敷地の塀の外側に、客小屋 (Boithokkhana) を建て、ここで客人をもてなす。これは、明らかに、既婚女性は家族以外の男性と接してはならないというムスリムの戒律 (Porda) と関わる施設であり、ブキャナンも、これは、ムスリムがこの地方に導入したものであろうと考えている。この客小屋はヒन्दゥーの間にも広まっているのだが、特に上級ムスリムの住居では、来客など外部の人間が接待をうける外屋敷 (Bahar Mahal) と女性達と家族のみの空間 (Jenana Mahal) とがはっきりと区別されている。この様な明瞭な境界分けは、ヒन्दゥーの住居では指摘されていない。また、ブキャナンは、富農の多くはムスリムであり、小さな煉瓦造りのモスクを持つとしている。ところで、ラングブル県の他の地域では良質の粘土が採れず、家は竹や葦などを編んだマットを組み立てて作る。居住性においては、泥壁の家の方が遥かに高い。

さて、以上述べた住居には、ベンガルの平野部からやってきたヒन्दゥーやムスリムたち、および、彼等と接して、その文化、生活様式を採用する様になった多くの北ベンガル先住の住民が居住しているのだが⁷³⁾、後者の間には、彼等固有の文化や習慣をなお保持している人々も有り、その様な人々は、高床式の住居 (Nakari) に住む。ブキャナンは、この高床式の方が居住性において優れていると述べている。

3.2.2 家具、調度品、衣服

宗教儀式の用具を除けば、ヒन्दゥー、ムスリムで大きな差はない。最下層の人々の寝具は、敷具としてまず竹を編んだマットを地面に敷き、そ

の上にモタ (Motha : 藎草の一種), パニモタ (Pani Motha : モタの一種であろう) 製のマットあるいはサッククロスを重ねる。冬には、地面と竹マットとの間に藁を敷いて下からの冷気を防ぐ。そして、掛け具としては、サッククロスまたはジュート (Pata) を織ったメグリ (Megeli) 布を用いる。やや余裕のある層になると、地面に直接寝る事はせず、竹を組んだ台 (Machang) を作り、その上に、上記のマット類を敷き、同様の上掛けを掛ける。更に豊かな層は、ベッドを持ち、その上に、カーペット、ブータン毛布を敷く。上掛けとしては、夏には木綿布や、メグリ布を掛け、冬にはブータン毛布や綿入りキルトを掛ける。

衣料について、次いで見てみよう。一般的に言えば、農民階級やその他の労働階級の人々は衣服に多くの費用を掛けることが出来ないが、この支出は固定費の性格を持つので彼等の総支出の中でこの負担は重い。(詳しくは、次章で論じる。) 低階層では、ヒンドゥーもムスリムも男は裸に近い格好をしており、女性は、1枚の布をくると身に纏わせ、乳の上で挟み込んでとめるカムルピー系の服装が多い。布地は綿布が圧倒的に多いが、ラングプル県の北西部では粗麻布 (Megeli) や粗絹布 (Erendi) 等を女性が自分で織り、チェック模様⁷⁴⁾に染め、着用している。ディナジプル県では、低ヒンドゥーの女性は、ビルマの女性と同じ様なメグリ布の衣服を着、高ヒンドゥーの女性は漂白したリネンを着る。また、ラングプル県東部には、アッサムから輸入される粗絹 (Muga Silk) を使用する地域もある。興味深いのは、ヒンドゥーの男性であっても、役所 (Durbar) に出仕する時には、ムスリム風の正装をするということである。

塗油は、平野部ベンガルのヒンドゥーがこの地に持込み、カムルピーの人々の間に伝播した様である。カムルピーの主要な構成要素であるラージバンシーと総称される人々も、こうして、油を充分に入手しうる経済力を持つ場合には、塗油する様になった。しかし、ムスリムは、油を入手し得

るものであっても、これをしないという。

3.2.3 食事

ヒンドゥーやムスリムの間では、食事は栄養摂取という目的の他に、重要な儀礼的、宗教的な含意を持たされている。特に、ヒンドゥーにとっては、食事の取り方が浄—不浄、及び、カースト順位の基準の一つとさえなっているのである。しかし、この地方に多く住む‘山岳’部族の間には食物の禁忌は少ない。従って、北ベンガルの文化複合の状況を研究する際には、食事の問題は重要な示唆を与えるだろう。⁷⁵⁾

ディナジプル県に較べラングプル県の方が穀物が安いので、よりふんだんに消費され、また、肉の消費量もラングプル県の方が多い。一般に、老若平均して、1日に0.5重シェール（重シェールは通常のシェールより4分の1ほど重い。0.5重シェールは1.23ポンドすなわち、約558グラムに相当）の米と塩、油、豆、野菜があれば、充分な献立とされるが、⁷⁶⁾ミルク、砂糖、野菜、豆、香辛料、塩、肉、魚等の副食品の消費に於いて、貧富の差が大きく現れる。低所得層は、米、野生食用植物、唐辛子、そして、塩の代用物である植物の灰（カリウム）等が主たる食品となる。肉食は、かなり広く行われており、ムスリム、ヒンドゥーともに、宗教儀式で屠った犠（ヤギが多い）を食べたり、低所得層であれば、野豚、鹿等を捕る。ムスリムは、鳩、鶏、仔羊を食べ、ヒンドゥーは、仔羊、家鴨を食べる。牛肉については、少なくともディナジプル県では、ヒンドゥーが、ザミンダール、その代官、手代、政府役人の大半を占めており、「聖なる獣を屠殺から守る事に全力を挙げ、かつ、これに完全に成功した」⁷⁷⁾ので、ムスリムといえども牛肉を食べないとされている。しかし、ラングプル県では、ムスリムが大きな宗教的儀式に於いて牛を犠にし、食べる。ヒンドゥーは、⁷⁸⁾この事を知りながら、ムスリムにこの様な時に牛を売るとされており、牛⁷⁹⁾

肉の食用に関しては、地域毎のヒンドゥーームスリムの力関係や正統ヒンドゥーの浸透の度合い等によって、隣接した両県の間で、異なった状況が見られた。さて、肉食は、厳格な菜食主義者を除けば、恐らく高位ヒンドゥーであっても、しばしばこれを行った。だが、実際には貧困層は経済的な理由から減多にはこれを嗜めなかった。最底辺のヒンドゥーのあるものは、高位ヒンドゥーの侮蔑にも拘らず、養豚をしてその肉を貴重な滋養源としていた。タバコ、パン、食用油も、貧困層は、なかなか充分には入手できなかった。今日でもそうであるのだが、農業労働者は、雇主からのふるまいによって、タバコになんとかありつく。魚は乾季には市場に豊富に出回る。しかし、雨季には市場には殆ど入ってこないで、市場から魚を買う様な層は、雨季には魚を買えず、豆類で蛋白を補給する。他方、雨季には農作業が少なくなる低所得層は自分で近所の冠水した田や河で漁をし、かなり潤沢に小魚を得ることができた。余った魚は、様々な根菜 (Ol, Man Kochu)、鬱金などを加えて乾燥させ、魚肉団子 (Sidol) として保存した。⁸⁰⁾ 野菜は、ベンガル語でシャークと総称される葉や柔らかい茎が主であり、トルカリと総称される果実や根茎は、従であった。これには、家庭菜園で作るものや、野生のもの、さらに、他の目的で作っているジュートやカラシナの葉なども食用にされた。⁸¹⁾ 低所得層は菜園で作った野菜は市場で売って現金収入源とし、自分たちの食用には野生のものなどを食べ⁸²⁾ た。

こうした食物の調理用燃料は竹が主であり、牛糞 (Gobor) をこれに用いる事は稀であった。

カムルピー系ヒンドゥーは、飲酒を禁じていないので、飲酒はかなり盛んである。特に、ラングプル県でこれが多く、地方によっては、男女ともにこれを嗜む。ラングプル県内にブキャナンの調査時には 21 ケ所の酒造工場があったが、それに加えてグルカ、アッサム、ブータンから県内産の

4分の1という安い穀物酒が国境を越えて入ってきて、ラングプル県の住民によって大量に消費されている。⁸³⁾阿片、ケシをタバコにまぜて常時吸飲する者も非常に多い。精製したものや、乾燥した実を水に浸しただけのものがある。大麻 (Ganja) は、この地方ではありふれた植物だが、その使用者は少ない。⁸⁴⁾

3.2.4 職業構成と労働力

各種職業については、数年前に発表した抽稿において既に詳しく論じたのでここではそこで触れなかった点を多少補足するに留め、主に雇用労働について述べる..⁸⁵⁾

雇用労働力は不足しており、他所者がポーターなどを雇おうとしても容易には見つからなかったのだが、他方で、富農をはじめ、裕福な家族には多くの男女の家族外労働力が抱え込まれていた。この、一方に於ける人口過剰と他方に於ける労働力不足という一見矛盾した現象を、ブキャナンは個々の労働者当たりの労働生産性や資本装備率が極めて低い事に求めている。⁸⁶⁾又、貧しいが故に、未耕地や休閒地の開発を独立した経営主体として行なう事が出来ず、零細経営あるいは従属的な労働力に甘んじざるをえないという重要な指摘にも注目しておきたい。⁸⁷⁾この状況は、ブキャナン報告に先立つ18世紀後期にも当てはまるのであり、その詳しい検討は本稿の別の場所で行う。この様な家族外労働力には、自由な男女の奉公人 (ラングプル県では、男は Bhandari, 女は Dasi と呼ばれた)、男女の奴隷が居た。前者には、奉公期間の長短により様々な種類があった。家内奉公人の仕事は、衣類の洗濯、家具、食器の清掃、市場で買った品物の運搬、料理、伝言の伝達、園宅地の除草、家畜の世話等であった。奴隷の数は、アッサムやコッチ・ビハールに近づくほど増加する。女中や女奴隷には、裕福な者の事実上の妾も少なくなかった。この北ベンガルの地が、平野部ベンガ

ルから一時的に赴任した多くの役人、大都市の穀物商人の手代等で賑わった結果として、ディナジプル県、ラングプル県ともに、主要な商業・行政のセンターには、かなり多数の売春婦が集団を形成していた。前者には、1000人、後者には1800人がいたと推定されている。彼女たちの多くは親に売られた娘であり、その他には、再婚を許されない高カースト・ヒンドゥーの未亡人がこの列に加わった。

3.2.5 家族形態

19世紀初頭の北ベンガルにおけるヒンドゥー、ムスリム家族の形態について、ブキャナンの階層別家計支出統計から、多少の情報を引き出す事が出来る。そこには、ヒンドゥー、ムスリムの合計13家族の事例が与えられており、それを我々は、上述の住民の6階層に整理し直して、見ていくことにする。

ヒンドゥー、ムスリムの最高ランクの階層は、家族数10~20名の大きな規模を持つが、コアになるのは主人の一家(主人、妻、子供)であり、それに、数名の男女の従属的な親族、住込の使用人、走り使いの子供が加わっている。こうして、狭義の家族(当主とその直系)以外の常願労働力を広義の家族(食事を賄われ、同じ屋敷地内に住む)の中に抱えており、さらに、これらの家内奉公人の他に、当主が給与を払う警護兵、番人、洗濯人、床屋、清掃人などが家族の縁辺にいるが、それらは、家族の範囲には入っていない。ヒンドゥー家族では、料理人(未亡人、恐らくは‘浄’カースト出身)を雇っており、親族の一人は執事(家令)として働く。ムスリム家族では、男女各5名の使用人中に、女奴隷3名、男奴隷2名を含む。又、このムスリム家族には、妾(Nika)が1名含まれている。

第2階層の家族も、規模が小さくなるものの、使用人中に奴隷がいない点を除けば、基本的な構成は第1階層と同一である。

第3階層は、富農などからなる層であり、更に従属親族数1~2名、使用人数1~3名と小さくなり、ヒンドゥー家族も料理人、執事を持たない。しかし、ムスリム家族は、この層まで妾を抱えている。

第4階層は、中農、富農の奉公人頭などであり、使用人、従属的亲族をなお1~2名抱えている。

第5,6階層は、共に単婚小家族(子供の数は2~3名)であり、従属親族や使用人はいない。

以上の事例による限り、家族構成の中核はどの階層に於いても、夫、妻、子供の単婚小家族であり、それに、経済的に余裕のある層は妾、奴隷を含む男女の使用人、従属的な親族などを抱えている。そして、この様な人々が1つの塀に囲まれた小屋群(Bari)を形成し、共通の家計の下に暮らしていた。この様な状況は、奴隷を除けば、現代のこの地方の農民家族の構成とあまり変わらない。ただ1つ注意したいのは、今日の農村の上層家族では、父母と妻帯した息子、家族持ちの兄弟などが様々な組合せで共通の家計を維持し、単一の生産・消費単位を構成するという大家族制をとる事が多いのに対して、ブキャナンの挙げる13家族には1つもこの様なケースが見られない事である。第一、第二階層は県外から来た一時駐在者が多いので不思議はない。しかし、ブキャナン自身他の個所で、兄弟たちが一緒に住むと述べているから、第三~第四階層にこれが見られないのは、ブキャナンのこの家計資料の偏りによるものであろう。

3.3 家計支出の構造

両県の住民生活の諸状況について述べてきたが、本節ではそれを、消費構造の分析を通して、もう少し具体的に押さえてみたい。ここで依拠する資料は、本章冒頭に述べたブキャナンの統計付表である。この内、ディナジプル県に関するそれは1833年の刊行本(バプティスト版)に収録され

ているが、ラングプル県のそれは公刊されていないので、ロンドンの旧インド省図書館の手稿本⁹⁰⁾を利用する。

ここで利用する統計表は、「家族支出の推計」を、『ディナジプル県報告』では住民の諸階層を代表すると思われる6つのヒンドゥー家族について示したものであり、『ラングプル県報告』では、同様の推計を、7つのムスリム家族について示している。従って、北ベンガルのヒンドゥー、ムスリムの住民諸階層の家計支出の代表的なパタンをここから抽出することが許されるであろう。但し、この数値は、平野部ベンガル系住民とカムルピー系住民とを区別していないし、また、両県内の地域差も顧慮されていない。従って、代表的な事例とはいうものの、それは調査者の主観的な判断によるものである。かくして、本節の分析は、第1次接近としてのみ意味を持つ事を、最初に断っておこう。

ディナジプル県の家族 D1 とラングプル県の家族 R1 は、表 12 に見られる様に、年間 1500 ルピー以上の支出を行い、社会的には同一層に属とされている。この層の家族は、支出の 16.1～21.2% を食費にあて、23.5～29.7% を衣料、装身具にあて、使用人への給与として 18.1～20.9% をあて、12.2～19.0% を宗教上の諸費用にあてている。

次の層は、ディナジプル県の家族 D2、ラングプル県の家族 R2 である。これらの家族の年間家計支出は、500～1500 ルピーである。この層は、食費に 24.6～31.4% をあて、衣料・装身具に 25.2～27.7%、使用人の給与としては 10.8～16.5%、そして、宗教上の経費として 13.9～14.4% を支出している。ここまでの階層は、県外者がほぼ独占していた。

第3階層(家族 D3 & R3)の年間支出規模は、200～500 ルピーである。この層になると、食費の占める割合が顕著に上がり、44.0～45.4% にも及んでいる。しかし、衣類、装身具(17.9～28.8%)、宗教費用(11.3～17.0%)等の割合は、第1,2階層とそれほど大きな差はなく、生活支出に

おける優先順位は比較的近似していたと言えよう。使用人への給与支払は4.1～5.3%と急減している。先に見た様に、この層では、富農、ジョトダールや小商人、製糖業者等、在地の富裕階層が多く占めている。従って、人口的に見れば、第1～2階層と較べると遥かに大きな層をなしていたと思われる。

次の第4階層(家族 D4 & R4)は、年間消費は100～200ルピーほどのスケールであり、第3階層よりは劣るが、農民社会では比較的上層にある人々である。食費の占める割合は更に上がり、49.7%～55.4%と年間支出のほぼ過半を占める。しかし、衣類、装身具は、17.2～22.0%、そして、宗教経費は11.7～12.6%と、第3階層よりは劣るが、なお、かなり高水準の割合を示している。使用人は、0.7～4.9%となり、使用人を使わない家族も出てきている点は、自ら犁を持つ事の多い階層である事を示唆する。

第5階層(家族 D5, R5 & R6)は、犁1～2台の小農層、小商人、小織工など自家労働力に主に依存する直接営農、直接営業の階級であり、食費は年間経費の68.6～83.1%と3分の2から5分の4にも及んでいる。食費にこれだけ高率の支出を迫られるから、装身具の支出は切り詰められ、0.7～1.4%と急減している。それにも拘らず、衣類への支出は7.8～14.6%となお高い水準にある。宗教支出は、ムスリムで1.5%、ヒンドゥーで13.7%と支出行動に大きな差が見られるのは非常に興味深い。使用人への支払は、0.5～1.2%と極めて小さくなっている。この項がゼロにならないのは、月1回の髭剃り、調髪だけは、専門職人に頼まざるを得ないからである。

第6階層(家族 D6 & R7)は、最底辺の土地なし労働者や刈分小作人層であり、先に検討した様に、農村人口の実に過半数を占める人々である。食費の割合は更に上がり、73.5～85.3%にも及んでいる。まさに、全所得を食費に費やすほかない階層であった。装身具(0～0.4%)、衣類(9.2～

表12：住民の家計支出

ディナジブル県	D1		D2		D3		D4		D5		D6			
家族数 (人)	10		8		6		5		4		4			
世帯人数 (人)	3		4		4		4		4		4			
従属親族数 (人)	2		1		1		1		0		0			
使用人数 (人)	5		3		1		0		0		0			
小屋数 (軒)	10		8		5		4		2		1			
住居 (ルビー)	164.4	10.4	56.0	10.1	24.0	8.5	9.6	8.1	2.3	5.3	0.4	1.8		
家具(1)寺院、モスク (ルビー)	8.5	0.5	4.3	0.8	0.7	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
家具(2)耐久財 (ルビー)	57.1	3.6	19.4	3.5	8.7	3.1	2.1	1.8	0.6	1.4	0.2	0.9		
家具(3)非耐久財 (ルビー)	52.8	3.3	17.1	3.1	7.3	2.6	5.2	4.4	0.6	1.4	0.4	1.8		
家具(1)+(2)+(3) (ルビー)	118.4	7.5	40.8	7.4	16.7	5.9	7.3	6.1	1.2	2.7	0.6	2.7		
装身具(1)主人 (ルビー)	12.4	0.8	5.8	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.4		
装身具(2)夫人 (ルビー)	109.4	6.9	43.4	7.8	7.1	2.5	1.4	1.2	0.2	0.5	0.0	0.0		
装身具(3)子供 (ルビー)	40.3	2.5	18.2	3.3	5.8	2.1	1.3	1.1	0.1	0.2	0.0	0.0		
装身具(1)+(2)+(3) (ルビー)	162.1	10.2	67.4	12.2	12.9	4.6	2.7	2.3	0.3	0.7	0.1	0.4		
衣類(1)主人 (ルビー)	126.0	8.0	34.0	6.1	13.5	4.8	5.3	4.4	0.9	2.1	0.6	2.7		
衣類(2)夫人 (ルビー)	20.5	1.3	16.0	2.9	10.5	3.7	4.0	3.4	1.5	3.4	1.0	4.4		
衣類(3)子供 (ルビー)	20.0	1.3	12.0	2.2	8.5	3.0	5.5	4.6	1.0	2.3	0.8	3.5		
衣類(4)親族(男女) (ルビー)	36.5	2.3	5.0	0.9	5.0	1.8	3.0	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0		
衣類(5)使用人 (ルビー)	7.0	0.4	5.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
衣類(1)+(2)+(3) (ルビー)	166.5	10.5	62.0	11.2	32.5	11.5	14.8	12.4	3.4	7.8	2.4	10.6		
衣類(1)+(2)+(3)+(4)+(5) (ルビー)	210.0	13.3	72.0	13.0	37.5	13.3	17.8	14.9	3.4	7.8	2.4	10.6		
装身具+衣類 (ルビー)	372.1	23.5	139.4	25.2	50.4	17.9	20.5	17.2	3.7	8.5	2.5	11.1		
食費 (ルビー)	334.8	21.2	174.0	31.4	128.2	45.4	66.0	55.4	30.0	68.6	16.6	73.5		
使用人 (ルビー)	286.8	18.1	60.0	10.8	15.0	5.3	0.8	0.7	0.5	1.1	0.5	2.2		
宗教関係 (ルビー)	300.0	19.0	80.0	14.4	48.0	17.0	15.0	12.6	6.0	13.7	2.0	8.8		
教育 (ルビー)	6.0	0.4	4.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
総支出 (ルビー)	1582.5	100.0	554.2	100.0	282.3	100.0	119.2	100.0	43.7	100.0	22.6	100.0		
ラングブル県	R1		R2		R3		R4		R5		R6		R7	
家族数 (人)	20		14		10		6		5		5		5	
世帯人数 (人)	5		5		5		4		5		5		5	
従属親族数 (人)	5		4		2		1		0		0		0	
使用人数 (人)	10		5		3		1		0		0		0	
小屋数 (軒)	19		16		9		6		4		2		1	
住居 (ルビー)	299.3	7.3	113.0	7.8	23.9	5.4	9.3	5.5	4.1	6.3	1.3	4.0	0.4	1.6
家具(1)寺院、モスク (ルビー)	49.9	1.2	11.9	0.8	0.7	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家具(2)耐久財 (ルビー)	310.6	7.6	64.7	4.5	16.7	3.8	6.9	4.0	1.9	2.9	0.1	0.3	0.1	0.4
家具(3)非耐久財 (ルビー)	175.2	4.3	46.7	3.2	11.1	2.5	3.7	2.2	0.5	0.8	0.3	0.9	0.2	0.8
家具(1)+(2)+(3) (ルビー)	535.7	13.1	123.3	8.5	28.5	6.4	10.6	6.2	2.4	3.7	0.4	1.2	0.3	1.2
装身具(1)主人 (ルビー)	12.0	0.3	3.8	0.3	2.4	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
装身具(2)夫人 (ルビー)	333.8	8.1	77.5	5.4	15.0	3.4	3.9	2.3	0.7	1.1	0.1	0.3	0.0	0.0
装身具(3)子供 (ルビー)	100.3	2.4	15.6	1.1	7.7	1.7	2.2	1.3	0.2	0.3	0.1	0.3	0.0	0.0
装身具(1)+(2)+(3) (ルビー)	446.1	10.9	96.9	6.7	25.1	5.7	6.1	3.6	0.9	1.4	0.2	0.6	0.0	0.0
衣類(1)主人 (ルビー)	390.0	9.5	141.8	9.8	31.8	7.2	10.3	6.0	3.4	5.2	1.1	3.4	0.8	3.2
衣類(2)夫人 (ルビー)	158.0	3.9	68.4	4.7	35.9	8.1	8.3	4.9	3.3	5.1	0.8	2.5	0.8	3.2
衣類(3)子供 (ルビー)	121.5	3.0	56.3	3.9	18.5	4.2	8.3	4.9	2.9	4.5	0.9	2.8	0.7	2.8
衣類(4)親族(男女) (ルビー)	25.0	0.6	14.5	1.0	11.5	2.6	2.9	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
衣類(5)使用人 (ルビー)	75.1	1.8	21.3	1.5	5.3	1.2	1.6	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
衣類(1)+(2)+(3) (ルビー)	669.5	16.3	266.5	18.5	86.2	19.4	26.9	15.8	9.6	14.8	2.8	8.6	2.3	9.2
衣類(1)+(2)+(3)+(4)+(5) (ルビー)	769.6	18.8	302.3	20.9	103.0	23.2	31.4	18.4	9.6	14.8	2.8	8.6	2.3	9.2
装身具+衣類 (ルビー)	1215.7	29.7	399.2	27.7	128.1	28.8	37.5	22.0	10.5	16.2	3.0	9.2	2.3	9.2
食費 (ルビー)	658.7	16.1	354.9	24.6	195.6	44.0	84.8	49.7	45.0	69.4	27.0	83.1	21.4	85.3
使用人 (ルビー)	856.0	20.9	237.6	16.5	18.0	4.1	8.3	4.9	0.8	1.2	0.3	0.9	0.2	0.8
宗教関係 (ルビー)	500.0	12.2	200.0	13.9	60.0	11.3	20.0	11.7	2.0	3.1	0.5	1.5	0.5	2.0
教育 (ルビー)	30.0	0.7	15.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
総支出 (ルビー)	4096.2	100.0	1443.0	100.0	444.1	100.0	170.5	100.0	64.8	100.0	32.5	100.0	25.1	100.0

10.6%)、宗教費用 (2.0~8.8%)、使用人 (0.8~2.2%) に関しては、第5階層について述べた事が、一層強く現れている。

以上で各階層毎の支出パタンの検討を終え、最後に支出統計全体を通してみられる傾向について若干の指摘を行なっておきたい。

第1に、エンゲル係数をみてゆくと16.1から85.3まで極めて明確に階層性との正の相関が見られた。しかも、階層4, 5, 6ではこれが50を超え、食費以外の支出は圧縮されざるを得なかった事が、読み取れる。

第2に、第5, 6階層の苦しい家計の中で、衣類への支出が10%内外と高い水準にあり、第5, 6階層では、階層と逆相関さえ見られる。これは、衣類の耐用日数が半年程度であり、この支出が年々繰り返される固定費用的な性格を持ち、最低限の身だしなみを保つ為に、相当の無理をしても維持しなくてはならない支出となっていた事を示している。同様の事実は、この地方の現代の農村の現地調査でもみいだされる。なお、衣類と装飾を合せた服飾費をみると、上位階層でもヒンドゥー、ムスリムともに全支出の20%以上であり、上位、下位を問わず、生活支出中のこの費用の比重が大きいことも止目すべき事実である。

第3に、ヒンドゥー、ムスリムの両者の支出構造には、全体としてみればさほど大きな相違は無いが、なお宗教上の支出については明確な違いが見て取れる。ヒンドゥーでは、総支出の8.8~19.0%がこれに当てられており、第5, 6階層においてさえこの割合は高水準を示している。これに対して、ムスリムでは、上位4階層のこの割合は、11.3~13.9%と比較的高い水準にあるが、第5, 6階層では、1.5~3.1%と極端に低くなっている。また、上位階層についてみても、ヒンドゥーの方がムスリムより負担率に於いてかなり高い事が指摘される。この違いは、ヒンドゥーにおいては、下層民の間に強い影響力を持ったヴァイシュナヴ派が、在俗信徒に対して教団の強い統制力、組織力を発揮し、グルに対する定期的な贈与、喜

捨が半ば宗教税の様な性格をもったことと恐らく関係しているだろう。⁹¹⁾ ムスリムも聖職者 (Molla, Kazi) への一定の貢納を要求されたが、どちらかといえば、必要の生じた時にのみ聖職者の臨時サービスを依頼するアドホックな性格が強かったと思われる。⁹²⁾

第4に、逆に、上位階層において、衣類への支出は明らかにムスリムがヒンドゥーを上回っている。この様な違いは、装身具や、住居、家具においてはそれほど顕著ではない。これは、上層ムスリムの服装がヒンドゥーのそれよりもずっと手のこんだものであることから説明されよう。

第4章 在地小指導者

既に、第1, 2, 3章の叙述で、18世紀後半北ベンガル農業社会における富農の圧倒的な重要性に再三言及してきた。第4章、第5章では、この富農層に焦点を当てて、彼等の農村社会内部での地位、農村の他の構成メンバー (特に、数的に農村の過半数を占めた過小農、農業労働者) と彼等との政治的、経済的な関係を当時の歴史的状況の中で考察する。特に本章では、構造分析というよりは、富農層のダイナミズムに注目したい。本章で用いる史料は、カルカッタ市内にある西ベンガル州立公文書館所蔵の東インド会社の様々な部局の手書き行政文書である。参照した文書の巻数は1000巻に近い。本章は、そこから拾い集めてきた断片的な情報を出来るだけ関連付けながら再構成したものである。

ここで、在地小指導者とは、1. 富農 (英語では、Wealthy Raiyat と表記される事が多い。現地の言葉では、Jotdar, Huzuri Jotdar 等)、2. 長百姓 (英語では、Principal Raiyat と表記される。Bosneah, Paramanick, Pradhan, Mandal 等)、3. 小地代請負人 (Kutkinadar)、4. 特権的保有地 (Brahmattar, Devattar, Piran, Aima 等) の所有者、5. 奉公地

(Chakran) 所有者など様々な立場において、村社会、村の政治をコントロールし、あるいは、強い影響力を発揮した人々を指す。いずれも、第3章で示した住民階層分類では第3階層に属している。

さて、表1で見た様に、北ベンガルでは高カースト・ヒンドゥーの全人口に占める比率が著しく低い。この事は、言葉を替えれば、特権的保有地所有者（ライの「郷紳」に当たる）の母体となる社会層が極く小さいという事であるから、北ベンガルの在地小指導者として専ら問題になるのは、「郷紳」ではなく富農、長百姓、小地代請負人である。そして、彼等の中でも、契約（奉公）期間中だけの一時的機能的な存在形態である小請負人や奉公地保有者ではなく、永続的な地域の有力者である富農と長百姓とが重要である。この様な理由から、以下では、北ベンガルの在地的な小指導者の中で最も有力な社会層をなした富農の財産、社会内の地位、彼等が村や地域の政治で果たした役割等について論じて行くことにしよう。なお、彼等は北ベンガルのみでなく、ほぼベンガル全域にあまねく分布していたことを付言したい。

4.1 財産、在地社会に於ける地位

富農は、文字どおり豊かな農民であり、その経済力により在地社会で大きな発言力を有する。既に言及された様に、彼等は村に属す場合と、村の外に自分の分離農場（フズリ ジョト）を持つ場合とがあったが、どちらの場合でも、ジョト93)ダールと呼ばれる事が多い。長百姓が村社会に於ける地位、立場を示す社会的政治的視角からの用語であるのに対して、富農は彼等の経済的な優越性の側面を強調する経済的視角からの用語である。こうして、富農と長百姓はほぼ同一の社会層から出ており同一人物が双方を兼ねる事も多いが、両者には役割、機能上の違いがあり、全く同一とはいえない。小請負人は、ザミンダール（或いは、主請負人）との地代徴収の

下級請負契約によって発生するカテゴリーあり、富農、長百姓と同一人格が兼ねる事が多いにしても範疇的に異なる。特権的保有地の所有者の多くは高カースト・ヒンドゥーや上級ムスリム、ムスリム聖職者である。こうした人々からなる在地小指導者は、ライの「村の寡頭体制」を構成する人々であるといつてよい。彼等は、一方では、ザミンダールに対して農民の代表として交渉に当たり、また、農民の不満の高まりの中では一揆の指導者として現れ、他方では、その立場を利用して自らの経済的な利得を図る存在でもあった。当時の様に、貧農、農業労働者層が農村人口の大半を占め、彼等とその上に立つ富農等との間に極めて大きな経済的、社会的力量の格差が見られた状況では、比較的少数のこれらの有力者が在地社会において絶大な影響力を持ち得たのである。さて、以上のやや一般的な考察に続いて、北ベンガルにおける彼等の存在状況を示す史料を挙げて行こう。

まず、富農や長百姓の保有地の規模、富、そして、彼等の影響力についての情報を見る事にしよう。ディナジプル県では、彼等は90~300ピガを保有し、かなり大きな資本、「5000ルピーから20000ルピー、しかし、恐らく平均は5000ルピーほど」⁹⁴⁾を所有した。ラングプル県は、大雑把に言えば、かつてコッチ・ビハール王国に属した諸郡からなる県北・県中央・県東にかけてのサルカール・コッチ・ビハールと平野部ベンガルの一部をなした県南のサルカール・ゴラグァットからなる。⁹⁵⁾後者に関する1784年の一史料によれば、クンディ郡カリー・マンデラムの住人、ハブシー・マングダルは、過去10年間彼の村の地代請負人をしており、彼の保有する土地と市場地(Hat)の地代として、年に325ルピーを払ってきた。「[彼は]、県中のライヤットに対して大きな影響力を持つ人物として有名で、その故に、ザミンダールも特別の敬意を払っている。」⁹⁶⁾同じクンディ郡のシェイク・カビールは彼の⁹⁷⁾カリーのパラマニックを過去10年間勤めており、彼のジラの地代として、⁹⁸⁾1600~1900ルピーの支払責任を負っている。⁹⁹⁾

同郡のシェイク・ボッコルは、世襲的なパラマニックであり、地代として¹⁰⁰⁾ 105 ルピーを払った。この郡には、8~10名の長百姓が居り、他の農民をコントロールしていた。¹⁰¹⁾ 県西のショルプル郡でもこれと同種の長百姓の存在を確認できる。例えば、ランプル村のモハンマド・シャフィク・パラマニックは自分の村のプラダアンであり、同時に、自分の分離農場を持つフズリ・ジョトダールでもあった。彼は、317 ビガを保有し、契約地代として¹⁰²⁾ 221 ルピーを払った。同郡ロゴナトプル村のキデル・パラマニックは、村に属す土地 60 ビガと村から分離した分離農場 450 ビガを保有した。彼の地代は合計 537 ルピーであった。¹⁰³⁾ 同郡カルカプル村のキルムル・パラマニックは 90 ビガの分離農場を持ち、地代として¹⁰⁴⁾ 88 ルピーを払った。同郡ラダナガル村には 5名の分離農場主がおり、合計、3348 ビガ（それぞれ、1014 ビガ、810 ビガ、623 ビガ、231 ビガ、61 ビガ）を保有し、地代¹⁰⁵⁾ 1549 ルピーを払った。県北（サルカール・コッチ・ビハール）における富農らについては、別稿で扱っているので個々の事例は挙げないが、¹⁰⁶⁾ 富農、長百姓に関しては如上の県南・県西の状況と大差ないといってよい。

ラーजシャヒ県でも、富農が大きな保有地を持ち、在地社会で大きな影響力を揮った。同県の収税官ピーター・スピークは、「長マンダル達は土地の真の主人となった。ザミンダールの第一の目的は彼等の勢力を徐々に削減する事ではなくてはならない」と、述べている。¹⁰⁷⁾ 別の手紙で彼は次の様に指摘した。

「ラーजシャヒの富農の中で、コッシュ・バシュ（居住歓迎）の保有地を持つ者はある程度の資産を持つ者である。」彼等は、「広大な土地を保持し、また、彼等が労働者を雇わなくてはならないので、有利な保有条件を許され、かつ、一括額で払う事を許されている。……この貴重な小作人集団は、多くの荒蕪地を開発し資金を有効に利用する確かな手段となりうる者たちである。」¹⁰⁸⁾

プルニア県は、現在はビハール州に入っているが、ムガル時代にはその東半分がベンガル州北部に属した。この県にも、同じ様な富農が存在した。¹⁰⁹⁾ 彼等は、しばしば、村の地代徴収を請負い、保有地を拡大した。例えば、ダラムプル郡のある大きな村（地代総額 6800 ルピー）には 15~20 名ほどの富農が居り、その下に 400 名ほどの従属農民、債務労働者が働かされていた。¹¹⁰⁾ また、同県ウスジャ郡のセロマンという農民（Seromon Raiot）は 1780 年から 1788 年の間に保有地を 432 ビガから 720 ビガに拡大していた。¹¹¹⁾

我々の対象地域の外になるが、最後に、西部ベンガルのビルブーム県の長百姓やマンダルの事例を挙げたい。同県のコトゥルゴッサ村のモドゥン・マンダルは、自村の村長（マンダル）を勤め、54 ビガを持ち、地代 52.6 ルピーを払っていたが、村の地代の滞納（250 ルピー）を理由として、ザミンダールの村差配によってその財産を差し押さえられた。報告によれば、こうして差し押さえられた彼の財産は、粳米 300 マン（1 マンは 40 kg 弱。その内 150 マンは彼の家に貯蔵され、残る 150 マンはビノッド・チャックロバルティの家に保管されていた。¹¹²⁾）、2 甕の精米（約 12 マン）、15 マンのグル（黒砂糖）、2 マンの綿花、2 真鍮皿、1 真鍮瓶、12 マンの種子用粳米、¹¹³⁾ 7 カオンの薬、池の魚であった。¹¹⁴⁾ 当時の市場価格で、¹¹⁵⁾ これらは 127 ルピーに相当する。これに、乳牛、役牛、貴金属、犁、建物、衣服等々を加え、また、彼は差し押さえを予期して財産を隠匿したであろう事を考えれば、実際の財産はこれをかかなり上回る。彼の保有地は 54 ビガと富農としては小さいから、上の数字は、富農としては平均以下の水準を示すと考えてよい。同県のカシナート・シャルマは、かつて自村の村書記（パトワリ）をしていた。彼は、49 ビガを保有し、63.4 ルピーの地代を払った。ロッキン・サマンタは 121 ビガの土地を 108.8 ルピーの地代で保有していた。この人物は、1783 年の農民一揆の指導者（Ring-leader）の 1

人であった。¹¹⁶⁾ ボンゴング村のロトン・マンダルは 118.7 ビガを保有し、133.4 ルピーの地代を払った。彼は、彼の住む徴税区画（数カ村からなり、フダと呼ばれる。しばしば、このフダを単位として地代請負が為される。）の長百姓の 1 人であった。カビール・モハンマドは、サンシール村のマンダルである。かつて彼は 436 ビガ（地代は 213.6 ルピー）を保有したが、「それは彼の耕作能力を超えたので、何人かの農民に貸した。これらの農民は彼に地代を払った。」彼の村の地代総額が 481 ルピーであったから、彼は村の土地の半分近くを単独で保有していた事になる。¹¹⁷⁾

これらの事例から、当時のベンガル農業社会では少数の富農層が富を集中し、多数の従属的な労働力を従え、在地社会で圧倒的な影響力を行使したことが知られる。

こうした在地指導者層とザミンダール支配とはどのような関わりを持ったのか。ディナジプル、プルニア、ビルブーム等の諸県では、彼等は自村の下級地代請負人（クトキナダール）となった。しかし、ラングプル県のショルププル、クンディ、ビットラバンド等の諸領では、ザミンダールは自分の村差配（村アミン、村ゴマスタ）を村々に派遣し、村長や村の重立ち農民（マンダル、パラマニック、プラダエン）などの村民の代表と地代收取の交渉を行なわせた。マンダルらは村の旧くからの居住者（開基者の子孫である事が多い）が世襲する場合が多かった。¹¹⁸⁾ 地代に関わる事柄では、村長等は殆ど決定的な権限を有した。ラングプル県の副記録官（ナイーブ・カヌンゴー）、フルラームは県収税官に次の様に証言している。

「もし、100 名の農民のうち 10 名がやって来て、事前に村役人（Kurru-mcharries）や長百姓に知らせずに訴状を提出し、何等かの事柄を取り決め自分たちで署名をしても、村役人や長百姓はその署名を無効に出来るし、¹¹⁹⁾ そうする権限を持つ。」

長百姓のこの様な権限は、彼等が村からの地代徴収の責任を負うという

事実に由来するものであろう。しかし、彼等は、村に対して課せられた一括額を村内の農民の間に割り振る権限は与えられていなかった。その権限は、村差配か又は地代請負人にのみ許されて¹²⁰⁾いた。この権限から引き出す事の出来る大きな利益の為に、長百姓達は村の地代請負人になる事を強く望んだ。¹²¹⁾こうして、富農が、ザミンダールとの交渉を主な仕事とする長百姓、村長職に就き、更に、村請負人になる事は、富農自身に大きな経済的な利得の機会を与えたのである。

富農は、農業ローンの供給者として決定的に重要な役割を当時の農業社会の再生産構造の中で担った事を、ブキャナンは次の様に明確に述べている。

「彼等のストックが、本当に、地方の農業の少なくとも半分を成り立たせているということが出来る。折半小作人や小農民の大半は、彼等に、自分たちのストックの全価値以上の債務を負っている。……富農は彼等に生存の為の穀物を前貸する。種子を供給するのも彼等である。……地主は彼等を好まないが、地主が自分で彼等の困窮した小作人たちに金を前貸するのでなければ、[領内の農業が成立する為には]富農たちが絶対に必要な事は明白である。しかし、地主が前貸をするのは、小さな地所に於いてのみ実行可能な事である。……富裕な者は、[前貸した]資本を取り返す代わりに、多数の困窮した従属者を獲得する。彼は、彼等[困窮した従属者]の不足を補ってやらなくてはならないが、[そうする事で]利子の代りに彼等の労働のある割合を得る事が出来る。こうした従属者たちは、最悪の種類¹²²⁾の奴隷、即ち、返済不能の債務者になってしまう。」

ヒートレイとコールブルックは、18世紀末のプルニア県でこれと同じ状況を観察している。

「農民は一般に大変貧しいので、彼等が耕作を始められる様に政府が援助を与える事が絶対に必要です。政府がもしこれをしないと、彼等は高利

率の負債に手を出すか、より豊かな境遇の農民の下で働く契約をせざる得ません。…… [豊かな農民が] 容易に貧農にローンを与えてくれる事が、彼等が長百姓に従属してきた原因¹²³⁾です。」

同様な状況は、ベンガル各地で広範に観察されている。管見の限りでは、ラー¹²⁴⁾ジシャヒ、ラングブル¹²⁵⁾、ナディア¹²⁶⁾、ジェシヨール¹²⁷⁾、ティッペラ¹²⁸⁾の諸県の収税官や長官（コミッショナー）からの報告に、こうした状況が明示的に、又は、暗示的に示されている。

貧農へのローンの供給は、豊かな住民が下級地代請負人としての資格において行なう事もあった。ディナジブル王家領のパンジャラ郡クルカドム村の下級請負人（カリー・チャンド・ダス）は、「タッカヴィを供給し、農業を大きく改善させた¹²⁹⁾。」また、プルニア県スルジャブル郡のマホッメド・ワリスは、自分の住むボウクイ村の [地代徴収] を請け負った。彼は、「地代を滞りなく払い、農民に資金を供給し、耕作用の種子を与えた¹³⁰⁾。」

こうして、富農は貧農に対して、隣人、従属農民と労働者の主人、地代（下級）請負人などの資格に於いて、消費・生産ローンを与えていた。農業社会の過半数を占める労働者、過小農への資金の供給が、在地社会における富農の大きな影響力の一つの源泉であった事は間違いない。同じ理由で、彼等は当時まだ豊富に存在した荒蕪地の開墾の組織者となり、開発主（Janglebari Zamindr）として土地に対する強い権利を主張する事が出来た¹³¹⁾。

富農層のもう一つの重要な役割は、彼等が村から町への穀物の流れの主要なチャンネルとなっていた事である。彼等は、従属的な刈分小作人の地代として、また、ローンの借手からの現物返済によって大量の穀物を受取り、先に紹介したビルブーム県のモドゥン・マンダル¹³¹⁾の例の様にそれを貯蔵していた。更に積極的に商業に関わり、隣人から穀物を買入れ、町の商人

に売る場合もあった。ディナジプル県収税官は、富農層こそが穀物商人への穀物の主要な供給者であったと報告している¹³²⁾。彼等は、各自の貯蔵庫(ゴラ)に大量の米を蓄えていたので、不作年にはそれが備荒ストックとして機能した事を付言しておきたい¹³³⁾。

4.2 農民騒動と在地小指導者

カルカッタの公文書館で18世紀後半のイギリス東インド会社の各種手筆行政文書をめくって行くと、当時ベンガルで大小の農民騒動が瀕発したことに気付かされる。そして、これら騒動の記述を集めて分析してみると、そこには幾つかの共通点があることも分ってくる。ここでは、そうした共通性を摘出し、又、それを通して騒動における富農、長百姓の役割を見る事にしよう。

まず、当時の農民騒動の典型的な事例として、プルニア県スルジャプル郡のケースを取上げよう。この郡の農民は、毎年、彼等が地代を支払うべき時期になると家を離れ、「集団をなし、県の中心地(サダル)に行き、虚偽の迫害の訴えを起こす。……これは時間稼ぎを目的としており、うまくゆけば地代支払を回避できると考えている¹³⁴⁾。」この様な騒動は、ここでは1776年から1779年に掛けて、毎年冬米の収穫が終わり地代を納入すべき1月に発生した。1779年には、彼等はカルカッタにまで行き、会社政府にザミンダールの迫害を訴え、彼等の望む様な命令書を得た。彼等は、「郡中を、この手紙を掲げて練り回った。」¹³⁵⁾この事例で注目されるのは、これらの騒動の首謀者は郡の下級地代請負人達であった事であり、又、この請負人達の大部分が郡の各村の長百姓であった事である。

同様の騒動は、ビルブーム県でも発生した。同県の収税官は、次の様に報告している。「[こうした騒動は、]農民たちの殆ど毎年恒例の慣わしとなっている。農民たちは、あらゆる誅求の陰にマンダルたちがいる事など

全く気付かない。こうしたマンダールたちに唆され、11月から1月（Augran 月～Poose 月）にかけて武器を手に集合し、[上級] 請負人たちがマンダールの要求に屈する迄、地代徴収を妨害する様に扇動される。従って、地租徴収は、この時期に軍隊が派遣され不穏な動きを抑止しない限り、決して行ない得ない。¹³⁶⁾」

上の2例は、長百姓あるいはマンダールが、地代徴収の最も忙しい時期に一般農民を扇動して騒動を起こし、ザミンダールや上級請負人に対して地代の引き下げ圧力をかけた事を示している。ビルブーム県の収税官が示唆した様に、下級農民は、この様な騒動の前面に駆り出されながら、そこから殆ど何も得る事はなかった。

ラングプル県カジュールハット郡の農民は、「昔から、反抗心が強い事¹³⁷⁾で有名である。」1761年には、ムガル太守ミール・カシムの苛練誅求に対して武器をもって抵抗したし、¹³⁸⁾1783年の地租請負人デビ・シングに対する有名な反乱でもこの郡は農民騒動の中心の一つであった。更に、¹³⁹⁾1786～88年に掛けて、彼等は3度武装蜂起した。¹⁴⁰⁾1788年4月、カジュールハット郡ソバガンジ地区の農民は、「騒然たる状態で集合し、あらゆる権威を無視し、その地のザミンダール役所を襲い、もはや地租を払わないと宣言した。」収税官が調査してみると、騒動の原因は「ボスニア（長百姓）達の陰謀にあった。彼等は[1787年の洪水に対する地租の]減免に満足しなかったのである。」収税官は次の様に述べている。「[一般の]農民には、不満は全くなかったのだが、ボスニアの企みによってこの過激な行動に導かれた。¹⁴¹⁾」この騒動では、一揆の首謀者はデワヌー（Dewannoo）の尊称で呼ばれる者で、¹⁴²⁾その他に7～8名のボスニアが、デワヌーの参謀会議（Civil Council）の扇動により、彼等の影響下にある多数の農民を引き連れて騒動に参加した。ラングプル県の収税官は、農民騒動にザミンダールの差配がしばしば関与した事を指摘している。ザミンダール役人と「下級

農民を望み通りに掌握する長百姓」との共謀は、農民騒動の性格を一層複雑にするが、いづれにしろ、長百姓が自分の目的を達成するために下級農民を騒動に動員した事は明らかである。

1788年、ラージシャヒ県のバンゴング郡の農民は、1787年の洪水被害に対して与えられた4000ルピーの地代減免を翌年も求めて騒動を起こした。彼等は、「マンダルの扇動により、すでに10日間も〔上級〕請負人を〔郡から〕追い出し、未だに屈伏していない。」しかし、県収税官は、軍隊の出動を要請するつもりはなかった。何故なら、過去の実験で、「マンダルの危険の矢面に立つことはなく」背後から群衆を突き付け「彼等〔セポイ〕に発砲させる様に仕向ける」事を知っているからである。そして、「もし、武器が使用され、何人かが殺されれば、郡は無人に帰し、穀物は持ち去られてしまう。生命が失われた事により、地租のことなど問題にされなくなる。騒動の調査も中止され、指導者は逃亡する。そして、(マンダル達は) 目的を達成するのだ。……その目的とは、地代を引き下げる事であり、相互の同意による査定 (Tahud Milani Hastabud) が続く限り、[1度引き下げられた] 地代の引き上げは極めて困難である。¹⁴⁴⁾」この種の騒動は、1781年にキンロック中尉の率いるセポイの一隊が同県の武装した農民に発砲し多数の死者が出て以来、多発している。1781年の出来事は、イギリス東インド会社の全面的な支援を受けた地租請負人ナンダラル・ロイの誅求に対する農民反乱であり、農民たちはこれによって、この有力者を追い出す事に成功し、すっかり自分たちの潜在的な力を認識してしまった。そして、そのとき以来、ラージシャヒの農民は自発的な募金又はマンダルによる強制的な基金の徴収により銃兵の一隊を常時雇う様になったのである。¹⁴⁵⁾

1788年、ビルブーム県収税官J. シャーバーンは新地代査定 (ジャマバンディ) を導入しようと試みた。その主旨は、地代率の平等化により下級

農民の地代率を引き下げ、その代わりに「マンダールと特権層 (Superior Orders)」のそれを引き上げるというものであった。マンダールと特権層 (ライの '郷紳' に相当する人々) は、強力な一揆を組み、県中をそれに反対する武装した抗議運動に巻き込んだ。¹⁴⁶⁾ マンダールは、県の農民を召集し、その中から代表者を選ばせた。その代表は、200名のマンダールがサインした代弁依頼書 (Mukhtar Nama) を与えられ、政府に彼等の反対理由を主張させた。徴税局は、県内の興奮を鎮静させるために、収税官シャーパーンを辞めさせ、後任に C. キーティングを任命することを余儀なくされた。こうしてシャーパーンの新査定は結局マンダールと特権層の強大な在地的影響力の前に短時間で廃止されることになった。¹⁴⁷⁾ また、ここでも、この一大闘争の背後にザミンダールの辞任させられた役人の暗躍も見られた事が報告されている。

ラングプル県のバハルバンド領は、1774年にイギリス東インド会社のインド人高官ロッコナート・ナンディ (別名カント・バプー) に非常に低い地租率で賜与された。この地域の開発者の子孫である事を主張する '古えからの農民 (Ancient Ryots)' 達は、1786年、新ザミンダールに対する敵対行動を開始した。彼等は、400~500名の武装兵を雇い、郡からザミンダールの役人を追放した。この農民反乱の原因は、ザミンダールが新たな土地の測量を試みた事にあった。農民は、彼等が定住農民 (KhudKasht Raiyat) として保有する土地の地代は長年固定されており、測量によって変更されるべきではないと主張し、更に、土地に対する一種の所有権 (タールクダリー権) をさえ主張した。これに対しザミンダールは、彼には自分の所領を望む時に測量する権限があり、また、'土地の慣行' によれば農民が所有権 (タールクダリー権) を得ることは決してないと反論した。¹⁴⁸⁾ ザミンダールはまた下級農民は測量を歓迎しており、それに反対しているのは長年低額地代を享受してきた富農たちだけだと述べた。ザ

ミンダールのこの最後の主張はまさしく我々が上でビルブーム県の事例で観察したのと同じ状況を示している。即ち、再測量、地代の再査定は下級農民の利益につながる事であるにも拘らず、彼等は富農の測量などに対する反対行動を抑制する事が出来ないばかりか、逆に、その暴力沙汰を含む抗議行動の前面に立たされたのである。¹⁴⁹⁾

ムルシダバード県ロッカンプル領（この所領はラングプル県その他にも広がっていた）のシュプル郡における農民騒動は、この時期の農民反乱の中で恐らく最も徹底したものであった。同郡のパラシャン村の住民ソウバン・シャーは、過去数年に渡り、他の農民と共に200～300名の銃兵（バルカンダーズ）や歩兵（パイク）を雇い、「絶えず、地代徴収を妨害してきた。」1784年、彼は、多数の人員を集めザミンダールの代官（ナイーブ）を郡から追い出した。ザミンダールはペラン・マジュムダールの指揮下に兵隊を送り込み、両者の間で一戦が交わされ、3～4名の死者がでた。郡の住民は逃げ出したが、ソウバン・シングは5ヵ月間に渡ってザミンダールに武力で対抗した。1779年から1783年に掛けてソウバン・シングの妨害で22200ルピーもの地代の滞納が生じた。彼自身、パラシャン、チャックゴングその他の村の地代請負人として2000ルピーを払わねばならない立場にあった。郡内からザミンダール役人を追放した後、彼はブンニャ¹⁵⁰⁾を強行した。彼は、前ザミンダールの代官を再任し、この代官を通して郡の農民から地代の徴収を行ない、4100ルピーを受け取った。東インド政府の徴税委員会（Committee of Revenue）は、同郡の実権をザミンダールが取り戻す事を支援すべくシルベリスの収税官の指揮下にあった会社のセポイ軍を派遣し、ソウバン・シングの地方権力を打ち砕いた。¹⁵¹⁾ この事例は、地方の小指導者層の間に、状況によっては、短期間ではあれザミンダールに取って代わり、地方を支配する実力と意志が存在した事を示しているといつてよいだろう。¹⁵²⁾

以上の幾つかの事例に明らかな様に、18世紀後半の農民騒動は例外なく富農などが在地指導者として主導しており、その目的は、多くの場合、富農層の経済的利益を守ったり拡大したりしようとするものであった。しかも、その実働部隊としては、これによってむしろ自己の経済的な不利益を永続化させる事になる下級農民が刈り出されたのである。富農層は、こうして、在地社会全体を巻き込みつつ、実力をもって有利な低率地地地を確保した。更に、この様な富農層は、低率地地地を様々な方法で集積し、それと共に次節で見る様に、農民の一層の階層化を促進したのである。

4.3 富農と貧農の経済的な関係

農業労働者を除いた農民人口の20%を占める富農層と残る80%の小農、過小農の間には、どの様な経済的な関係が存在したのだろうか。同時代の観察者は異口同音に富農が貧農の貧困状況を利用して自分たちの立場を強化していると非難している。1787年のナディア県収税官の次の報告は典型的なものと言える。

「上級農民は今や請負人(Renters)に雇われ、[下級]農民の搾取の御先棒を担ぐ事が自分たちの利益に通ずる事を発見した。彼等[上級農民]は裕福に暮し、貧しくも勤勉な大多数の農民と比べて特別の優遇を得ている。[下級農民の]全般的な貧困と迫害者に対する卑屈なまでの屈従は、彼等が現在の不幸な状態から抜け出すにあたっての克服困難な障害となっている。¹⁵³⁾」

富農による地代率の操作は、貧農への加重な地代負担をもたらしやすい。だが、差別的な地代率の中には、この様な搾取に基づくものとはいえない場合もあった。ムルンダバード県の収税官が言うように、バラモンに若干の地代免除地を与える事は住民たちによっても「犯罪的とは全く考えられていない。¹⁵⁴⁾」同様に、高位ヒンドゥー農民や郷紳層の付加課徴を免除する

事も、彼等がそのカースト身分の故に自ら犁を握る事が出来ず、その為の労働者を雇わなくてはならない事情が理解されていたので、その他の農民も不平等とは考えなかつた。¹⁵⁵⁾

しかし、多くの場合は、差別的な地代率が何の文化的な正当性もなしに、富農によって強制されたことは否定できない。ビルブーム県の収税官は、村々の帳簿を調査した上で、1787年に次の様に報告した。

「マンダルとその縁者たち、そして、富農たちは、共謀して彼等の地代を半減し、また非常にしばしば地方に於ける地代徴収費用の支払を免除されたので、それらは、結局、それを負担する能力の最も小さな者の上に被さった。……この広範な濫用は、恐らく会社がディワニーを獲得して以降何年にもわたってだんだん拡大してきた。」¹⁵⁶⁾

ムルシダバード県収税官は、1793年に個々の農民の地代を比べてみて、「上級農民が一切の付加課徴を免除された結果、余りにも大きな地代査定上の懸隔が生じた」と書き送っている。¹⁵⁷⁾ ラージシャヒ地区長官(コミッションナー)の1792年の手紙は、「よく知られたマンダルや他の長百姓の影響力によって、かれらが払う地代率は一般的に言って、下級農民の払う地代よりずっと低いという評判である」¹⁵⁸⁾と記している。ブキャナンもまた1807年の調査時に、ザミンダールはより貧しい農民に付加課徴を課す為に、特別の恩恵をもって富農を味方につけたと述べている。ブキャナンによれば、かくして富農は、付加課徴を支払う様に貧農を言いくるめ、他方、貧農は富農の供給するローンへの不可避的な依存の為、富農に対して不平をぶつける事が出来なかつたのである。¹⁵⁹⁾

付加課徴、地代徴収費用が地代総支払額の半分から五分の六にも達する事を考えれば、それらを免除される上級農民とそうでない下級農民との間の地代負担の差が極めて大きくなる事が理解されよう。

富農は、時に、もっとあからさまな不正を行なった。ラージシャヒ県

の収税官は1790年に次の様に述べている。

「当県の多くの農民は地方役人とぐるになって、彼等の地代のか나りの部分を逃散による棄田（バラティカ）と帳簿につけ、新たな査定により、これらの土地を最低の地代率で彼等の従属者に交付させた。……資産のある者が不正なやり方で、地租免除の許可を得たが、その減額分はより貧しい農民たちが基金を募って埋め合せねばならなかった。¹⁶¹⁾」

コールブルックもプルニア県で同様の事態を観察した。同県シリプル郡では、長百姓は不正手段で自分たちの地代を減額し、それによって生じた不足分を埋め合わせるために、郡内の農民に本地代（アサル・ジャマ）に対して4.5アナ（本地代の28%に相当する）の課徴金を課した。貧しい農民の本地代が長百姓らの不正で既に不当に高くなっていたので、この新たな課徴金は耐えられないほどの重荷になった。このために、貧農の逃散が続き、郡の課税評価資産は減少した。¹⁶²⁾

ザミンダールは、しばしば、土地の測量を行なうと言って農民を脅かし、付加課徴を農民に受入れさせた。富農は、この様な場合にも、これを利用して自己の利益を増大させる事が出来た。コールブルックは、プルニア県のスルタンプル郡の長百姓は請負人が測量をしようとする時、それを中止するなら全村からの特別賦課金の徴収を認めると申入れて、妥協（ポーナップ）により測量を回避する、と報告している。多くの農民がこの様な賦課金の支払に応じたのは、長百姓がなだめたり脅したりして説得したからである。貧農の地代は富農より高く、しかも、保有する隠田は富農に比べてはるかに少ないから、新賦課金の負担は貧農に対して過重になり、逃散に追込まれる貧農もいた。¹⁶³⁾

ビルブーム県でも、下に示す様に、同じ事態が起きていた。

「ベンガル暦1187年 [=西暦1780年] に、ザミンダールの執事モハマド・ウリーは平等で一律の地代賦課の基礎として、測量を実施した。し

かし、マンダルと上級農民 (Superior Raiyats) は、これを献金によって回避した。そして、毛見地代増 (Ootubundee Nerick Beshee) という新たな税が代わりに導入された。これは下級農民が負担させられた。¹⁶⁴⁾」

請負制が導入された場合は富農が村 (下級) 請負人となる場合が多いのだが、この制度も貧農の迫害の一つの原因となりえた。先述したビルブーム県収税官シャーバーンは、マンダルや長百姓たちは彼が導入しようとしている新地代査定の効果をしわけるために、村請負人になろうとしていると記している。「マンダルは、彼等が [村の] 査定額を [村内で] 調節する権限を与えられるなら、各自の村の地代の [支払] 責任者となると申し出ている」¹⁶⁵⁾のである。プルニア県の収税官ヒートレイは、より明快に、請負制と農民の両極化の関係を述べている。

「富農は村の請負を行なうや、貧しい耕作者たちに圧力をかけ、彼等が田畑を捨てざるを得なくした。その様な土地は1~2年荒れたままに放置された後、賄賂を用いて [村請負人自身が] 低率の地券 (ポッタ) で獲得した。¹⁶⁶⁾」同県の村人による集団村請け (Lokhbhara) でも貧しい農民は不利益を蒙った。村請けは、ザミンダールが郡や地所 (マハール) を請け負う適当な人物を得られなかった時に行なわれた。富農は、こうして集団で請け負った村を、平等な地代の査定を行なうためという名目で測量し、貧農の土地の担税能力を過大評価し、自分たちの土地のそれを過小評価した。こうして、集団村請けによってさえ、富農は貧農の犠牲の上に自己の利益を¹⁶⁷⁾図る事があった。

さて、上に見てきた様な富農と貧農の経済的な関係は、どの様な結果を生んだのであろうか。前記のシャーバーンは、「マンダルは、彼等が共謀して逃散する様に仕向けた農民の土地を、地方の言い方でベナミー [偽名]、パイカシュト [通り耕作] などの名目で保有した。そして、この様な名目の土地が通常¹⁶⁸⁾うける優遇措置を享受する」と、述べている。コール

表 13 8 農民の保有地と地代額の変遷 (西暦 1771~1790 年)

農 民 名	1771 年		1790 年		
	保有地 (ビガ)	地代 (ルビー)	保有地 (ビガ)	地代 (ルビー)	地代 (注1) (ルビー)
ムンボド (ウローラの農民ケヌーの息子)	205	95	360	58	119
ディールスジングライ (ビルワ・クリーの農民アノブの息子)	55	31	366	65	126
ドラ (モランブルの農民)	244	94	273	33	93
ジャンケルウッラー (モハンブルの農民)	49	14	248	52	85
セダック (デフタの農民)	222	20	291	28	76
サイドラル (デフタの農民)	113	65	484	47	119
マヌッラ (ブットルバリの農民)	38	26	55	17	24
ドゥルカキ (カラ・マンダルの息子, ブットルバリ)	20	16	138	41	56

(注) 1. このコラムの地代は、1771 年の地代率で、現保地の地代額を計算したものである。

ブルックはこの現象をもっと明瞭に説明している。彼によれば、プルニア県のダラムブル、ウスジャ、スルトンプル、クッティアルの諸郡で、富農たちは貧農を様々な手段を用いて逃散させ、その放棄された土地を、低い地代率で獲得した。こうして土地を自分の保有地に組み入れた後、逃亡した農民を呼び戻し、自前の農民 (パッタダール) ではなく従属農民として、かつての自分の土地を耕させた。こうして、富農は、'中間保有権者 (Intermediate Tenant)' になった。コールブルックは、「[少数の富農の下への] 土地の集中がこうした策略により急速に進んだ¹⁶⁹⁾」と、述べているのである。表 13 は、この状況を如実に示している。これによれば、ここに挙げられた 8 名の農民の保有地が 1771 年から 1790 年の 20 年間に 2.3 倍になっている。しかし、彼等の払う地代総額は、驚くべき事に、僅かではあるが減少しているのである。言葉を替えれば、8 名の農民の平均地代率がビガ当たり、6 アナ 2 ガンダから 2 アナ 9 ガンダにほぼ 3 分の 1 に急低下¹⁷¹⁾しているのである。これは、何よりも明確にコールブルックの上の叙述

の正しさを証明している。

以上を要約すれば、少数の富農の土地の集中は、自立小農の数の減少と従属農民と農業労働者の数の増大を伴って進化したといつてよい。豊富な可耕荒蕪地の存在にも拘らず、この2重の過程が同時進行した理由は、何よりもまず、当時における労働力の不足に求められる。単に土地を集積しても、それを耕す労働力を自己の経営下に編制しなくては、何の意味もないばかりか、地代支払義務を負うだけ損失を招く事になる。従って、富農が自己の保有地の拡大を追求すれば、それは必然的に、自立小農を転落させて自己の経営に繰り入れる過程を伴わざるを得なかったのである。他方、土地を追われた自立小農は、豊富な荒蕪地の存在にも拘らず、自己資金、農業財の蓄積の不足ゆえに、他の土地で小規模な開発を行ない自立小農として再出発する事が困難であった。こうして、少なくとも北ベンガルでは、比較的平等な村落共同体の解体の上に非市場メカニズムを通して農民の大土地所有制が築かれるという古典的な農民層分解のコースを見出す事が出来る。¹⁷²⁾ この様な、強い社会的摩擦を伴うコースを回避しつつ土地の集積、保有地の拡大を求めるとすれば、ヒンドゥー社会の外部から労働力を取り込む他はない。即ち、サンタル、ムンダ、コッチ等の非アーリア系山岳部族民をヒンドゥー社会の最下層に併合・吸収して行く過程である。辺境部ではその様な過程が実際に起きた事を示す同時代史料が多少は存在するが、本稿ではこの問題には入って行けない。¹⁷³⁾

コールブルックは、見事に上述の過程を見抜いていた。やや長くなるが、彼の次の言葉をもって、この節を締めくくろう。

「彼等〔富農〕は、年々保有地を拡大している。それは、彼等が従属農民を増やす事が出来た時には荒蕪地を開発して、さもないときには、様々な策略で貧しい農民を地券の〔ザミンダールへの〕返却に追い込んで、彼等〔富農〕の為に土地を耕作する様に強いる事によって、……少数の農民

が結託し、その結合力と富で郡内に強大な権力と影響力を樹立し、このシステム〔従属労働力を取り込んだ大土地経営〕を確立したのは、それほど昔の事ではない。この結果、耕作者は政府が徴収する穏当で、平等な地代を払う代りに、中間保有権者（Intermediate Tenant）に刈分小作人として生産物の半分を払うか、従属農民（コライト農民）として高率の貨幣地代（Nuckdee Rent）を払う事になったのである。¹⁷⁴⁾」

第5章 農民保有地の経営

我々は、第1章で、18世紀後半北ベンガルに農民内部に3経済階層を想定し得る事を示した。これら3階層は、彼等の保有地を経営する際に、農業生産の3基本要素（農業財、労働、土地）に対して、それぞれ異なった立場に立っている。そこで、この点を念頭に置きつつ、各階層毎にその農業経営のあり方を、史料の許す限り詳しく見ていきたい。叙述の都合から、第2経済階層から検討を始める。

5.1 第2経済階層の農業経営

農民の第2経済階層は自立小農からなり、我々の統計表（表6～9）では農民人口の約6分の1を占めた。この階層の保有地は、殆ど全て村の通常の地代査定下にあった。彼等は、正規の率で地代を払い、全ての付加課徴を負担させられた。その査定方法は、いくつかの地所では作物地代率表（Nirikh）に基づく貨幣地代であり、他の地所では保有面積に対して一定の貨幣地代額を課す契約地代（Tika, Hari, Chukani 等と呼ばれる）であった。前者の場合は、作付作物の種類を変更すると払うべき地代も変化したが、¹⁷⁵⁾後者では、農民は同一地代で好むままに作物を選ぶことができた。しばしば、この2種の査定方法は同一村内で併存し、同じ農民が両種の保

有地を有することもあった。¹⁷⁶⁾

労働についてみれば、この層の農民は、農業生産の大部分を家族労働で行なった。定義により、彼は必要最低限の農業財を有し、他からのローンなしに、年間の生産を行なえる。

この層の農民が、他に依存する事なく年間の生産を行なう為に最小限必要とする農業財はどの様なものであろうか。これへの答えを、2つの場合に分けて考えよう。農民が自立小農として新規にスタートする場合と、既に定住農民として生産を続けている農民が新たな1年間の生産を行なう場合である。

ブキャナンは、第1のタイプの農民は、以下の様なストックを持たねばならないとする：農具 (2.8 ルピー)、2頭の耕牛 (6 ルピー)、種子 (15 カルカッタ・ピガに対して、3.4 ルピー)、家具類 (3.3 ルピー)、衣服・装飾品 (4.0 ルピー)、6ヵ月分の食糧 (15 ルピー)、地代 (月10 アナとして¹⁷⁷⁾ 4.7 ルピー)、以上、合計 47.1。これは明らかに過大である。彼自身他の箇所¹⁷⁸⁾で、小屋は自分で作れば9アナで出来るとしているし、装飾品、家具、衣服の費用は 3.7 ルピーに減じられる。6カ月の食糧費も同様に、彼自身の一般労働者家計の推定から、8.3 ルピーとしてよい。¹⁷⁹⁾ この控え目な計算によれば、上記の合計は 29.4 ルピー約 30 ルピーになる。

第2のタイプの農民は、毎年更新・補填されねばならない財のストックのみを必要とした。年間の耐久・非耐久財の損耗分の補填費用は約1ルピーである。実際の所、非耐久財は殆ど彼の保有地に於ける生産物で自給され、専門的な技術を要するものだけが購入された。耕牛の将来の買い替えのためには、年1ルピーを蓄えればよい。種子は、前年の収穫物の1部を保存しておく。家屋、家具、装飾品、衣服などの補修・更新費用としては、3ルピーで十分であろう。ところで、多くの農民は、粘性土と粘性砂土の双方をもち、後者からは、春米 (ポロ)、夏米 (アウス又はバダイ)、綿花

(カバス)、ジュート等が作られ、それらの生産物の販売によって、年の前半の地代を払う事が出来た。又、この粘性砂土地の多様な産物は、農民家族に11~1月になって主穀物である冬米が穫れるまでの間の食料を供給した。これらの事情を考慮すれば、第2のタイプの農民の年初における必要ストックは、6ルピー未満となる。こうして、既に定住している農民は、種子を含めても6ルピー、それを除けば2.6ルピーほどの資金があれば、毎年の耕作を継続し一家を養う事が出来た。

この階層の農民が、その保有地をどの様に利用していたかを調べてみよう。以下の数例は、ハリントンのショルプル報告から採ったものである。

モンスールは、フルプル村の農民であり、5.6地方ビガの土地を保有し、夏米とマスタードを作った。同村のカラーは、6地方ビガをもち、同じく夏米とマスタードを作った。¹⁸⁰⁾

ダヤラームは、ログナトプル村の農民であり、18地方ビガという比較的大きな保有地を持った。彼の契約地代(Tahud Jama)は32ルピーであるが、1788年に彼が実際に払った地代総額は50ルピーに達した。この様な高額な地代は、かなり広大な隠し田の存在なしには払い切る事は明らかに困難である。彼の保有地の主産物は稲とマスタードとカライ豆であるが、彼はまたベテルの実(Shupari)、砂糖きび、桑、綿花、タバコなどを少量ずつではあるが生産していた。但し、彼は、我々の第2階層(自立小農)と第3階層(富農)の丁度ボーダーの規模の農民である事は、注意しておかなくてはならない。

ハリントンは、ショルプル領の調査時に収集した情報から、この領内の典型的な農民が生産する標準的な作物構成表(表14)を作成した。この表によれば、この16地方ビガを保有する'標準的な'農民は、5地方ビガの土地で2毛作ないし2期作を行なっているから、粗耕作面積は21ビガでになり、作付強度は131.3と既に高度な土地利用を行なっている。21

18世紀後半北部ベンガルの農業社会構造(3)

表 14 ショルプル領内の典型的な作付構成 (地方ビガ)

作物の種類	面積 (ビガ)	産出額 (ルピー/ビガ)	総額 (ルピー)
冬米二期作(冬米+夏米)	2	4	8
冬米単作	6	3—8	21
夏米	1	1—8	1—8
マスタード二毛作(マスタード+夏米)	1	2	2
マスタード単作	1	1	1
タクリ豆二毛作(タクリ豆+夏米)	1	2—1	2—1
タクリ豆単作	1	1—1	1—1
アルハル豆単作	1	1—4	1—4
モシュール豆二毛作(モシュール豆+夏米)	1	1—12	1—12
モシュール豆単作	1	0—12	0—12
合計	16		40—6
種子控除			2—6
可処分生産額			38—0

(出典) BR-P, 22/3/1790, No. 15 (Main Report)

表 15: ショルプル領における農作物の平均収量と価格 (1790)
(地方ビガ)

作物の種類	平均収量 (マン/ビガ)	価格 (マン/ルピー)	平均生産額 (ルピー/ビガ)
冬米	10—29	3—0	3—9
夏米	7—12	4—30	1—9
マスタード	1—35	1—30	1—1
タクリ豆	1—39	1—30	1—2
アルハル豆	1—20	1—5	1—5
モシュール豆	1—39	2—25	0—12

(出典) 表 14 と同じ。

ビガの総作付面積中, 14 ビガ (66.7%) は稲作に当てられている。当時の農業のもう一つの特徴として, 稲作中で冬米が 8 ビガ, 夏米 6 ビガと, 夏米の比重が今日と比べて相当に大きい事が挙げられる。これは, この経営だけの特徴ではなく, ラングプル県内の粘性砂土 (Pali) の卓越する地域

全体についても妥当すると考えてよい。そのほかに、マスタード2ビガ、モシユール豆2ビガ、タクリ・カライ豆2ビガ、オルハル豆1ビガを作っている。簡単に言ってしまうと、米14ビガ、豆5ビガ、マスタード2ビガであり、予想される様に、米中心の農業であった。こうした各種作物は、自給部分を除いた後に、地方市場で換金された。表15には、ショルプブル領における幾つかの作物の平均的な収量と価格が与えられている。

夏米は粒が大きく粗く市場価値の劣る米であり、保存にも適さないのので主に自給用に消費される。他方、粒が小型で保存がきき良質とされる冬米は価格も高く、大半が販売されたと考えられる。なお、先のモンスール、カルーなど過小農の作る米が夏米とされていた点は、重要であろう。生産性が高く、商品価値も高い移植稲を栽培する水田は、当時であって稀少であり、特に北ベンガルの様に比較的到高燥な地理的環境下では、良質の水田の所有は同面積の畑地の所有を遥に上回る経済価値を持った。表14についてみれば、シャリー・ドゥ（2期作地）、次いで、シャリー・ラール（冬米単作）がこれにあたる。こうした良田は有力者がまず自分のものとしたであろうから、自立小農の下層部分はこれの保有から排除されていた可能性が高い。¹⁸¹⁾

表14の農場では、砂糖きび、タバコ、綿花、ジュートなどの栽培が見られないが、この規模の農場であれば、これらの作物も自給用に多少は作られていたであろう。また、園宅地では、多くの種類の野菜、根菜等が作られていた。ブキャナンは、こうした事情を「犁を所有するものは、ある一定程度の土地を保有し、上記の多数の様々な作物〔稲、小麦、大麦、豆、油性種子、綿花その他〕の一定割合を〔輪作で〕作る」と述べている。¹⁸²⁾

こうして、自立小農は自分の保有地で生活に必要な殆ど全ての作物を栽培していたから、生活の為の貨幣的支出は小さかった。鉄の農具、塩、衣服、耕牛（これも子牛を育てれば自給できる）などが購入される品物であ

ったが、貨幣支出の最大の項目はこれらの生活支出ではなくザミンダールに対する地代支払なのである。先に見た様に、あらゆる付加課徴、諸掛かりを含めて、地代の実質負担率は平均して1地方ビガあたり1ルピーとしてよいだろう。表14を例にとりて、もう少し分析を進めよう。このケースでは、農民の粗生産額は40.4ルピーであり、地代総額は16ルピーとなるから、粗生産に対する地代負担率は39.7%である。種子(2.4ルピー)、年間農具・役畜の償却費(2ルピー)を控除した額(36ルピー)に対してみれば、44.4%となる。自給農具や自家労賃を資本還元して控除して純生産額を出し、これに対して地代の割合を見るのであれば、その割合は50%をかなり上回る事になる。非常に高率の地代であった事が明らかである。

表14のケースについて、収支計算を行なってみよう。この場合、農民は冬米を全て売却したとして28ルピーを得るから、地代(16ルピー)とその他の必需品の代金を払っても、なおある程度の余裕がある。6地方ビガの作付のある夏米地から44マンの粳米、或いは、32マンの精米が得られるから、標準的な家族の年間消費量は、これで賄える。従って、冬米の大部分を売却しても良い事になる。彼は、保有地で作る各種産物の剰余部分を販売して、その代金収入を得るから、このサイズの自立小農は高額地代下でも比較的楽に生計をたてられる。勤勉に努めれば、多少の蓄積を行なうことも不可能ではない。但し、この事例は、自立小農としては最上部のケースであり、これをもって自立小農一般の状況と言う事は出来ない。

自立小農のサイズとして恐らく最も頻度が高いと考えられる10地方ビガ未満程度の保有地をもつ農民の経営に関する情報が得られないので、表14のケースと同じ作物構成を持つ8地方ビガ保有の農民を想定してみる。この場合では、冬米の売却から14ルピーを得て、そこから地代として8ルピー、その他の生存基金として3ルピーが支出される。彼の産する夏米

(精米で16マン)は自給用として不十分であるから、彼は、冬米の1部を売らずに自家消費するか、冬米の売却代金の一部を精米購入に当てなくてはならない。不足する9マンの精米を夏米から買えば1.8ルピー掛かるが、同じ量の冬米を市場で売れば4.3ルピーを得られるから、彼は冬米を売って夏米を買うことを選択するであろう。この規模の農民は、塩を買わず、木の灰で代用し、又、その他の出費も最小限に押さえる努力をしないとはならない。こうして、病気その他の不幸がなければ、この規模の農民はぎりぎりの生活をなんとか送れるだろう。

5.2 第1階層の農業経営

この階層は、自立的な自己再生産が出来ない零細農民(過小農)であり、数的には農民の半分以上を占める。彼等は、犁と耕牛など最小限のストックを有し、数地方ビガの土地を借地して、そこに住居を建て、夏米、マスタード、豆類、野菜、ジュートなどを作った。家族の生計をたてるため、彼等は農業労働者として働いたり、他の農民の下で従属的な又小作人となった。又小作人となると、彼等はしばしば地主から播種の種子を借り、刈り入れ時に倍にして返した。¹⁸³⁾この様に特に地主に対して従属的な立場に立った人々は、従属民(プラジャ)と呼ばれた。又小作の条件は、折半刈分である事が多かった。

ティッペラ県の過小農に関して、バターソンは次の様な的確な報告を残している。「自分のちっぽけな土地の耕作の合間に、彼は労働者として家の外で働き、彼の妻は家で木綿の糸を紡ぐ。この種の農民は、いくら努力しても2カニー¹⁸⁴⁾以上の土地[の地代]を払う事は出来ない……それだけを耕すにも彼にはタッカヴィー[生産ローン]の助けが必要である。特に家族を養う場合には、彼の[僅かな]土地の生産物では、上記の[本人の賃収入と妻の紡ぎ糸売却代金という]臨時収入なしには暮して行けない。」¹⁸⁵⁾

東ベンガルのティッペラ県の過小農のこの様な状況が北ベンガルにもそのまま当てはまる事は、ブキャナンが北ベンガルの過小農民の家計を維持するには妻の精米賃収入、紡糸収入が不可欠であるといっていることからも知られる。¹⁸⁶⁾

さて、この階層の収入と支出を調べよう。この推定に於いては、ブキャナンの与える数値はそのままでは使えない。何故なら、彼の試算ではこの階層がザミンダールから直接に借地し保有する若干の土地の生産物が落ちており、また、この階層の極めて多くの農民が行なっていたと考えられる刈分小作で、小作人が粗生産の半分を取るといった誤った仮定を設けているからである。¹⁸⁷⁾

我々の推定の為に、2 地方ビガを保有し、6 地方ビガを刈分小作として持つ農民を考えよう。ここで注意しておきたいのは、本稿第 1 章で農民層の分類を行なった時、我々の依拠した史料は農民的保有地に関するデータのみを与えており、併せ持っていたかもしれない刈分小作地の規模は考慮されていない事である。我々のラフな計算では、1 地方ビガの保有地の経営は、1.5~2 地方ビガの刈分小作地の耕作とほぼ等しい粗収益を耕作農民に与えている。¹⁸⁸⁾ 従って、このモデル・ケースは、我々の上の分類では、5~6 地方ビガ保有層にほぼ等しいと見てよい。ザミンダールから直接に借地する保有地で、彼は夏米を主作とし、豆類、油性種子、野菜、ジュートその他を裏作として作る。そして、他の農民から又小作する刈分地では、彼は、米のみを作ると考えられる。刈分地は、冬米単作地 (Shali-lal) 2 地方ビガ、冬米 2 期作地 (Shali-do) 2 地方ビガ、夏米単作地 (Bhadai-lal) 2 地方ビガという構成であるとしよう。自己の保有地から、彼は、自給用の豆類、野菜、ジュート、油性種子等と約 14.5 マンの夏米を得る。刈分地からは粗生産の約 3 分の 1 を得るが、それは、冬米 14 マン、夏米 10 マンほどとなる。冬米は売り、4.7 ルピーを得る。夏米は 24.5 マンに

なるが、それを全量自家消費に回しても、なお不足が生じる。彼はこのために地方市場から夏米 11.5 マン (2.4 ルピー相当) を自家消費用に購入したのであろう。彼の保有地に対する地代支払総額は 2.5 ルピー、その他に種粃 1 ルピー、農具等の償却費は 2 ルピーほど掛かる。衣服、住居の補修、¹⁸⁹⁾ 装飾品等には年間 3 ルピーを要したであろう。合計すれば、彼の年間貨幣支出は 10 ルピーほどに達するが、彼の年間貨幣収入は 4.7 ルピーほどに過ぎない。そして、この不足額は、妻の収入によって埋められなくてはならない。すぐ次に述べる様に、妻は、もし年間を通してフルに働けば、10 ルピー強を稼ぐ事が出来たのである。こうして、この階層の生計は、妻と夫の両者の収入によって辛うじて維持する事が可能であった。彼の妻の妊娠や、家内の誰かの病気、娘の結婚、耕牛の病気等が発生すれば、たちまち彼の危うい収支均衡は崩壊してしまう。その状態になれば、彼はほぼ確実に負債を背負い込む事にならざるを得なかった。そして、一度負債を負えば、そこから逃れ出る事は極めて困難であったろう。

刈分小作人の下に、農業労働者 (Krishan) がいた。ブキャナンによれば、彼等は農村人口の 18% を占めた。彼等は小作人となるための最低限の資本である犁と 2 頭の耕牛を欠いた存在であったので、他人の下での賃労働収入に頼らざるを得なかったのである。ブキャナンは、¹⁹⁰⁾ 農業労働者の年間収支を次の様に見積もっていた。

収入

夫の農業からの賃収	6- 0-0 ルピー
妻の精米収入 (デンキーという足踏み脱穀機又は臼と杵で搗く)	7-12-0
妻の紡糸収入	2- 8-0
合計	16- 4-0 ルピー

支出

18世紀後半北部ベンガルの農業社会構造 (3)

最底辺層の年間貨幣支出	22-11-0	ルピー
男の衣服を控除	0-10-0	
男の食費を控除	5- 8-9	
合計	16- 6-3	ルピー

上の支出で、男の食費、衣服費が控除されているのは、これらは、慣行的に雇用主によって支給される事になっていたからである。

こうして、農業労働者はまさにぎりぎりの状況で生計を辛うじて維持していたし、妻の収入が不可欠の要素となっていた。彼は自分の一家の全ての必需品を貨幣をもって購入しなくてはならなかったから、これらの価格の多少の上昇が大きな痛手を与えた。多少とも保有地のある零細農と比べると、経済変動に対する抵抗力に於いて大きく劣っていたので、かれらが負債なしに過ぎしえる可能性は極く小さかったと言えるだろう。

5.3 第3階層の農業経営

この階層は豊かな農民からなり、農民人口の約20%を占めた。彼等は、村の農地の60~76%を保有し、その大きな部分を農業労働者、刈分小作人に耕作させた。

彼等は、しばしば、同時に幾つものタイプの地目の土地を保有した。既に見た様に、ショルプル領では一部の富農は、村に属す農民地 (Raiyati land) と村から分離された農場 (Huzuri Jot)、各種低率地代地を同時に持った。次に掲げるバルドマン県ラナハティ郡クルナ村の富農キシエン・マンダルの保有地の一覧表 (表16) は明確にこの事を示している。この表によれば、このマンダルの、クッド・カシュト (自村地)、パイ・カシュト (パートクル; 通い地)、ティカ (契約地) そしてハリージ (村とは別個の農地) の少なくとも4種の異なる保有条件の土地を持っていた。クッド・カシュト地は村に属する通常の農地であり、通常の地代率が適用

表 16 バルドマン県ラナハティ郡クルナ村民、
キシェン・マンダルの保有地目構成 (1773年) (標準ビガ)

地目種別	面積 (ビガ)	本地代 (ルピー)	ビガ当り (ルピー)	諸賦課 (ルピー)	ビガ当り (ルピー)	地代総額 (ルピー)	ビガ当り (ルピー)
自村農地 (Khodkasht)	9—5	9—3	1—0	21—2	2—4	30—5	3—4
契約地 (Tika)	17—0	12—12	0—12	25—6	1—8	38—2	2—4
他村農地 (Pahikasht)	15—0	14—15	1—0	13—4	0—14	28—3	1—14
ハリージ・コシプル (Karij Cossipoor) <small>注1</small>	6—0	3—1	0—8	5—14	1—0	8—15	1—8
合計	47—5	40—0	0—14	65—10	1—6	105—12	2—4

(出典) SKR-P, 26/7/1776, No 134 (Enclosures)

(注) 1. この土地は、他村で耕作している、という説明が付いている。

され、付加課税、村の諸掛かり（村役人の維持費と共同費用等）をフルに負担する一般農地である。その他の地目の土地は、低い地代率が適用され、諸掛かり、付加課税の一部又は全部が免除される有利な地目である。このマンダルの保有地の実に 80% を有利な各種地として持ち、村の一般農地は全保有地の 20% にすぎなかった。彼は、47 ビガの保有地に対して、総額で 106 ルピー弱を払っており、ビガあたり平均 2.3 ルピーという高率地代を払っていた事になる。既に、何度も述べた様に、当時のベンガル農民は表面の保有地のほかにかなり大量の隠し田を持つのが一般的であり、実際の地代負担率はこれほどには高率でないと考えるべきである。また、このマンダルの保有地中、一般農地の比重が 20% 未満であったのは、農民の地代負担削減の努力の結果であったと考えてよい。

この様な富農は、通常、村の中の最上地を保有した。従って、彼等は劣等地を多く持つ下層農民に比べて極めて有利な立場にあった事も忘れてはならない。例えば、ハリントンは、ショルプル領調査報告で、冬米単作地の最上地の収量は 1 地方ビガ当たり 15 マン 2 シェール、中級地は 10 マ

ン 6 シェール、下級地は 7 マンであると述べている。¹⁹¹⁾ 最上地 1 地方ビガが産する冬米は 5 ルピーに相当する。下級の夏米地からは夏米 4 マン 36 シェールが穫れ、その貨幣換算額は 1.1 ルピーに過ぎなかった。しかも、最上の冬米 2 毛作地は砂糖きび、桑などの高収益の作物を作る事も出来た。従って、良田を多く持つ者は、保有規模が示す以上の産出をそこから上げ得たのである。こうした事情も、富農層経営の有利性を高めた事は間違いない。

以上を要約すれば、富農層は、ローン等を挺に多くの従属的な労働力を編制し、¹⁹²⁾ しかも、自分の保有地としては、様々な手段を用いて、高生産性を発揮する良田を、低率の地代率で集積していた。これらの事情が、かれらの農場の収益性を更に押上げていたことは間違いなく、それが彼等の村社会での特権的な地位の経済的基礎をなしていたといつてよい。

最後に、富農層の土地利用のあり方を検討しておきたい。ブキャナンは、『ディナジプル県報告』で、彼の入手した多数の農民の作付構成表から代表的な土壌のタイプを示す三つを選んで記録した。表 17 は、彼の記述を表に直し、更に多少の分析的な項目を加えたものである。彼のデータは、これと比肩し得るものが殆どない貴重なものであるが、幾つかの修正が必要である。第 1 に、彼は、耕作費用として、粗生産の半分を機械的に控除しているが、これは過大である。筆者の試算によれば、それは粗生産の 3 分の 1 未満であった。第 2 に、地代率として農民の証言のままの数値を採用しているが、これも明らかに過大である。政府の調査官たるブキャナンに農民が現実の地代率を正直に申し陳べ、隠し田の存在や極めて不公平な地代負担状況を露呈させるはずはなかった。この事にはブキャナン自身も気付いていたが、彼はそれを調整しなかった。第 3 に、これは、ブキャナン報告の誤りではないが、ブキャナンの調査の行なわれた 19 世紀初頭と、本稿の主として対象とする 18 世期末には 20 年ぐらいの時間差があり、こ

表17：ディナジブル県の富農の土地利用・作付構成

(標準ヒガ一)

農 家	土 壤	土 地 利 用 形 態														
		米					マスタード					ケシャリー				
		面積	%	生産額	%	単位生産額	面積	%	生産額	%	単位生産額	面積	%	生産額	%	単位生産額
(ヒガ)		(ルビ)		(ルビ/ヒガ)	(ヒガ)		(ルビ)		(ルビ/ヒガ)	(ヒガ)		(ルビ)		(ルビ/ヒガ)		
A (55ヒガ)	粘 土	24	30	120	42	5-0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ロ ーム	28	35	112	39	4-0	20	25	40	14	2	7	9	10-8	4	1-9
	計	52	65	232	81	4-7	20	25	40	14	2	7	9	10-8	4	1-9
B (40ヒガ)	粘 土	30	75	140	81	4-11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ロ ーム	6	15	24	14	4-0	1-10 ^(G1)	4	3 ^(E2)	2	2	3.5	9	5	3	1-7
	計	36	90	164	95	4-9	1-10	4	3	2	2	3.5	9	5	3	1-7
C (30ヒガ)	粘 土	8	22	24-8	15	3-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ロ ーム	19	53	85	52	4-8	6	17	12	7	2	1	3	1	1	1
	計	27	75	109-8	67	4-1	6	17	12	7	2	1	3	1	1	1

農 家	土 壤	土 地 利 用 形 態												
		タ バ コ					砂 糖 キ ビ					総 計		
		面積	%	生産額	%	単位生産額	面積	%	生産額	%	単位生産額	面積	生産額	単位生産額
(ヒガ)		(ルビ)		(ルビ/ヒガ)	(ヒガ)		(ルビ)		(ルビ/ヒガ)	(ヒガ)	(ルビ)	(ルビ/ヒガ)		
A	粘 土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	120	5
	ロ ーム	1	1	5	2	5	0	0	0	0	0	56	167-8	3
	計	1	1	5	2	5	0	0	0	0	0	80	287-8	3-10
B	粘 土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	140	4-11
	ロ ーム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	32	3-3
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	172	4-7
C	粘 土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	24-8	3
	ロ ーム	1	3	5	3	5	1	3	36	22	36	28	139	5
	計	1	3	5	3	5	1	3	36	22	36	36	163-8	4-9

農 家	土 壤	勞 働			経 費		利 益					
		種 別		一人当り 生産額	耕作費用	地 代	純 益			改訂純益 (注3)		
		家 族	雇 用				合 計	作期当り	土地利用形態	合 計	作期当り	土地利用形態
(人)	(人)	(ルビー)	(ルビー)	(ルビー)	(ルビー)	(ルビー)	(ルビー/ヒガ)	(ルビー/ヒガ)	(ルビー)	(ルビー/ヒガ)	(ルビー/ヒガ)	
A	計	2	3	57-8	153-12	78-12	55	0-11	11-0	119-12	1-8	23-14
B	計	2	2	43-0	89-0	60-0	29	0-12	9-15	84-0	2-2	21-0
C	計	2	1	54-8	81-12	52-0	29-12	0-13	9-11	76-4	2-2	25-7

(出典) FB-D、pp.241-243

(注) 1. この数値は、ブキャナンには与えられていないので、筆者が補った。

2. ブキャナンの計算間違いを正した。

3. ブキャナンは粗生産の半分を機械的に経費として控除するが、それは現実的ではないので、筆者による補正を行った。

の間に恐らく 20% 以上の農産物価格の上昇があったので、地主の純益も 18 世期末に比べると大きくなっている。こうした制約の内、調整し得るものは調整しつつ、この第 17 表から富農層の作付構成と経営類型をもう少し詳しく見ておこう。

第 1 に、当然ではあるが、彼等の経営に於ける稲作の重要性を確認しておこう。作付面積で 65~90%，粗生産額で 67~95% が米作から生じている。

第 2 に、上でも触れた事だが、各経営の土地利用のあり方が保有地の土壌の種類によって、強く影響されている。例えば、保有農地の中で粘性土の割合の大きい経営で米作の比重が高い事が確認できる。表 17 にあげられた 3 農家の経営体について、この様な関係を検討してみよう。

1. 経営 A では、粘性土と粘性砂土がほぼ同じ割合で存在している。この事が、この経営の作付率を 160% 以上という極めて高度なものにしている。この高作付率が粗生産、粗作付面積のいずれを基準にしても、最も低い実質地代負担率を結果している。また、単位粗作付面積あたりの生産高が最低であるにも拘らず、高い作付率により労働者 1 人当たりの年間粗生産高では最高値を示している。

2. 経営 B は、粘性土が農地の 75% を占めているので、作付率は 100 と最低である。そして、作物構成を見ると、殆ど、米の単作といってよい。しかし、雨季冬米の単作である事から、労働者を雇用するのは半年ですむ。この結果、生産費中の労働コストは最低であり、1 労働日当たりの生産額は、他のタイプの倍近くに達する。この意味では、労働生産性が最も高いといってよい。

3. 経営 C は、僅か 1 ビガの砂糖きびの生産が、この経営の収益性を大きく引き上げている。この結果、やや低い作付率 (120) にも拘らず、収益性は犁 1 台当たりを取っても、租作付面積当たりを取っても、この経営

が最高値を示す。全体で30ビガの保有地のこの経営の収益の22%が、1ビガの砂糖きび栽培から生じているのである。

第3に、表17から、我々は、要素分配率を計算できる。経営Aでは、1人の雇用労働者が、年間57.5ルピーを生産し、賃金として18ルピーを得た。経営Bでは、6ヵ月で1人の雇用労働者が43.5ルピーを生産し、9ルピーを得た。経営Cでは、1人の雇用労働者は、年間54.5ルピーを生産し、18ルピーを得た。ここで、労働者の年収は18ルピーであるが、それは、ブキャナンも認める様に最高水準の労賃であり、多くの労働者は15ルピー程度の年収しか受け取れなかったであろう。これらから計算すると、粗生産に対する労働の取り分は17~28%であった。

第4に、これらの経営体は、2名の家族労働者と1~3名の長期雇用労働者を擁した。通常の作業はこれで行なえても、収穫、田植え、除草等の労働を大量に投入しなくてはならない農繁期にはこれらだけでは明らかに不十分であった。労働需要のこうしたピーク時に経営外部から労働を確保できないのであれば、こうした経営体にとっては剰余地を刈分小作に出す他に保有農地の活用の方法はなかった。このピーク時の労働不足が、こうした富農による直接耕作の拡大を抑制し手余り地の耕作を刈分小作に依存させたに違いない。ブキャナンは、上記3経営が、ピーク時の労働需要をどう乗切ったかについて全く述べていないので、我々は、この程度の面積の耕作に必要な臨時労働は入手可能であったのだと仮定するほかない。我々は、次節で、これら3経営よりも大きな規模の富農が、どの様な仕方ですの保有地の耕作を行っていたかを、見る事にしよう。

5.4 大規模な農民保有地の経営

既に何度も述べた様に、富農はその広大な保有地を耕作するためにしばしば従属農民(又小作人; Under-Raiyat)をその下に抱えた。これから

見る例は、ラングプルとプルニア両県の特殊な農民地の保有者 (Gatchdar, Huzuri Jotdar その他) と彼等の従属農民 (Prajā) との関係を示している。同様な関係は、ディナジプル¹⁹⁵⁾、ビルブーム¹⁹⁶⁾、ジェシヨール¹⁹⁷⁾の各県でも行なわれていたことが確認される。人口の大半が過小零細農で有る様な所ではどこでもこの様な関係が見られたといつてよい。かくして、ティッペラ県の収税官 H. P. フォスターは次の様な重要な見解を残している：「[[ベンガル州に限って述べれば] 土地の約3分の2が従属農民 (Under-Raiyat) ¹⁹⁸⁾によって耕作されていると言わなくてはならない。」

ハリントンのショルプル領報告は富農 (Huzuri Jotdar) と従属農民 (Prajā) 関係の記述を与えている。当時の史料で、この関係をこれほど詳細に示したものは他に見当たらないので、やや長くなるが、該当箇所を引用する。

「長百姓 (Head Raiyat) がザミンダールから借地した土地を……従属民即ち下層農民 (Pirja or inferior ryot) が現物で、ある一定割合の生産物を払うという条件の下で [耕作するのは広く行なわれている方法である。] …… [長百姓は] 従属民が種子として必要とする穀物を前貸しし、収穫時にその倍量を返済させる。長百姓はビシヨリ¹⁹⁹⁾、即ち、ビシ (1 マンに等しい) あたり一定数のドン [20 ドン=1 ビシ] を [ビシヨリ自体を差し引いた] 残りの全量に対して取る。この数は2~5 ドンで協定によって定められる。この控除後に、残った部分を両者が同量づつに分ける。従って、1 ビガの土地の生産物を10 ビシ、[貸与された] 種子10 ドン、ビシヨリ3 ドンと仮定すると、両者の間の分割は次の様になる。²⁰⁰⁾

全生産物	10 ビシ
長百姓の受取分	
種子の倍量	1 ビシ
[種子返済の1ビシと] ビシヨリと	

して1ビシ [の合計2ビシを全生産物から] 控除した8ビシに対してビシ当たり3ドンという比率を

掛ける	1	4	ドン
剰余の半分	3	18	6ビシ2ドン
従属民 (Pirja) の受取分	3	18	」

この計算から従属農民がしばしば折半小作人 (Addea) と呼ばれるにも拘らず、彼等の実際の受取分は粗生産の40%弱に過ぎなかった事が知られる。ハリントンは、「ショルプルの穀物田のかなり大きな部分がこの条件で耕作されている」と、このシステムが広範に見られる事を報告している。従属民は、「大概、ザミンダールから [借地した] 小地片を持ち、そこに家を建て、豆、ひまし油、灌木などを植え、貨幣地代を [ザミンダールに] 払う。」²⁰²⁾そして、その他に、これよりかなり大きな地片を富農から又借りして、それに対しては現物払いによる刈分小作を行なったのである。

長百姓は、このシステム下でどんな利益を得たのであろうか。彼等の地代率は自立小農のそれよりかなり低かったから、富農層が払った地代率を平均1地方ビガ当たり8アナ (1標準ビガ当たりでは4.4アナ) という想定の下に、収益の推計を行なってみよう。

長百姓の粗収入	6	2	ドン
ザミンダールへの地代支払を控除			
(上記地代率に、3ビシ=1ルピーの換算率で計算)	1	10	ドン
前貸した種子を控除		10	ドン
長百姓の純受取	4	2	ドン

こうして、長百姓は3ビシ12ドン (価格にして1.1ルピー) を従属民

への又貸し地の地代として受取り、その他に、前貸しした種子への利子として同量（10 ドン）を粗生産から得るから、全部で4 ビシ2 ドン（価格にして、1.4 ルピー）を得た。これは、従属民の刈分地での粗生産の実に41%に当たる。他方、刈分小作人は、上の引用文中の模式表にある様に3 ビシ18 ドン（価格にして1.3 ルピー）を得た。しかし、従属民は小作地の生産コストを一切負担するから、この分として1 地方ビガ当たり4 アナを控除すると、彼の刈分小地からの純取分は1.1 ルピー（粗生産の約32%）であった。ザミンダールが地代を引き上げれば、上記表中のビショリの率がそれに合せて引き上げられるから、原理的には、上昇した地代は長百姓と従属農民が等しく負担した事になる。但し、先に、本稿第4章で見た様な状況下では、地代が増加した場合、ほぼ確実に、より大きな部分を従属農民が負担させられたことであろう。

ここで、自立小農は1 地方ビガの自己保有地から、地代、生産コストを控除した後、7 ビシ9 ドン（価格にして2.5 ルピー）を得た事を記しておこう。²⁰³⁾

コールブルックのプルニア県報告は、同県でも同様の状況が見られた事を教えてくれる。この県の人口希薄な地域、特に山麓部では、ガッチダリー制というシステムが広く行なわれていた。ガッチダールとは、ザミンダールから、かなり大きな面積の主に未開の土地（Gatch）を固定地代で借地した者である。彼は、初期投資を行なってそこを生産可能な状態に開発し、その土地を分割して、多数の刈分小作人（Addia Raiots）に小作させた。刈分小作人（Adhiadars）のガッチダールへの地代支払は、「市場価値で推定した穀物価格によってではなく、実際の穀物の分割によってなされた。」その際、両者で生産物を分割する前に、幾つかの慣行的な費用が予め取り分けられた。同県スルジャプル郡で行なわれていた控除の一覧を次に示す。

- 1 種子を供給した人に、その倍量を払う。
- 2 作物の番人 (Etmamkar) に、上の控除後の残量について、ピシ²⁰⁴当たり 2 カタ。
- 3 犁の修理をする鍛冶屋に 13 カタ。
- 4 作物の計量人 (Kyal) にピシ当たり、0.25 カタ。
- 5 犠牲祭 (Niaze & Pajeh) の費用として、収穫期毎に犁当たり 2 カタ。
- 6 呪文祈禱者 (Dhaume. 英語で, Conjurer) に作物の安全を守らせるために、犁 1 台当たり 1 カタ。

これらの控除がなされた後に、「収穫物の残りがガッチダールと刈分農民²⁰⁵の間で均等に分けられた。」

先の事例と同じく、1 地方ピガ当たりの収量を 10 ピシと仮定すれば、両者の取り分は 3 ピシ 19 カタである。そして、この資料から解釈する限り、地代はガッチダールが自分の取り分から払ったのであろう。従って、ガッチダールの下の刈分小作人の方が、ショルブル領内の従属民より恵まれた保有条件下にあった。

しかし、この有利な条件にも拘らずブルニア県の刈分小作人は、「1 年のはじめの数カ月に、彼の家族の生活を維持するために借金をし、高利で現物ローンを受ける事を余儀なくされます。」ガッチダールが彼の刈分小作人に与える高利子ローンを引き下げる事が、コールブルックの調査の目的の一つであったので、彼は注意深い観察を行なっている。利子に関する慣行は、ある郡では、「[債務者は利子として] もし夏米で返すなら元金の半分、冬米で返すなら四分の一を払う」というもので、他の郡では、「ローンは倍量を返す」というものであった。彼は、次の様に述べている。「刈分農民の取り分は彼の負債を返却するには大抵不十分であり、負債は年々蓄積して行きます。彼はこうして債権者であるガッチダールに対する

〔債務〕奴隷と化すのです。²⁰⁶⁾」

プルニア県には刈分小作人とは別のタイプのコライトと呼ばれる従属農民がいた。彼等は、平野部のより人口周密な地域に見られた。コールブルックの報告を引こう。

「私は、ザミンダールや下級請負人 (Under-Renter) が、地代を土地の直接耕作者からではなく少数の長百姓 (Principal Raiot) から受け取っている事を知りました。長百姓は、〔保有地の〕小さな部分を自分の所有する犁で耕し、残り〔の大きな部分〕はコライトや折半農民に耕させています。最初の者〔コライト〕はこの郡〔ウスジャ郡〕では、貨幣地代の条件 (Neckdee Terms) で、地券保有者 (Pottah-holder) が又貸しする者〔又小作人〕を指します。刈分小作人 (Addyadar) は彼等を雇う農民に生産物の半分を払う者です。²⁰⁷⁾」この様に、この県の多くの富農は、急速に拡大した広大な保有地を、一部は自分の犁で耕し、しかし大半は貨幣地代のコライトと現物地代のアディダール、アディヤールに耕作させていた。次のプルニア県の富農セロモンの事例は、この事を具体的に示すものである。「セロモン・ライオットは 1188 ムルキー年〔西暦 1780 年〕に 432 ビガ〔の土地に対して〕1 ルピーにつき 8 ビシの割合で地券を得た。彼は、1196 年には同じ率で 720 ビガ 6 カタの〔土地に対して〕地券を得ました。その地代はアブワープ〔付加課徴〕、ジャルカル〔漁業料〕、フルカル〔果樹採取料〕を含めて 15.3 ルピーでありました。彼自身が認める所によれば、彼は犁 2 台のみを有します。それでは 80 ビガ以上の耕作は不可能です。残りの 640 ビガは、コライトとアディヤールが耕しているのです。²⁰⁸⁾」²⁰⁹⁾コールブルックは、更に、コライトとアディヤールは、富農に借金をしており、その理由の為に「これまで長百姓に従属する事を強いられているのです。コライト奴隷制です」と、述べているのである。²¹⁰⁾

終わりに

本稿では、18 世紀後期北ベンガルの農業社会を構成する農民諸階層の数量的な検討、彼等の主たる生活の場である農村の景観、作物作付構成、そこでの住民生活の諸側面など農業社会の静態的或いは解剖学的構造の復元を第 1, 2, 3 章で試み、次いで、第 4 章で農村社会の内部の政治的動向、その中でも、当時の農村社会を牛耳っていた富農層のあり方を様々な角度から論じた。そして、それらの作業の後に農民の生産活動を諸階層毎に再現する事を第 5 章で試みた。

最後に、結論に替えて、当時の村落の構成員とその社会構造を略述し、更に、農民層の階層化との関わりで、その後のベンガル農業社会の展開に対する一定の展望を与えておきたい。

村落の構成員：

行論で明らか様な様に、当時の北ベンガルの村落では、農民の階層化が顕著に観察されたのみならず、そこには、出自、経歴を異にする多様な人々が存在した。ブキャナンは『ラングプル県報告』に於いて、同県の住民が次の 3 つに分類されることを示した。(1) 肉体労働を行なわない聖職者、政府役人、ザミンダールの吏員などの‘幸せな人々’(Sukhavas)で人口の 1 割強、(2) 非農業の生業を持つ商人、職人など(Khavas)でこれも人口の 1 割強、(3) 農業従事者(Chasa)で残る 8 割弱。ヒンドゥーとムスリムという宗教により人口を区分するなら、両県とも既にムスリム人口がヒンドゥー人口を上回っていた。ところで、ヒンドゥーの中には、Jati(カースト)による区分があり、ブキャナンは両県内にベンガリー高位カースト 4~5 種、‘浄’スードラ・カースト 6~16 種、‘不浄’スード

ラ・カースト 13 種, 不可触民 5~7 種, 非ベンガリー・カースト 10 種, 合計 39~50 種ものカテゴリーを見出している。又, 出身地により住民は Kamarupis (主に蒙古系からなる定住民で, ボド母語族の枝族であるコッチ, メッチ等々。ラングプル県で 14 種, ディナジプル県で 3 種が分別され, 更に, 彼等の相当数がヒンドゥー教やイスラム教を受容して, ヒンドゥーおよびムスリム世界に入り込んでいた。)と外来者(主に, ガンジス平野部から進出したヒンドゥー教徒, ムスリム教徒)に分けられる。更に, 本稿における史料の分析結果は, 農村住民が, 経済的な階層性に加えて, 様々に細分される事を示した。フズリ・ジョトダール(分離農場主)や大小のジョトダールとその下のプラジャ(従属農民), アディヤール(刈分小作人), クリシャン(雇用労働者)などは土地保有と生産に関わる区分であり, プラマニック, ボスニア, マンダル, ディワニアなどは村の政治権力構造に関わる職分による住民の種別であり, そのほかにも, 村内に施与地をもつヒンドゥーの僧侶や寺院, ムスリム聖職者, ザミンダールの下吏で, 村内に奉公地を与えられた地役人や下級兵士達, 村に住むサービス・カースト, 職人, 小商人などが, 村の構成員として, 指摘されるのである。

村内の権力構造:

上で指摘された様々なカテゴリーの人々は, 相互にどの様な関係を取り結び, そして, どの様な村落社会の意志決定メカニズムが存在したのだろうか。我々の利用し得る史料は極めて僅かであり, 十分な具体性をもってこれらの問いに答える事は出来ないのだが, 現時点で提示しうる暫定的な構図は次の様なものである。村社会の構成には, かなりのばらつきがあり, 過度の単純化は避けなくてはならないが, 多くの村には, 数人の富農が居た。彼等は, かなりの土地をザミンダールから借地し, その一部を直営地

として年季奉公人や日雇い労働者などによって耕作させ、残る部分は、刈分小作人などに又貸して現物地代を受け取っていた。刈分小作を行なうのは、自らの資金では年間の生存基金を賄い切れない零細農民であり、彼等は中間地主たるジョトダールからしばしば負債を負っていた。こうして、彼等は、従属民 (Prajā) としてジョトダールの強い影響下に置かれた。村の中にはこうしたジョトダール=ブラジャ関係の外にたつ自立小農も存在したが、その割合は 20~30% 程度であったろう。ジョトダールは、村民によって、しばしば、村を代表する村長 (Pradhan, Pramanick, Bosnea) に選出された。ところで、ムガールの州権力が弱体化し、イギリス東インド会社がベンガルの植民地支配を樹立するという州権力の過渡期は、同時によく整備されたムガル期のザミンダールの農民支配体制が混乱に陥った時期でもあった。²¹²⁾ こうして、ベンガルの多くの地方で、ザミンダールは個別農民支配を最早維持しえなくなり、地代査定方法は個々の農民の作物別査定から村毎の一括地代査定 (村集団請け) や村年貢の個人請負制へと変容した。この状況下で村の一括地代を決定する時に、村側の代表者としてザミンダールの村役人 (Village Amin, Gomastha) と交渉に当たったのが、これらの村長であった。²¹³⁾ 村の中には、自立小農がおり、ザミンダールの兵士などの奉公地があり、又、ヒンドゥー導師、寺院の寄進地なども混在したから、かれらが全く恣意的に村政を牛耳る事は許されなかったが、彼等は様々なテクニックを用いてザミンダールとの交渉を自分たちの利益を促進する様な方向に導いた。その様な目的に最も重要なのは、村に掛かってくる一括地代額を村の各農民に按分賦課する権限であった。通常の村長にはこの権限は与えられず、それは、ザミンダールの村役人の権限下にあった。しかし、村の地代徴収権が請負に出された場合には、請負人にこの権限が与えられた。従って、ジョトダール達は、村の地代徴収が請負に出される際には、競って請負人になろうとした。この権限を手

に入れば、彼は自分の保有地の地代率を引き下げ、他の農民のそれを引き上げる事を容易に行なえた。又、この状況下ではザミンダールも、地代を順調に徴収する為には、ジョトダールを交渉の相手として認めざるを得なかった。村役人に対してはザミンダールは一方的な任免権を行使しえたのに対して、村長の認定には村民の意見が尊重された。しかし、村長にのみ認められた交渉権を他の村民が行使した時には、「たとえ、十名の村人が同意しても、無効である」として、一般農民の越権行為を退け、村長を支持したのである。ジョトダールが自分の保有地の地代率を引き下げるべく採用したその他の戦略には、村の管轄権内から自分の土地を切り離す事（フズリ・ジョトダールになる）、各種の低額地代地を正當に、又、不當に獲得する事（パイ・カシュト地の獲得、開発行為による一括低地代地の獲得、免租地の獲得）などがあつた。こうした中で、本稿の対象とする時代には、農民層の階層化が一層進行したのである。

しかし、イギリス東インド会社政府は、試行錯誤の末にザミンダールを植民地支配の現地に於ける協力者として選択したので、彼等の農村支配が富農の台頭によって脅かされる事は阻止されなくてはならなかつた。こうして、地方に於ける権力闘争に植民地政府が介入し、更に、1793年のいわゆる「永久地租査定」による植民地支配構造の確立を通して、その司法、警察、軍隊、地方行政の諸機構を整備し、その力によって富農の台頭を抑え込んで行った。これが、世にいう Haftam (1799 年第 7 条例)、Panjam (1812 年第 5 条例) の制定の背後の一つの意図であつた。こうして、植民地政府とその支援を受けたザミンダールの関係により、地方的小指導者の政治的権力奪取へのチャレンジは潰えさつた。しかし、彼等は村内に於ける卓越した政治的、経済的地位をその後も暫くは保持したと思われる。

最後に：本稿の冒頭で触れたベンガル農業社会研究史、特に、ライの所

論に対して、本稿の作業がどのような意味を持つかを述べ、又、将来の研究への多少の展望、課題を示しておきたい。

1. 本稿で示した歴史史料は、ジョトダール層が全ベンガルに広範に存在し、強力な影響力を行使したというライの主張を十分に支持するものである。

2. しかし、ライがジョトダールの農村支配の構造は、18世紀後半から20世紀の英国植民地支配の直前まで変わる事なく続いたと主張する時、それは余りにも乱暴な議論だと言わざるを得ない。B. B. Chaudhuriが正しく指摘した様に、19世紀後半になると、一方で土地のフロンティアが消滅し、人口土地圧力が高まり、他方で、植民地型従属経済が発達し、農民経済は一層深く商業経済、市場経済に巻き込まれるという状況が生じ、その中で、商人、金貸しから出発して、ベンガル小作権法（1885年）の制定により発生した法的に保護された‘農民的な土地市場’を通じて土地集積をした‘New Jotedar’が広範に形成された。このような新ジョトダール形成のメカニズムは、18世紀後半のまだ農民的な土地市場が未成立の段階に、村落における政治的プロセス（本稿でみたジョトダール形成のメカニズム）を通して台頭したジョトダールとは明らかに質的に異なった存在であった。ライが、18世紀後半ジョトダールと19世紀後半のそのこの重要な歴史的な差異を無視している事は、強く批判されなくてはならない。又、18世紀末の農民の土地に対する保有権は、タールクダールが自分の土地（タールク）に対して持つ所有権とは区別される、より制限された権利であった。農民が土地の‘現実的な所持’を行っていたとしても、農民がザミンダールへ土地返上する事例に見られる様に、それは永遠不可侵のものではなかった。むしろ、ザミンダールによって農民保有地の譲渡・売買が禁止されていたことに注意すべきである。ライは18世紀後半のベンガル農民の土地保有構造の強固さを強調する余り、彼等の土地に対する

権利がこの様に制限されたものであった事に対する配慮がおろそかになったと言わざるを得ない。

3. ライの宗教的儀礼的な社会秩序と農村の政治経済構造との密接な連関の指摘は、大変に魅力的なテーゼであるが、無批判にこれを受入れる訳にはいかない。ライの議論が有効であるのは、相当に密度の濃い高ヒンドゥー集団（バラモン、カーヤスタなど）が農村内に存在する事を前提にしている。しかし、1872年センサスを分析してみると、この様な高ヒンドゥー²¹⁴⁾が濃密に存在する地域は、ベンガル全体で見た時には明らかに限定されており、従って、ライの上の議論はその様な集中の見られない多くの地域に於ける農村の政治経済構造の説明原理とは成り得ないのである。

4. 最近 Rajat Datta は、ライを含めた先行研究に対して大胆な批判を行なっている²¹⁵⁾。ダッタの批判は、しかし、本稿の内容に照す時、殆ど意味を失うので、ここでその細部に立ち入る事は避けたい²¹⁶⁾。

5. 私は、ベンガル農村社会の政治経済構造を理解するためには、農業カーストそれ自体における階層分解を視野に入れなくてはならないと考える。又、本稿で対象とした北ベンガルの様に、その人口の過半が非アーリアン系‘山岳’部族である地域を考察する際には特に、半ヒンドゥー化した原住民（‘Semi-hinduized aboriginals’）のヒンドゥー化の過程が極めて重要な論点となってくる。そして、歴史時代を遡るほど、農業社会に於いてこうした非アーリアン部族民の占める重要性は一層大きくなっていく。この様な視角は今日までのインド史の研究史において十分な取扱を受けてきていないのであるが、今後、一層研究を深めるべき重要な課題である²¹⁷⁾。

略記法

BDR-BRM : West Bengal District Records, Birbhum (1786 - 97 & 1855), 1954.

BR-P: Proceedings of the Board of Revenue (1786-1806).

CR-P: Proceedings of the Committee of Revenue (1781-86).

Fifth Report: The Fifth Report From the Select Committee of the House of Commons on the Affairs of the East India Company dated the 28th July, 1812.

GGC-RD-P: Proceedings of the Governor General in Council- Revenue Department (1778, 79, 80, 90).

LCB-RDM: The Letter Copy Book of the Resident at the Durbar at Murshidabad (1770-72).

PCR-DNR-P: Proceedings of the Provincial Council of Revenue at Dinajpur (1772-74).

SKR-P: Proceedings of the Superintendent of the Khalsa Records (1775-81).

* 本論文第1編は『一橋大学研究年報 経済学研究 31』1990 193-248頁, 第2編は『一橋大学研究年報 経済学研究 33』1992 83-170頁として発表している。

** 本稿の作成に当たり, 1993年度文部省科学研究費補助金(主査東京大学東洋文化研究所教授柳沢悠氏)を利用して頂いた。記して感謝したい。

- 1) その様な作業の一部は, 極めて不完全ではあるが, 本稿とほぼ同時に発表される予定の次の論文で為されている。谷口晋吉「ラージバンシー社会の変容とコッチ・ビハール藩王国土地制度の変遷」『叢書 カースト制度と被差別民』明石書店 第4巻(近刊)(谷口晋吉「ラージバンシー」と略記)
- 2) R. K. Mukherjee, *The Dynamics of a Rural Society*, Berlin, 1957.
- 3) 18世紀ベンガルの富農層に関する主要な研究を挙げておこう。19世紀~20世紀ベンガルに関するものは除く。

N. K. Sinha: *The Economic History of Bengal*, Vol. 2, Firma K. L. M., Calcut-

ta, 1962.

B. B. Chaudhuri : "Some Problems of the Peasantry before the Permanent Settlement," *Bengal Past and Present*, Ser. No. 140, 1957, pp. 136-151.

Do. : "Some Aspects of Peasant-Economy of Bengal after the Permanent Settlement," *Bengal Past and Present*, Ser. No. 142, 1957, pp. 137 to 149.

Do. : "Rural Power Structure and Agricultural Productivity in Eastern India, 1757-1947," in M. Desai, S. H. Rudolph and A. Rudra (ed.) *Agrarian Power and Agricultural Productivity in South Asia*, OUP, 1984, pp. 100-170.

Rajat and Ratna Ray : "The Dynamics of Continuity in Rural Bengal under the British Imperium : A Study of Quasi-Stable Equilibrium in Underdeveloped Societies in a Changing World," *Indian Economic and Social History Review*, June, 1973, pp. 103-128.

Do. : "Zamindars and Jotedars : a Study of Rural Politics in Bengal," *Modern Asian Studies*, 9, 1 (1975), pp. 81-102.

Ratnalekha Ray : *Change in Bengal Agrarian Society*, Manohar, N. Delhi, 1979.

Rajat Kanta Ray : "The Retreat of the Jotedars ?," *Indian Economic and Social History Review*, Vol. XXV No. 2, 1988, pp. 237-247.

Rajat Datta : "Merchants and Peasants : A study of the structure of local trade in grain in late eighteenth century Bengal," *Indian Economic and Social History Review*, Vol. XXIII No. 4, 1986, pp. 379-402.

Do. : "Agricultural Production, Social Participation and Domination in late Eighteenth-Century Bengal : Towards an Alternative Explanation," *The Journal of Peasant Studies*, Vol. 17 No. 1, 1989, pp. 68-113.

Do. : Rural Society and the Structure of Landed Property : Zamindars, Taluqdars and *La-khiraj* Holders in Eighteenth-Century Bengal," *Occasional Papers in Third-world Economic History*, No. 4, SOAS, University of London, 1992, pp. 34-60.

4) 高島稔「十八世紀後期におけるベンガル地方の農民層 (Ra'iyat) について」『史学雑誌』第68巻第10号を出発点とし、数多くの論文を発表されて

いる。同氏の諸研究一つのまとめとして、「ザミンダール・ライヤット関係の原型—インド社会史への試論—」『北海道大学文学部紀要』十八ノ一 (1970) を挙げておこう。

- 5) 筆者は、B. B. チョードリー (B. B. Chaudhuri) や高畠稔らの研究を受け、それらへの一定の批判を胸に秘めつつ 1970 年始めから研究者への道を歩み始めた。1973 年にカルカッタに留学し、B. B. チョードリーを指導教官として公文書館における文献的研究に従事し、1977 年にカルカッタ大学に博士論文を提出した。本稿の骨子はその時に既に出来上がっていた。しかし、都会生活しか知らない人間が農業史を論ずる事の不安に打ちかたせず、農民層や農業生産に関する部分は、長く框中に眠らせてきた。1983~6 年にかけて行なわれたバングラデシュ農村調査 (原忠彦団長) に参加し、一年近く (正確には半年づつ 2 回)、同一村に単独で住み着き、片言のベンガル語で農民と親しく交わり 100 世帯あまりの農家の詳細な経営調査を行なう機会を得て、やっと歴史文献のみによる先の研究が全くの見当外れではないという確信を抱くにいたり、本論文を発表する事にした。

Shinkichi Taniguchi, *Structure of Agrarian Society in Northern Bengal (1765 to 1800)*, unpublished Ph. D. dissertation submitted to the University of Calcutta, 1977. (S. Taniguchi (1977) と略記)

Shinkichi Taniguchi, *Society and Economy of A Rice-producing Village in Northern Bangladesh*, ISLCAA, Tokyo, 1987. (S. Taniguchi (1987) と略記)

- 6) カイバルッタは、ベンガルで最も人口の多い、古代から続く社会集団である。北ベンガルから南西ベンガルにまで分布し、その中には更に数個のカーストに分れている。農業、漁業をする者が多いが、富農、領主層にもなっている。
- 7) テリーは、搾油業を生業とし '浄' カーストに属す。商人、領主にもなっている。
- 8) 不可触民と部族民は、共に、ヒンドゥーの価値観では、極めて '不浄な' 存在とされるが、両者にはかなり明瞭な区別がある。前者は、ヒンドゥーの価値観を基本的に受入れたが、'不浄' である故にヒンドゥー社会の最底辺に位置付けられた人々であり、清掃人、皮革加工業等々の '不浄なる' 職業

を果たすことをヒンドゥー社会理論によって強いられている。彼等が‘不浄’とされるのは、ヒンドゥーの戒律において容易には拭いがたい不浄な行為を彼等の祖先が行なった（行なう）からだとされる。これに対して、部族民はヒンドゥー社会の辺境部に居住し、ヒンドゥー価値観を未だに受入れず、独自の宗教、世界観等を維持している人々である。彼等は、ヒンドゥーからみて異端であり、又、肉食、飲酒、寡婦再婚などヒンドゥー的価値観からみて‘不浄なる’行為をするがゆえに、卑しいものとされたのである。

- 9) 永久査定については、谷口晉吉、「一八五九年ベンガル地代法の一考察」『一橋論叢』85巻2号 1981をみよ。
- 10) ベンガルの農業社会の地域的な偏差については、Sugata Bose, *Agrarian Bengal-Economy, social structure and politics, 1919-47*, Cambridge, 1986, Chapter 1を参照せよ。
- 11) ブキャナンの調査の方法等については、拙稿「ブキャナン報告書（1807-1814）について」『17・18世紀大旅行記叢書』月報9 岩波書店 1993年8月を参照されたい。
- 12) ここで詳しく立ち入る事は出来ない。S. Taniguchi (1977), Chapter 5に多くのエヴィデンスを集めてある。
- 13) H. Myint, *The Economics of the Developing Countries*, 5th Edition, London, 1980, p. 33.
- 14) ここでの推計は、北ベンガルのラングプル、ディナジプル両県のデータに依拠して為されている。土地の豊度、作物体系、農産物価格、地代率、土壌、労賃等々は地域毎に相当異なる。従って、以下の諸数値は北ベンガルについてのみ有効性が確認されているに過ぎず、ベンガルの他の地方については、かなり異なった数値となることもあり得る。
- 15) ブキャナンは成人男子の1日の米の消費量を0.5シェールとするが、バターソンはそれを1シェールとする。Francis Buchanan, *A Geographical, Statistical, and Hisotrical Description of the District, or Zila Dinajpur in The Province, or Soubah of Bengal*, Calcutta, 1883, (FB-Dと略記) p. 115-131; BR-P, 15/6/1789, No. 86.
- 16) 粳米1マンは精米にすると30シェール弱となる。1マン=40シェール。1マンは約37kgである。FB-D, p. 180.

- 17) *FB-D*, p. 232; *BR-P*, 15/6/1789, No. 6.
- 18) ブキャナンのデータに依拠して計算。 *FB-D*, pp. 215-216 & 237.
- 19) *FB-D*, p. 237.
- 20) これら諸課徴については、谷口晋吉「一八世紀後期ベンガル州北部スワルプル領におけるザミンダール支配の変容—年貢査定を中心にして—」『アジア研究』26-2, 1979 及び本論文第1編を参照されたい。
- 21) 1地方ビガは約1.8標準ビガに等しい。そして、1地方ビガは約0.6エーカーである。
- 22) この他に、本稿第3章第3節に示される様に、重要な支出項目として衣類がある。しかし、貧困層は、各家庭内で女性が自家用に麻、木綿、絹の糸を紡ぎ、布を織り、染色する事が多かったので、ここでは費用から省いた。詳しくは別稿を予定している。
- 23) *BR-P*, 22/3/1790, No. 15 (Main Report).
- 24) 41 (マン) を3.5 (マン/地方ビガ) で割って、11.7 (地方ビガ) を得る。
- 25) *BR-P*, 22/3/1790, No. 15 (Main Report); *FB-D*, p. 234.
- 26) *BR-P*, 22/3/1790, No. 15 (Main Report).
- 27) ブキャナンの計算は、この層が衣類を含む必需品の多くを自家製造、採集することを見落しており、又、彼等が値段の安い粗米を食用にする事も見過ごされている。1788年にジェショール県収税官は、「彼[農民]の必需品の為に、8.3ルピーで十分である」と述べている。 *BR-P*, 11/7/1788, No. 14.
- 28) 本稿第3章第2節を見られたい。現代の状況については、*S. Taniguchi (1987)*, pp. 58-83.
- 29) 1つの犁組は1台の犁と2頭の役牛からなり、それを1名の耕夫が操る。
- 30) 当時、1つの所領を相続や売買などで分割する時、全体を16アナとして、それを例えば7アナと9アナに分ける、という風に表現された。そして、分割された所領はそれぞれ7アナ領、9アナ領と呼ばれた。
- 31) Asset: ザミンダールが所領から得る年間の地代純受取額を意味し、これが政府地租の賦課基準となった。
- 32) アミールは、東インド会社政府が最初期に派遣した特命役人である。政府地租を滞納したり、地租の引き上げを拒否したザミンダールの経営権を政府が召し上げ、アミールを派遣して所領を管理させたのである。

- 33) タールクとは、ベンガルでは小型のザミンダール領を指すと言ってよい。この権利を持つ者をタールクダールという。彼は、タールクの世襲、譲渡、分割等の自由を与えられていた。農民の保有とは質的に異なる、より所有権に近い権利である。
- 34) *LCB-RDM*, 23/6/1770, No. 8, Enclosures.
- 35) ロバートソンの報告した統計には、ビガの大きさの明示がなく、又、村書記のよく知られた不正をチェックするなんらの措置も取られていないので、ハリントン報告の事例の情報を外挿する事によって、補正を行なわざるを得なかった。
- 36) 3カ村の統計表は、ハリントン報告 (*BR-P*, 22/3/1790, No. 15-16 及び同月の付表別巻 (Appendix Volume)) に収録されている。これらの村は、今日、バングラデシュ北部のラングプル県バダルガンジ郡に属している。S. Taniguchi (1987) は、これらの村の現在の状況をフォローする事の一つの目的としてなされた。
- 37) 他村からの通い農民 (Pahikasht Raiyat) がこれらを耕した可能性は否定できないが、ハリントンは彼の膨大な報告書で一言も通い農民に言及していない。従って、この地方に通い農民が居たとしてもそれはネグリジブルな存在であったと考えてよい。ブキャナンも、私の注意の及ぶ限りでは、通い農民に言及していない。
- 38) Praja: この様な立場にある過小農, 刈分小作農であった。
- 39) *FB-D*, pp. 234-246.
- 40) Farmer という言葉は、請負人という意味で用いる事が多いが、ここでは、農民である。
- 41) *FB-D*, p. 244.
- 42) *FB-D*, p. 235.
- 43) 同上
- 44) 同上
- 45) *BR-P*, 18/6/1790, No. 8.
- 46) 谷口晉吉「一八世紀後期東部インドにおける実物年貢に関する一考察—事例の紹介を兼ねて—」『一橋論叢』82-2, 1979.
- 47) *FB-D*, p. 244.

- 48) *FB-D*, p. 235.
- 49) 同上
- 50) 同上
- 51) *FB-D*, p. 236. ブキャナンは、それぞれ Principal Farmer, Great Farmer, Comfortable Farmer, Easy Farmer, Poor Farmer, Needy Farmer と表現している。対応する適当な訳語が浮かばず、暫定的に採用したものである。
- 52) *FB-D*, p. 244.
- 53) 本論文第2編, 144-145頁。
- 54) 同上
- 55) ベンガル低地農業についての独自の優れた研究として、安藤和雄、内田春夫「伝統稲作農業の特色」白田、佐藤、谷口編『もっと知りたいバングラデシュ』弘文堂1993を参照されたい。
- 56) Montgomery Martin, *The History, Antiquities, Topography, and Statistics of Eastern India*, Volume V, 1838, 1976 (reprint), p. 596. この書物は、Martinがブキャナンの草稿を編集したものであり、この中で、ラングブルはヴェジタブルの王国であると述べられている。
- 57) 本論文第1編, 203-204頁。
- 58) 本論文第1編, 202頁。
- 59) 本論文第2編, 85頁, 表1中のR県(1)のコラム; 拙稿「デルタの開発と人口増加」『もっと知りたいバングラデシュ』も参照されたい。
- 60) 今日のこの地方の社会状況については、S. *Taniguchi* (1987), pp. 21-25.
- 61) この点を、歴史史料で明示する事は大変に難しい。しかし、当時の断片的な史料から富農と従属農の関係を判断するなら、この様な推察は十分に可能である。
- 62) この様な点に関して、谷口晋吉「ラージバンシー」で論じている。
- 63) 今日の居住形態から類推した。S. *Taniguchi* (1987), p. 87-91.
- 64) *BR-P*, 22/3/1790, No. 15 (Main Report).
- 65) 同上
- 66) F. Buchanan, *Table No. 19 explaining the cultivation of Grain & ca in the Division under Thanah Kumargunj*, IOR MSS Eur G. 11.
- 67) Baboo Gopal Chunder Dass, *Report on the Statistics of Rungpore For*

The Year 1872-73, Calcutta, 1874, Appendix III, p. vi-vii.

- 68) *Thana Statistics*, Vol. 1, Bangladesh Bureau of Statistics, 1981, p. 25.
- 69) ディナジプル王家についての詳しい研究として, *S. Taniguchi (1977)* がある。
- 70) この王国に関する主要文献は, 谷口晉吉「ラージバンシー」の文献表を見よ。
- 71) 広く流布している Martin, *Eastern India*, Vol. V, p. 487 は Rs. 100 とするが, 手筆草稿 (IOR MSS Eur D74) では, Rs.1000 となっている。
- 72) *FB-D*, p. 75.
- 73) ブキャナンは, この地の人々を古代王国 Kamarupa にちなみ Kamrupi と総称している。
- 74) この地方の織物業については, 別稿を用意する予定である。
- 75) 詳しくは, 谷口晉吉「ラージバンシー」
- 76) Francis Buchanan, *Account of the District or Zila of Ronggopur*, IOR MSS Eur D74, Book II, p. 25 (*FB-R* と略記)。
- 77) *FB-D*, p. 77.
- 78) *FB-D*, p. 78.
- 79) *FB-R*, Book II, p. 25.
- 80) *FB-R*, Book II, p. 28.
- 81) *FB-R*, Book II, p. 29.
- 82) 同上
- 83) *FB-R*, Book II, pp. 31-32.
- 84) *FB-R*, Book II, p. 34; 本論文第2編 131 頁。
- 85) 谷口晉吉「一九世紀初頭北ベンガルの流通と手工業—ブキャナン報告に基づいて—」『一橋論叢』98-6 1987.
- 86) 即ち, ベンガルの低い労働生産性の下では, 単位面積当たりにより多くの労働投入が必要になるという訳である。(*FB-D*, p. 68.) この結論は他の米作社会と具体的に労働生産性を比較した上で出されたものではない。しかし, ブキャナンは北ベンガルでの調査に先立ち南インドの踏査行を実施しており, 北ベンガルの二県の報告書の随所で南インドの方が優れた農具, 農法を採用しているという観察を記している。

- 87) *FB-D*, p. 68. 開発との絡みでは、当時の高金利状況では、社会の富は高利貸資本に流れ、未開地の開発投資に向かわないという指摘も為されている。
- 88) 本来、shop-keeper の意味だが、この地方では、この意味に転用されていた。*FB-R*, Book II, pp. 37-38.
- 89) *S. Taniguchi (1987)*, p. 21-25
- 90) *F. Buchanan, Estimates of the expense of Moslem Families*, (I to VII), IOR MSS Eur G. 11, pp. 55-68.
- 91) *FB-R*, Book II, pp. 182-185.
- 92) 本論文第1編, 238-240頁.
- 93) ディナジプル, ラングプル両県の北側に位置するコッチ・ビハール王国では、明確な「村」がなく、定住形態はジョトダールとその従属民を単位としたものである。谷口晉吉「ラージバンシー」を見よ。
- 94) *FB-D*, pp. 235-237.
- 95) 谷口晉吉「ラージバンシー」
- 96) *CR-P*, 10/6/1784, No. 17.
- 97) 史料では, Calleah, Culleah と綴られている。ベンガル語の Kali (肥沃な黒土) に由来すると思われる。ここでは、その様な土壤の地区を指すのだろう。(H. H. Wilson, *Glossary of Judicial and Revenue Terms*, reprint (1968), p. 252) しかし, khal (運河) から由来した可能性もある。
- 98) 通常は県と訳すが、ここではそれより小さな行政区画を指している。
- 99) *CR-P*, 10/6/1784, No. 19.
- 100) *CR-P*, 10/6/1784, No. 20.
- 101) *CR-P*, 5/6/1784, Nos. 42-50.
- 102) *BR-P*, 22/3/1790, Appendix to the Cousultations, Appendix B, pp. 286-287.
- 103) *BR-P*, 22/3/1790, Appendix to the Cousultations, Appendix B, pp. 289-292.
- 104) *BR-P*, 22/3/1790, Appendix to the Cousultations, Appendix B, pp. 294-296.
- 105) *BR-P*, 22/3/1790 (Main Report).
- 106) 谷口晉吉「ラージバンシー」

- 107) *BR-P*, 24/6/1788, No. 20.
- 108) *BR-P*, 13/4/1787, Nos. 88-89.
- 109) 高島稔「植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向—プルニヤ
県の富農層についての覚書—」『北海道大学文学部紀要』一五ノ二 1967.
- 110) *BR-P*, 1/2/1790, No. 36.
- 111) *BR-P*, 18/6/1790, No. 7.
- 112) この人物は、恐らく、穀物商人であろう。
- 113) 1 カオンは、16 ポン。1 ポンは稲 80 本。
- 114) *CR-P*, 11/8/1783, No. 6.
- 115) 精米、粳米、粗糖の価格は、“Price Current” (*BDR-BRM*, p. 19, 43) を
用い、原綿価格は、*FB-D*, p. 200 を参照した。
- 116) *CR-P*, 11/8/1786, No. 6; *CR-P*, 15/9/1783, Nos. 23-31.
- 117) *CR-P*, 11/8/1786, No. 6; *CR-P*, 15/9/1783, Nos. 23-31.
- 118) *PCR-DNR-P*, 1/12/1778; *CR-P*, 3/4/1786, Nos. 3-49.
- 119) *CR-P*, 10/6/1784, No. 26.
- 120) プルニヤ県では、この権限は、村請負人兼長百姓が保持した。
- 121) *BR-P*, 8/7/1788, No. 17; *BR-P*, 1/2/1790, No. 36.
- 122) *FB-D*, p. 235.
- 123) *BR-P*, 24/4/1787, No. 48; *BR-P*, 18/6/1790, No. 8.
- 124) *BR-P*, 29/6/1792, No. 15.
- 125) *BR-P*, 22/3/1790, No. 15.
- 126) *BR-P*, 10/4/1787, No. 4; *BR-P*, 18/2/1793, No. 31.
- 127) *BR-P*, 11/7/1788, No. 4; *BR-P*, 19/6/1793, No. 7.
- 128) *BR-P*, 7/5/1789, No. 35.
- 129) *PCR-DNR-P*, 31/3/1778.
- 130) *PCR-DNR-P*, 14/3/1780.
- 131) *S. Taniguchi (1977)*, Section 1- (2) of Chapter 5.
- 132) *S. Taniguchi (1977)*, Section 3 of Chapter 6 (The Market Relations
and the Peasant Economy).
- 133) 同上。
- 134) *PCR-DNR-P*, 16/1/1776.

18世紀後半北部ベンガルの農業社会構造 (3)

- 135) *PCR-DNR-P*, 1/3/1779.
- 136) *GGC-RD-P*, 10/2/1790, No. 49.
- 137) *BR-P*, 24/10/1786, No. 15.
- 138) *Fifth Report*, Vol. 2, p. 16, Para. 62.
- 139) N. Kaviraj, *A Peasant Uprising in Bengal, 1783*, Calcutta, 1972, pp. 20-21, 34.
- 140) *BR-P*, 9/5/1788, No. 27.
- 141) *BR-P*, 9/5/1788, No. 27.
- 142) この地方の大規模な農民騒動では、首謀者に担がれた者がデワヌーのタイトルを名乗る事が慣例になっている。
- 143) *BR-P*, 24/10/1786, No. 15.
- 144) *BR-P*, 24/12/1788, No. 27.
- 145) 同上
- 146) *BR-P*, 17/2/1789, Nos. 43-48.
- 147) *BR-P*, 25/7/1791, No. 12; *BR-P*, 25/9/1795, No. 32; *BDR-BRM*, 22/8/1795, pp. 108-109.
- 148) この‘慣行’の体系を把握することが重要な課題である。現在の我々の利用できる史料、文献からこれを知る事は絶望的に困難である。だが、この史料の壁を新たな史料の発見、新たな問題への接近の両面から打ち破る事こそベンガル史研究をもう一步深める事につながるだろう。
- 149) *CR-P*, 3/4/1786, Nos. 43-49; *BR-P*, 16/6/1786, Nos. 30-31.
- 150) ソウバン・シングともなっている。
- 151) 年の初めの祭であり、これを以て新たな一年の地代取り決めが発効し耕作が開始される。
- 152) *CR-P*, 16/8/1784, Nos. 7-8; *CR-P*, 9/12/1784. ただし、このソウバン・シングが富農であるのか、或いは、かつての土豪層 (Bara Bhuiya など) の流れを汲む者であるのかは、残念ながら、明らかにしえない。
- 153) *BR-P*, 10/4/1787, No. 4.
- 154) *BR-P*, 12/5/1795, No. 51.
- 155) *BR-P*, 25/7/1791, No. 12; *BR-P*, 17/12/1793, No. 28.
- 156) *BR-P*, 28/8/1787.

- 157) *BR-P*, 17/12/1793, No. 28.
158) *BR-P*, 28/11/1792, No. 17.
159) *FB-D*, p. 236.
160) *BR-P*, 22/3/1790, Nos. 15-16, Appendix D ; *SKR-P*, 26/7/1776, No. 134.
161) *BR-P*, 28/5/1790, No. 8.
162) *BR-P*, 18/6/1790, No. 18.
163) *BR-P*, 7/7/1790, No. 30.
164) *GGC-RD-P*, 10/2/1790, No. 49.
165) *BR-P*, 8/2/1788, No. 17.
166) *BR-P*, 1/2/1790, No. 36.
167) *BR-P*, 18/6/1790, No. 18.
168) *GGC-RD-P*, 10/2/1790, No. 49.
169) *BR-P*, 7/7/1790, No. 30.
170) *BR-P*, 7/7/1790, No. 32.
171) 1 Rupee = 16 Anas = 320 Gandas.
172) ライの見解を入れれば、富農層には郷紳（高位ヒンドゥー）が多いから、
‘比較的平等な村落共同体’などは幻想であると言う事になるが、先に
1872年センサスをひいて述べた様に、少なくとも北ベンガルでは農村住民
はより均質性が高く、そこに‘比較的平等な村落共同体’の存在を想定する
事は不自然でない。
173) 関連する文献として、谷口晉吉「ラージバンシー」。
174) *BR-P*, 18/6/1790, No. 8.
175) *BR-P*, 6/11/1792, No. 10A.
176) ラングプル県の事例として、*BR-P*, 22/3/1790, No. 15. ナディア県の事例
として、*BR-P*, 5/8/1794, Nos. 10-16.
177) *FB-D*, p. 237.
178) *FB-D*, p. 130.
179) *FB-D*, p. 131.
180) *BR-P*, 22/3/1790, No. 15.
181) 水田が特に重視された事は、谷口晉吉「ラージバンシー」を見よ。
182) *FB-D*, p. 185.

- 183) Francis Buchanan, *An Account of the District of Purnea in 1809-10*, Patna, 1928, p. 445.
- 184) 1カニは、1標準ピガより僅かに小さい。
- 185) *BR-P*, 7/5/1789, No. 35.
- 186) *FB-D*, p. 244,
- 187) 刈分小作では、粗生産ではなく、地租、種籾の倍量返済などの諸控除後の生産物を折半するのである。より詳しくは、本章4節を参照されたい。
- 188) その根拠を示そう。先程の計算で、農民の地代負担率は粗生産の約25～40%だから、粗収益は約60～75%となる。他方、本章4節で示されるように、刈分小作人の取り分は粗収益の約3分の1である。従って、1地方ピガの農民的保有地の収益と、1.5～2地方ピガの刈分小作地の収益とがほぼ等しくなる。
- 189) *FB-D*, pp. 130-131.
- 190) *FB-D*, p. 245.
- 191) *BR-P*, 22/3/1790, No. 15.
- 192) この状況は、この地方の農村では、今日なお続いている。S. Taniguchi (1987), p. 93-102.
- 193) 本論文第2編, 106-111頁を参照されたい。
- 194) *FB-D*, p. 244.
- 195) *BR-P*, 11/4/1788, No. 58C.
- 196) *GCC-RD-P*, 10/2/1790, No. 49.
- 197) *BR-P*, 11/7/1788, No. 14.
- 198) *BR-P*, 28/2/1794, No. 32.
- 199) ビショリとは、ザミンダールに支払うべき地代、その他の諸経費などを賄うために生産物から初めに差し引く控除部分の1ピシ当たりの控除率である。この率は、地代、経費の増減に応じて変動したと思われる。
- 200) *BR-P*, 22/3/1790, No. 15.
- 201) 同上
- 202) 同上
- 203) その計算は、次の通り。

ピシ ドン

粗生産物	10-0
地代を、1 地方ビガ当たり 10 アナ（一般農民は長百姓より高い地代を払う。）とし、控除する。1 ルピ-当たり 3 ビシで計算すると	1-17
種籾の控除	0-10
その他の耕作費用の控除	0- 4
農民の手元に残る純生産物	7-9
204) 1 カタは 1 ビシの 20 分の 1.	
205) <i>BR-P</i> , 18/6/1790, No. 13.	
206) 同上	
207) <i>BR-P</i> , 18/6/1790, No. 8.	
208) プルニア県では、4~6 頭の役牛が犁を索き、32~36 標準ビガの農地を耕した。F. Buchanan, <i>Purnea</i> , pp. 432-434.	
209) <i>BR-P</i> , 18/6/1790, No. 8.	
210) 同上	
211) <i>FB-D</i> , pp. 91-113; <i>FB-R</i> , BookII, pp. 83-160. 詳細は別稿にて述べたい。	
212) 前掲拙稿「ザミンダール支配の変容……」で詳しい検討を行なった。	
213) 同上	
214) 1872 年予備センサスはその調査方法の杜撰な事が批判されているが、他方、初めてのセンサスであることから人々が自分たちの社会的地位を向上させるために故意にカースト名を変更するという後のセンサスで生じた深刻な問題は、まだ比較的にかさかったと思われる。この理由で、ここではこの予備センサスを敢えて用いる。	
215) 彼の主要な論文は、本稿の注 3 の文献表に示されている。	
216) ダッタの議論へのより詳しい批判は、本稿の一部を英語にした S. Taniguchi, "The Peasantry of Northern Bengal in the 18th Century : with special reference to the Local Small Leaders", Robb, Yanagisawa, Sugihara (ed.), <i>Colonial India in Asian Perspective</i> , Oxford University Press, Delhi (To be published) の Endnote (2) で行なっているので参照されたい。(本の題等は、仮称)	
217) 谷口晋吉「ラージバンシー」で、この方向の初歩的な研究を行なっている。	